

平成二十九年十二月定例会

平成 29 年 第 4 回

菊陽町議会 12 月定例会会議録

平成 29 年 12 月 4 日～12 月 12 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成29年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/4	月	開会・請願 委員会付託・行政報告・提案理由説明・議案審議（議案第40号、議案第44号）質疑 委員会付託・研修報告
12/5	火	休会（議案調査）
12/6	水	一般質問（4人）
12/7	木	一般質問（2人） 全員協議会
12/8	金	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
12/9	土	休会
12/10	日	休会
12/11	月	休会（議案調査） 全員協議会
12/12	火	議案審議（承認第7号、承認第8号、議案第39号、議案第41号～議案第43号、諮問第2号）・質疑・討論・表決 委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成29年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	上田 茂政 (P31～)	1. 白水台地の農業振興について	(1)農地の集積・集約の現状はどうなっているのか。 (2)深迫ダム of 現状について報告を受けたが、その後町はどのように考えているのか。
		2. 防災計画について	防災計画について町はどのように考えているのか。
		3. 今後の行政運営について	(1)後藤町長の今後の行政運営について。 (2)総合体育館に福祉施設の併設の考えはあるのか。また、PFI構想はあるのか。
2	西本 友春 (P43～)	1. ピロリ菌検査への助成について	(1)町の健康診断の項目にピロリ菌検査を追加することと、検査費用の個人負担の軽減をする必要があるのではないかと。 (2)将来の胃がん予防のため、中学生を対象としたピロリ菌検査も必要ではないかと。
		2. デマンド交通について	(1)交通難民対策をどのように考えているのか。 (2)巡回バス+乗合タクシーの複合的なシステムについてどのように考えるのか。
		3. 待機児童解消について	(1)0～2歳までの待機児童の現在までの推移と今後の推移をどのように考えているのか。 (2)町立保育所は平成30年4月以降、0歳児、1歳児クラスを開所できない可能性があるとなっているが、どのような理由で開所できないのか、また、私立保育所についてはどのような状況となっているのか。 (3)町立保育所の民営化に伴い、正職員は保育所以外の業務に就くことについて、どのように考えているのか。
		4. 防災行政無線について	(1)戸別受信機の福祉施設への無償貸し付けの検討はどこまで進んでいるのか。 (2)防災士宅への戸別受信機の無償貸し付けをどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(3)国や自治体、関係事業者が連携し戸別受信機の標準的な仕様を定める検討会を行っているが、安価な戸別受信機が開発された場合の無償貸し付けをどのように考えているのか。
3	甲斐 榮治 (P56～)	1. (仮称)光の森多目的広場の活用について	(1)同広場を防災広場として活用する計画は、町執行部の方向性であるか、決定であるか。 (2)その方針なり決定なりが公表されるまでには、どのような過程を経たか。 (3)その公表の仕方は妥当だったか。 (4)提案した事業を今後どのように進めるつもりか。計画の概要を示せ。 (5)事業に要する資金の概算はいくらか。またその財源はどのように調達するつもりか。 (6)同広場の活用について再検討すべきではないか。
		2. 町立保育所の民営化事業について	(1)計画の遂行が当初の予定より遅れているが、その理由は何か。 (2)武蔵ヶ丘第一保育園の民営化の日程を含め、今後の事業遂行の日程を示せ。 (3)正規37人、非正規106人の町職員の希望と町または引き受け法人の雇用意思に齟齬が起きて、結果として失業のやむなきに至った場合の補償を考えているか。 (4)年度途中の民間移管に問題はないか。
		3. 同和対策事業について	(1)入道水及び馬場地区の教育集会所の再建に関して、県からの補助金は獲得できたか。また事業の概要についての説明はどうするのか。事業費の額は適正か。 (2)平成28年10月21日(金)厚生労働省に陳情した件(IC部品組立工場及び自動車整備工場の震災復旧に関する補助金交付)はその後どうなったか。
4	佐々木理美子 (P70～)	1. 小中学校部活動の社会体育への移行について	(1)町の方針・体制、準備委員会の進捗状況はどのようになっているか。 (2)今後社会体育への移行を小・中学校でどのように進めていくのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 保育園民営化後の武蔵ヶ丘第二保育園について	(1)土地・建物を活用する計画はあるのか。 (2)子育ての場所、児童、子育て世代の交流の場にするべきではないか。
5	大久保 輝 (P83～)	1. 菊陽町復興まちづくり計画（案）について	(1)復興まちづくり計画の目的はなにか。 (2)町の更なる発展に向けた具体的な取り組みはなにか。 (3)菊陽町地域防災計画との整合性はどのように考えるのか。 (4)災害時の情報伝達不足に対する対策をどう考えているのか。 (5)策定プロセスにおける、町民意見の反映はどのように考えているのか。
		2. (仮称) 光の森多目的広場の土地利用について	(1)防災広場としての整備計画はどのようなものか。 (2)防災広場としての整備計画を決定した経過及び国・県との協議状況はどうなっているか。 (3)広場全体の利用計画・構想はあるのか。 (4)防災広場として整備する目的はなにか。 (5)民間企業との災害時応援協定の見直しを行うべきではないか。 (6)広場ではなく、災害時には避難所とすることができる施設等を検討するべきではないか。
		3. 交通体系の充実について	(1)巡回バスは路線によって乗車人数の差が大きいが、効率的な運用を今後どう考えていくのか。 (2)町民の要望は、どのような声があるのか。 (3)乗り合いタクシーの導入をとの声があるが、現在の検討状況はどうなっているか。 (4)乗り合いタクシーの試験運行はできないのか。
6	小林久美子 (P98～)	1. 防災計画について	白川の河川整備については、今後どのように考えているのか。
		2. 巡回バスについて	町外の主な施設までの要望があるが（例日赤など）検討ができるのか。
		3. 子育て支援について	(1)学校給食費の一部補助ができないか。 (2)子ども医療費の自己負担の解消ができないか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		4. 空き家対策について	庁舎内の窓口を一本化してほしいという要望があるが、実現できないか。

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成29年12月4日（月）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成29年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成29年12月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第7号から諮問第2号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 議案第40号 菊陽町空家等対策協議会条例の制定について

日程第8 議案第44号 町道路線の認定について

(委員会付託)

日程第9 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 大久保 輝 君

2番 阪本 俊浩 君

3番 西本 友春 君

4番 那須 真理子 君

5番 佐々木 理美子 君

6番 中岡 敏博 君

7番 吉本 孝寿 君

8番 吉山 哲也 君

9番 北山 正樹 君

11番 石原 武義 君

12番 岩下 和高 君

13番 大塚 昇 君

14番 川俣 鐵也 君

15番 上田 茂政 君

16番 小林 久美子 君

17番 甲斐 榮治 君

18番 渡邊 裕之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木 定伸 君

書記 山川 真喜子 君

書記 益満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤 三雄 君

副町長 吉野 邦宏 君

教育長 上川 幸俊 君

教育次長 徳淵 盛也 君

総務部長 吉川 義則 君

福祉生活部長 阪本 浩徳 君

経 済 部 長 今 村 敬 士 君
 会 計 管 理 者 兼 市 原 憲 吾 君
 会 計 課 長 中 島 秀 樹 君
 総 合 政 策 課 長 酒 井 章 彦 君
 総 務 部 審 議 員 兼 矢 野 信 哉 君
 税 務 課 長 阪 本 章 三 君
 福 祉 課 長 服 部 誠 也 君
 福 祉 生 活 部 審 議 員 兼 川 上 一 弘 君
 健 康 ・ 保 險 課 長 井 芹 渡 君
 福 祉 生 活 部 審 議 員 兼 丸 山 直 樹 君
 町 民 課 長 士 野 公 典 君
 商 工 振 興 課 長 川 端 慎 一 君
 都 市 計 画 課 長
 環 境 生 活 課 長
 教 育 審 議 員 兼
 学 務 課 長
 図 書 館 長

土 木 部 長 大 山 陽 祐 君
 総 務 課 長 板 楠 健 次 君
 財 政 課 長 西 本 一 浩 君
 人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 古 賀 直 之 君
 子 育 て 支 援 課 長 東 桂 一 郎 君
 介 護 保 険 課 長 宮 川 照 之 君
 農 政 課 長 山 川 和 徳 君
 土 木 部 審 議 員 兼 小 野 秀 幸 君
 建 設 課 長 矢 野 和 幸 君
 下 水 道 課 長 小 泉 秀 和 君
 総 務 課 総 務 法 制 係 長 小 梅 原 浩 司 君
 生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 渡 辺 博 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成29年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番佐々木理美子君、6番中岡敏博君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法施行70周年記念式典が11月20日、東京国際フォーラムで開催をされました。22日には、町村議会議長全国大会がNHKホールで開催され、大会終了後に、県関係国会議員への要望書の提出を行いました。大会内容等につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、先般、議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告いたします。

次に、今回受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託をいたしましたので、報告をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成29年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、12月を迎え、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年発生しました熊本地震から1年7か月が過ぎました。町を見渡しますと、少しずつではありますが、復旧・復興の歩みが着実に進んでいるところであります。また、10月22日に執行された衆議院議員総選挙は、安倍晋三政権の継続を掲げた自民党が単独で280を超える議席を得て圧勝し、連立を組む公明党と合わせ、憲法改正の国会発議に必要な3分の2を上回ったこともあり、アベノミクスが加速するとともに、これまでの経済政策が続くものと予想されます。

それでは初めに、全国町村長大会について報告いたします。

11月29日に、東京都のNHKホールにおきまして全国町村長大会が開催されました。内容は、全国町村会長になられました荒木泰臣嘉島町長の挨拶に続き、大島衆議院議長などの来賓の方々が祝辞を述べられ、議事に入りました。

大会決議として、本年は11項目が提出されました。主な内容を紹介しますと、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復旧の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。一つ、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生のさらなる推進を図ること。一つ、道州制は導入しないこと。一つ、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源の総額を確保することなどが全会一致で決議をされました。

また、重点要望として、平成30年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に9つの事業について十分配慮するよう強く要望しています。主な内容を紹介しますと、1項目めに、大規模震災、豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化に関することとして、平成28年熊本地震からの復旧・復興対策等について。2項目めに、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進に関することとして、地方創生のさらなる推進や社会保障に係る安定財源の確保、子育て支援の充実等について。4項目めに、地方税財政に関することとして、地方交付税の総額の確保や固定資産税の安定的確保について。6項目めに、教育施設等の推進に関することとして、老朽化したスポーツ、文化施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建て替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化、バリアフリー化等の機能向上に対する国の財政措置を創設すること等についてであります。

なお、大会ではほかに、政府・与党が2018年度税制改正で創設を目指す全国森林環境税の実現を求める特別決議も採択をされました。

次に、熊本地震の復旧・復興対策からの行政報告をいたします。

まず、熊本地震による損壊家屋の解体、撤去についてであります。現在、半壊以上の罹災家屋等に対する公費による解体を実施しております。進捗状況につきましては、11月末現在で、

自主解体91棟を含む全棟数が424棟のうち完了が398棟、進捗率93.86%となっております。全体的には、申請者の権利関係あるいは家財道具の搬出などの解体準備の遅れで処理できない数件を除き、12月末までに完了する見込みであります。今後も、この事業の早期完了を目指して取り組んでまいります。

次に、共同墓地復旧支援事業についてであります。熊本県では、平成28年熊本地震復興基金の交付対象として、集落共有の墓地において、通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援するための共同墓地復旧支援事業を追加されました。本町でも相談を受けている地区がありましたので、補助金交付要綱を制定し、熊本地震により被災した共同墓地等の復旧に係る費用の一部を補助することとしました。

次に、農業関係の支援についてであります。被災された農業者の支援については、被災農業者向け経営体育成支援事業に取り組んでいるところであります。この事業は、今まで農業に頑張ってきた方々が農業を続けられることを条件として、農産物の生産、加工に必要な施設の修繕に対する助成や、被災した農業用施設の撤去についての補助を行うものであります。現在までに延べ115経営体231物件の申請があり、申請件数の全部の5億1,905万円の補助金の交付が決定しており、53の経営体では既に事業が完了しております。

次に、11月に開催しましたイベントについてであります。

11月11日土曜日に、本年度30回目となりましたすぎなみフェスタ2017を開催しました。その際には、今年も姉妹都市の屋久島町から荒木町長以下12名をお迎えし、華を添えていただきました。会場内のコーナーでは、地元産の農産物や加工品の販売や、各種団体の展示や体験コーナーなど、内容の充実を図ったところであります。また、ステージでは、町立、私立保育園の遊戯や演奏、子ども向けショーや各種団体の出演などが行われ、天候も秋晴れの中、約7,000人の来場者でにぎわいました。今後も、菊陽町の基幹産業であります農業とともに、健康、福祉、環境、人権等の分野を含めた総合祭として、町民相互の交流を深め、都市部と農村部の交流による農業の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、11月19日には、一昨年新たに整備しました鼻ぐり井手公園を主会場に、第8回菊陽町鼻ぐり井手祭を開催しました。当日は約1,400人の来場があり、馬場楠の獅子舞や菊陽南小学校児童による鼻ぐり井手をめぐる劇など、盛りだくさんのステージ発表と、町文化財ボランティアガイド及び子どもボランティアガイドが鼻ぐりの説明を行い、来場者に菊陽町に残る歴史的遺構をPRすることができました。

次に、鹿児島県屋久島町との災害時相互応援協定の締結についてであります。

11月11日に、本町の姉妹都市であります鹿児島県屋久島町と災害時相互応援協定を締結しました。協定の主な内容は、災害発生時の食料、生活物資などの提供や救急、医療、防疫のほか、職員の派遣などについてであります。

なお、本町が県外の自治体と災害時相互応援協定を締結したのは、大阪府豊中市に続き2例目であります。

次に、地方創生推進事業についてであります。

平成28年度から国の地方創生推進交付金を活用し、実施しているきくよう健康ビジネス起業化プロジェクトについて、今年度においては菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」の改修を行い、健康メニューを提供するレストランや健康増進ジムを設置し、タニタと連携した健康メニューの開発などに取り組んでいるところです。

また、町民の健康づくりの取組に対してポイントを付与し、「さんふれあ」商品券と交換できるきくよう健康倶楽部事業を平成30年1月から開始し、光の森町民センターをはじめとしてふれあいの森研修センターや南部町民センターなど、町内施設に健康づくりの取組を拡大してまいります。これらの事業の推進により、町の農畜産物や加工食品等の需要を掘り起こすとともに、町民の食事や運動など、健康意識の向上を図ってまいります。

次に、地域防災計画及び受援計画についてであります。

まず、地域防災計画の見直しについてです。計画本体の見直しとあわせ、小学校区別の防災計画を策定することを6月議会で報告し、8月には第1回のワークショップを行ったところです。現在、取りまとめと検討を行っており、近いうちに第2回目のワークショップを実施します。

また、県が設置する復興基金を活用し、県と協力しながら、本町における災害時受援計画を策定しております。これは、災害時に自衛隊や他の市町村からの応援の受入れをあらかじめ定めておくことで、早期の災害復旧を図るものであります。いずれの計画も、平成30年3月までに定めることとしております。

次に、公立保育所民営化について報告いたします。

町では、本年3月に新たな菊陽町公立保育所民営化計画を策定し、子どもが多様な保育を受けられることができる機会を増やし、保育を含めた子育て支援全般を充実させることを目的に、町立保育所の民営化を進めております。計画策定後は、関係者の十分な理解を得るため、議員の皆様、各区長及び民生委員の方々、保育所職員、保護者の方々への説明を行ってまいりました。その後、説明の際にいただいた御意見や外部有識者等から成る選考委員会の御意見などをもとに募集要項を作成し、去る12月1日に、町立保育所の白菊園、白鈴園、さくら園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園の5園の民営化に係る移管先事業者の募集を開始したところであります。

次に、企業誘致について報告いたします。

企業誘致につきましては、原水工業団地内に平成29年6月に立地協定を締結しましたSUS株式会社様が、11月9日に地鎮祭を行い、新工場の建設に着手されました。新工場の完成は来年5月の予定と伺っております。

また、同団地内に立地しております金属部品加工のナカヤマ精密株式会社様が、生産開発機能の強化として、約3億円を投じ、新棟の建設等をされるため、平成29年11月16日に立地協定を結んだところであります。

最後に、本町出身で、今季2,000本安打を達成したプロ野球中日ドラゴンズの荒木雅博選手の町民栄誉賞授与式と記念祝賀会を、12月26日に開催することとしております。関係する町民の皆様とともに議員の皆様にも御案内しておりますので、御多用中とは思いますが、ぜひとも御臨席賜りますようお願いを申し上げます。

以上、震災関連及び全国町村大会も含めて行政報告をいたしました。今後も安全で安心できる生活を回復し、震災前の生活や事業活動を取り戻し、加えて、一歩進んで将来の発展につながる復興を力強く進めてまいりたいと考えております。議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出承認第7号から諮問第2号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出承認第7号から諮問第2号までの9件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題とした議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成29年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、承認2件、議案6件、諮問1件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に提案理由を申し上げます。

承認第7号は、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第3号））であります。

平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）については、地方自治法第179条第1項の規定により9月28日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものであります。

去る9月28日に衆議院が解散され、総選挙が10月10日公示、10月22日投開票の日程で執行されることとなったため、これに伴う予算であります。内容は、歳入歳出予算の総額に1,508万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億3,929万3,000円と決めました。

承認第8号は、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）であります。

内容は、町道に係る損害賠償請求事件に関しまして、損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものであります。

議案第39号は、菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、印鑑登録証の亡失の届け出があった場合の本人の意思確認の方法を改め、あわせて字句の修正をするものであります。

議案第40号は、菊陽町空家等対策協議会条例の制定についてであります。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行されたところであります。本町においても、地域住民の生命、身体、財産の保護及び生活環境の保全を図るためにも、同法第7条第1項の規定に基づく協議会を設置し、空き家等対策への対応が必要となってくることから、今回、条例の制定を行うものです。

議案第41号は、平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に9億332万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を166億4,261万8,000円と定めるものであります。

歳入は、町税を2億4,532万6,000円、国庫支出金を1億753万円、県支出金を1億3,563万7,000円、諸収入を3,964万6,000円、町債を3億7,070万円、それぞれ増額するものです。

一方、歳出では、総務費を1,731万2,000円、民生費を3億609万8,000円、農林水産業費を3億5,717万4,000円、土木費を1,712万2,000円、教育費を1億9,290万8,000円、それぞれ増額し、公債費を948万7,000円減額するものなどです。

議案第42号は、平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に50万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,245万1,000円と定めるものです。

歳入は、諸収入を50万4,000円増額するものであります。

歳出は、諸支出金を50万4,000円増額するものであります。

議案第43号は、平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容につきましては、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を785万1,000円減額し、13億5,077万8,000円と定め、事業費用を785万1,000円減額し、13億3,821万2,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、増減の補正はありませんが、資本的収入予算内において予算組み替えの調整を行い、資本的収入予算の確保を図ることとしております。

議案第44号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました南花立地区ほか2件の開発に係る道路6路線を、新たに町道として認定するものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

人権擁護委員のうち1名の方が平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、候補者

として、菊陽町沖野4丁目11番19号にお住まいの別府逸郎様を再任の候補者として推薦するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明申し上げますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

これから議案第40号、議案第44号について各課長の説明を求めますが、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、詳細な質疑については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第40号 菊陽町空家等対策協議会条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第40号菊陽町空家等対策協議会条例の制定についてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（中島秀樹君） おはようございます。

議案第40号菊陽町空家等対策協議会条例の制定について説明申し上げます。

空き家対策に関しましては、適正な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行されました。本町におきましても、地域住民の生命、身体、財産の保護及び生活環境の保全を図るために協議会を設置するものです。

提案理由といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく協議会の設置に伴い、菊陽町空家等対策協議会条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

空き家対策の条例につきましては、1ページめくっていただきまして、まず第1条、設置です。空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という）第7条第1項の規定に基づき、菊陽町空家等対策協議会（以下「協議会」という）を設置する。

第2条、所掌事務を定めております。協議会は、次に掲げる事項について協議することとしております。第1号、空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう）の作成及び変更並びに実施に関する事項。第2号、空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断及び特定空き家等に対する措置の方針に関する事項。第3号、その他空き家等に関する対策の推進に関して町長が必要と認めること。

第3条は、組織に関することを定めております。協議会は委員15人以内をもって組織する。第2項、委員は町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱することとしております。第1号、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者。第2号、町議会議員。第3号、地域住民。第4号、関係行政機関の職員。第5号、その他町長が必要と認める者。

次に、第4条、委員の任期等について定めております。委員の任期は2年とする。ただし、

再任を妨げない。第2項、委員が欠けた場合には補欠の委員を委嘱することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。第3項、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条、会長及び副会長について定めております。協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。第2項、会長は会務を総理し、協議会を代表する。第3項、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

第6条は、会議について定めております。協議会の会議（以下「会議」という）は会長が招集する。第2項、会長は会議の議長となり、議事を整理する。第3項、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

第7条、意見聴取に関することを定めております。協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

第8条につきましては、庶務に関するものです。協議会の庶務は総務部において処理する。基本的には、総合政策課が処理することとしております。

補則、第9条、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附則。施行期日です。この条例は平成30年1月1日から施行することとしております。

招集の特例、最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集することとしております。

以上、説明を終わります。

失礼しました。附則の2項、最初に招集されるの招集につきまして、てへんが抜けております。修正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 組織について質問をしたいと思います。

この協議会の会長と副会長は委員の互選によるというふうになってますが、これは町長が当たられるべきものですか、全く別の場合もあるということでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 空き家対策に関しましては、法律が施行されまして協議会を設置して進めることとしております。基本的には、町が主体となって進めていくべきものと考えておりまして、委員の互選ということは定めておりますけれども、そういう意味合いからしますと町長が会長として進めさせていただきたいと考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 質問いたします。

第3条ですけれども、今、課長の説明ですと、町長が会長として総理をしていくということになると、これは基本的には行政の仕事の範疇ということでしょう。その中に、委員の中に町議会議員が入ってるんですね。議会というのは行政のチェック機関として存在しますので、私の考え方からすると、こういう行政の職務の内容に議員が委員として入るとするのは好ましくないと考えておりますが、町議会議員がここに入ってる理由は何でしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、議会と町の関係に関しましては、二元代表制であつたり行政の監視ということは承知しているところです。空家法第7条第2項には、市町村のほか地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認める者をもって構成すると例示列挙してあります。空き家問題に関しましては、少子・高齢化が進展する中、今後ますます大きな社会問題となることが確実です。早い段階からしっかりと対策をとっていかねばならないと考えているところです。また、行政だけで解決できるものでもないと考えます。そのため、議会や専門家、警察や消防、地域も巻き込み、一丸となって取り組まなければならないと考えているためです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 第2条の2番、空き家などが特定空き家などに該当するか否かの判断及び特定空き家に対する措置の方針に関する事項について、少し説明をいただければと思っております。特定空き家についての説明も一緒をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） まず、特定空き家について説明をいたします。

特別措置法によりますと、特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれがある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態に認められるものを特定空き家と言っております。通常、住んでないところを空き家と言うのであれば、危険な状態、不衛生な状態になったものを特定空き家というふうに定義してあるところです。

第2条第2号の空き家等に該当するか否かの判断につきましては、その建物が本当に防災、防犯上危険な空き家かどうかというのを私たち行政だけで判断することは非常に難しいものですから、それぞれの専門家、例えば所有権の問題等もありますので弁護士であつたり、それから建物に関して詳しい情報をいただくために建築士であつたり宅建業者、不動産鑑定士と協議

をして、そこが特定空き家になるかどうかということ判断していく、そういった事務を受け持ってもらおうというところで考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第40号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第44号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第44号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

議案第44号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。①、②、③、④の路線は、杉ノ本6号線から杉ノ本9号線の4路線であります。場所は、尚綱大学短期大学部附属幼稚園の南側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

2 ページを御覧ください。⑤、⑥の路線は、新山31号線、新山32号線であります。場所は、新山区、新山公園の西側になりまして、それぞれ民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） じゃ、質問をいたします。

町道の5号、6号線ですね。2ページの内容ですけれども、いずれも袋小路になって行き止まりですね。前回もこういうようなミニ開発に伴う袋小路の道路が、実は続いているわけですね。で、こういうものは、6号線とか、この入り口、道路、新山原水線ですね、そのところにも家が建ち並ぶわけですけど、そういうところの出口が仮に火事になってとんとんとんと類焼していったときに、袋小路の奥の方は避難する場所がない。そういうまちづくりの考え方ですが、こういうことからすると、こういう袋小路を、ミニ開発をしました、県にも届け出ました、ですから町に寄贈します、はい、分かりましたと言って受けるのは大変問題があると思いますが、この辺のまちづくりに対する考え方としてはいかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） 議員がおっしゃいました袋小路の道路でございますけれども、まちづくりの基本の考え方としましては、道路網というのは公道から公道へ続くということを基本的に思っております。ただ、それが現実的にできない場合は袋小路という形で、今回も議案に提出しましたけれども、こういう形になるものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 続けて質問しますが、県が一定の手続を伴って許可をしたので、菊陽町はそのまま、そのままと言ったら失礼ですけども、断ることができないということで認定したというように僕は捉えてるわけですけども、今現在、菊陽町の中にもミニ開発に伴って非常に通りづらい道路がいっぱいできてますね。ですから、県は勝手に、勝手にと言うと失礼ですが、県は勝手に事業許可というか、開発許可をする。でも、菊陽町に住む我々が安全面とかそういう面で大きな影響があるわけですね。ですから、こういうことをもっともっと一つ菊陽町の主体として、例えば条例をつくるなり、あるいは規則をつくるなりして、こういう袋小路は県が認めるにしても町の方としては寄贈を受けないというような体制をとるべきだと思いますが、その辺についての考えはいかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） 開発行為については、もちろん県の方もチェックしますが、町の方でもチェックしながら、なるべく袋小路にならないような形で検討を行っているところでございまして、指導もまた行っているところでございます。開発行為により設置された道路といいますのは、都市計画法の第39条、その中で市町村が管理することと規定されております。ですから、そのことに基づいて市町村が帰属を受け、管理をしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） そりゃ分かってるんです。分かってるつもりで質問してるんですよ。じゃ、例え話をします。出口のところで火事になりました。類焼していきますと。風が吹いてどんどん。そうすると、消防車が来たとしても、入り口のところで消火することはできるかもしれないけど、道の奥の方は消防自動車が入れなくて消火活動ができない。その結果、どんどん類焼して行って、住民が逃げ場所を失って、仮に命を失う。大きな被害を受ける。そのときに、この道路は町が管理している、そういう形で住民が町に対してある程度の損害賠償等々の請求を行うということは考えられないですか。

もしくは、法律上、それはあることは分かってるんですよ。ただ、市町村が掲げる条例についても上乗せ規定というものは現在としてあるわけですから、菊陽町はそういう法律を認めた

上で、まちづくりの観点からこういう袋小路というものは受けることはできないという等の意思表示等はできると思う。その辺についてはもう少し強い意識を持って、こういう法律があるから開発行為に伴って受けるというのは、何か唯唯諾諾と受けてるというふうにはしか感じないわけですよ。まちづくりの主体というのは我々菊陽町、町民が考えることですので、そういう意味から、住民の生命、財産を、特に生命ですね、そういう危険があるというものはやはり認めるべきではないと思います。そのことについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） 町としては、一定基準の開発基準を満たしている道路については町の方が帰属を受け、管理をするべきというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第44号について質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りをいたします。

会議規則第39条の規定により、議案第40号、議案第44号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 研修報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、研修報告について。

これから閉会中の特定事件の調査について、総務常任委員会、文教厚生常任委員会で研修された件について報告をお願いいたします。

まず初めに、総務常任委員長吉本孝寿君。

○総務常任委員長（吉本孝寿君） すいません、ただいまより総務常任委員会の研修報告を行います。

我々総務常任委員会では、町民の関心が非常に高い予約型乗り合いタクシーの研修を、11月7日に福岡県の八女市で委員会研修を行ってまいりました。八女市におきましては、平成18年と22年の2度の合併を経て、人口約7万人、面積480平方キロメートルでございます。福岡県内で2番目の広さでございまして、その66%を森林が占めているという市でございました。

八女市におきましては、八女市地域交通協議会を事業者、土木事務所、公安、住民の代表、学識経験者で構成をされており、事業者選定におきましては事業者からプロポーザル方式で選

定が行われており、会員登録は80代が半数を占め、また最高年齢は97歳の方がいらっしゃるということでございました。予約受付、配車などの運行業務は、商工会に委託をされておられます。総額1,800万円の内訳といたしましては、人件費が1,300万円、残りをシステム及び事務調査費に充てられておられます。平成19年7月から八女市住民移送サービス研究委員会を設置をし、平成22年1月に第1次実証運行開始、12月に第2次実証運行が開始をされ、平成23年4月に12台の運行をされておられます。また、平成24年4月に本格運行へと移行をされておられます。

市内11エリアのエリア内移動を原則に、平日のみ8便を運行されておられます。10人乗りワゴンタクシーを12台、金曜日に13台を運行されており、予約受付、配車等運行業務を八女商工会に委託をし、運行業務を地元事業者、予約配車システムをNTT西日本に委託をし、利用方法は、事前に登録をしていただき、登録者が利用の30分前までに電話で予約をし、片道300円で玄関から玄関まで送迎をしていただくシステムでございました。運賃におきましては、タクシーの初乗りの約半額ということから300円の設定となったようでございます。

利用状況は、運行当初、1日の利用客は二十数名だったようでございますが、半年後には目標を超えるたくさんの市民の皆様が利用され、平成28年度におきましては1日平均約217名の利用で、年間5万3,900名が利用されているようでございました。利用者に喜んでいただけるように、商店街の買い物でポイントシールを発行し、ポイントがたまったら乗り合いタクシー券と交換をするなどの独自の工夫もされており、また民間バスとの共用も呼びかけておられました。本格運用まで5年を要し、ニーズはあったが、運行してみると利用客に反映できていないなどの全てがスムーズに進んでいるわけではございませんでしたが、現在では約80%の市民の暮らしが便利になったというアンケート結果も出てるようでございました。

研修当日、予約センターも拝見をさせていただきましたが、その短時間におきましても予約が入っており、ニーズが非常に高いということを改めて理解をできたところでもございます。私ども議会が開催をする語る会でもコミュニティバスの御意見があり、町民の関心の高い、そしてこれまでも、また今回も一般質問で取り上げられる予約型乗り合いタクシーであります。八女市のシステムを菊陽町にも当てはめてみて、高齢化が進むことが考えられる菊陽町におきましても、バス停からバス停までのコミュニティバスの運行ではなく、玄関から玄関までのドア・ツー・ドアの予約型乗り合いタクシーの運行が望まれるのではないかと、今後も委員会としてしっかりと検討をしてまいります。

これをもちまして総務常任委員会の研修報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総務常任委員長長の報告を終わります。

次に、文教厚生常任委員長北山正樹君。

○文教厚生常任委員長（北山正樹君） おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会の研修報告をいたします。

去る10月18、19日の両日にわたりまして、阪本福祉生活部長とともに福岡県那珂川町、岡垣

町、春日市に出向いて、おのおのの研修地から貴重な御意見をいただいております。以降、順を追って研修内容を報告いたします。

那珂川町では、病児・病後児保育の現状を課題といたしました。

同町が掲げる病児・病後児保育事業の目的は、児童が病気にかかっている、または病気の回復期にあつて集団保育が困難であり、保護者が勤務等の都合により家庭で保育できない場合に、医療機関の専門スペースで一時的に児童を預かるサービスであり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、あわせて児童の健やかな育成を目的としているとして、対象者を、生後90日から小学校6年生までの児童のうち、病気の回復期に至らない児童及び病気の回復期にあつて集団保育が困難であり、保護者が家庭で保育できない町内外の児童を対象としていて、定員は4名でありました。

保育という言葉、概念から、一般的には未就学児童を対象と思われがちではありますが、那珂川町では小学校6年生までを対象としていることに特色があると感じました。同政策の実施機関は那珂川町ですが、実務はキッズデイケアルームなかがわの名称で、かく、かくというはおのおのという意味じゃなくて郭さんという方ですけど、かく小児科医院が看護師1名、保育士2名を配置して一括して運営しており、児童の病状が急変した場合などは迅速に同病院が対応するなどの体制がとられていて、保護者は児童を安心して預けられるとの感触を得られました。昨今の労働環境の変化に伴い、休みたくとも休めない子育て世代のニーズに応えることは、子育てしやすい町を標榜している本町にとっても最重要課題であることから、本町に至っても那珂川町の事例を参考にして、特に病児を対象として取り組んでいくべきであることを感じました。

次に、公立保育園の1園を民間へ移行した岡垣町に、その際の進め方を課題として訪問いたしました。

岡垣町が民営化へ移行した背景と対象とした園は、1、国の方針から財政上必要であったこと、2、民営化後の法人の経営が継続して行われることが重要であることを踏まえ、規模の大きい園を対象としたこと、3、余裕の出た財政を利用して民間が担えない保育分野を充実させるためというものでした。方針決定以降、1年を超える日程を定め、民営化をなし遂げたということでした。また、同園に務めていた保育士の処遇については、引受法人に善処を求め、結果、ほぼ全員が引受法人に勤務することになり、合同保育等も実質的には必要がなくなったとの説明でございました。

法人選定にかかわる情報の公開、公表についてであります。全ての応募法人名は応募時点で公表され、引受法人が決定した場合には全ての応募法人のおのおのの評価獲得点数を公表するなど、積極的に経緯を公表したとのことでありました。また、民間移行後の同町の役割として、民間事業者への運営の指導や助言を行い、保育の質の向上を図る役割を担う、また子育て支援という広い分野において、住民の子育て支援のための取組などを通じて責任を果たすとしており、民間移行後の岡垣町の責務等も明確にしておりました。

続いて、小学校の部活動を社会体育へ移行させることについて、春日市の事例の一つとしてNPO法人春日イーグルスを視察をいたしました。

社会体育についての福岡県の姿勢は、小学生を対象とし、小学校のグラウンドを利用した運動であっても、児童・生徒の個人的活動と捉えていることです。誤解を恐れずに言えば、一般的な学習塾、例えば公文塾、そろばん教室、英会話教室、剣道とか柔道とかの武道教室等々と同じと思っていただければ分かりが早いのではないかと思います。

訪問したNPO法人春日イーグルスでは、全員が資格を有し、かつ有給の、有給というのはお給料があるという意味ですけど、有給の体育指導員が児童の指導を担当していますが、その費用について春日市は、社会体育団体が個々に設定する応分の負担を保護者が負担をすることでしていました。また、同NPO法人の会計では、市からの補助金は受けていない状態で運営されており、そのかわりの会費、授業料として、週1回で月約4,000円弱、年5万円弱を保護者が負担しているということになります。本町の小学校では、月数百円、1年でも数千円の負担でスポーツの指導を受けられていて、スポーツ指導員にかかわる人件費は含まれていないなど、学校の先生方によるクラブ活動が当たり前になっている現状から大きくかけ離れている実情が判明をいたしました。

平成31年度には社会体育体制へ移行を実施する場合は、まず第1に体育指導員の確保が重要課題となります。また、保護者の負担についても、部活動を担当している教職員の過重な労働実態等の解決が必要であることの周知を含めて、注意深く取り組んでいただくことを加えて、以上、文教厚生常任委員会の研修報告といたします。

○議長（渡邊裕之君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時57分



# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成29年12月6日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成29年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成29年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |   |     |    |     |   |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 大久保 | 輝   | 君 | 2番  | 阪本 | 俊浩  | 君 |
| 3番  | 西本  | 友春  | 君 | 4番  | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番  | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番  | 中岡 | 敏博  | 君 |
| 7番  | 吉本  | 孝寿  | 君 | 8番  | 吉山 | 哲也  | 君 |
| 9番  | 北山  | 正樹  | 君 | 11番 | 石原 | 武義  | 君 |
| 12番 | 岩下  | 和高  | 君 | 13番 | 大塚 | 昇   | 君 |
| 14番 | 川俣  | 鐵也  | 君 | 15番 | 上田 | 茂政  | 君 |
| 16番 | 小林  | 久美子 | 君 | 17番 | 甲斐 | 榮治  | 君 |
| 18番 | 渡邊  | 裕之  | 君 |     |    |     |   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高木定伸君  
書記 山川真喜子君  
書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |       |                 |       |
|----------------------|-------|-----------------|-------|
| 町長                   | 後藤三雄君 | 副町長             | 吉野邦宏君 |
| 教育長                  | 上川幸俊君 | 教育次長            | 徳淵盛也君 |
| 総務部長                 | 吉川義則君 | 福祉生活部長          | 阪本浩徳君 |
| 経済部長                 | 今村敬士君 | 土木部長            | 大山陽祐君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長       | 市原憲吾君 | 総務課長            | 板楠健次君 |
| 総合政策課長               | 中島秀樹君 | 財政課長            | 西本一浩君 |
| 総務部審議員兼<br>税務課長      | 酒井章彦君 | 人権教育・啓発課長       | 古賀直之君 |
| 福祉課長                 | 矢野信哉君 | 子育て支援課長         | 東桂一郎君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>健康・保険課長 | 阪本章三君 | 介護保険課長          | 宮川照之君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>町民課長    | 服部誠也君 | 農政課長            | 山川和徳君 |
| 商工振興課長               | 川上一弘君 | 土木部審議員兼<br>建設課長 | 小野秀幸君 |
| 都市計画課長               | 井芹渡君  | 下水道課長           | 矢野和幸君 |

環境生活課長 丸 山 直 樹 君  
教育審議員兼 士 野 公 典 君  
学務課長 川 端 慎 一 君  
図書館長

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君  
生涯学習課長兼 梅 原 浩 司 君  
中央公民館長  
農業委員会事務局長 渡 辺 博 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） おはようございます。上田茂政でございます。

大変朝晩寒くなりまして、お年寄りの方なんか、さぞきついんじゃないだろうかと思っておりますが。私も今日は6時半に起きまして、畑にちょっと肥料をまいてきたんですけども、帰ってきたのが8時半か8時ぐらいだったと思いますけども。

菊陽町も第1次産業が主体でございますが、指定産地受けましたニンジンが、十数年たっておりますが、なかなか生産者の思うように金額もくれないということで、今は12月で、本当に播種を植えつけしたり、そしてまた収穫もしなくてはならないと。そういう状況の中でも、今年年を越せるかなという人がかなりおられます。そういう農家の、指定産地を受けたにもかかわらず、農業がなかなか発展していかないと。これは、いろいろ、菊陽町の責任ではございませんが、例えば政府におきまして、日銀の総裁の黒田総裁が今度かわられるということでございますが、デフレ脱却はできても、なかなか、経済は伸びても、農家の、要するに第1次産業はなかなか消費者も伸びない。それかと思つて、物も高くはないんですけども、なかなか消費者の消費ができないということはどこかに原因があるんじゃないだろうかと。ただアベノミクスで一党独裁体制でございますが、小泉進次郎さんが言われるように、なかなか手の数の中でそこまでは言えないと、俺だけが言えるというような日本の社会の中で、国会議員の中でそういうニュースも聞くんですけども。我が町も、やはり、何ていいますか、議会と執行機関の9条、6条の中をどう考えるかと、スムーズにいくかと、両輪のごとくというような、私はそう思っているんですけども。

二、三日前に、お年寄りがハウスの中に10人ばかり入ってました。あんたたちは何しとるとなつて言つたら、われはがん寒いけん、ハウスの中へ入つとつた。ハウスの中、なぜ入つとつとかといつたら、俺ら年寄りだけんねって、家は寒いし、ビニールの中はぬくかけん、ビニールの中に入つとけば光熱費も要らんし、そがんとつとつたというような農家の方々が、たくさんお年寄りがおられました。昼はどがんすつとなつたら、昼はもう面々に帰つてまた来つたいというようなことで、これから寒いのに、本当につらいなと思つました。人生いろいろありますけども、本当に私たち30年時代は、ともにいい時代があつたんですけども、逆に今の時代は、何もする、子どもたちに対しても何不自由なくやつてるんですけども、何かどこか欠

けてるところがたくさんあるんじゃないかなとこう思っております。

今日は補聴器をつけてきたんですけども、なかなか補聴器が、昨日3時間ほどかかって調整したんですけども、なじまないで外しました。ですから、ちょっと町長も大概緊張しとんなですか。いやいや、私も本当、もう毎回毎回質問するなら緊張しませんですけど、たまに、4年に1回ぐらいかきませんので、多少緊張しておるところでございます。

そこで、今日の質問事項に入りますが、質問事項につきまして、白水台地の農業振興についてでございます。防災計画について、今後行政運営についてでございます。

あとは質問席の方からいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） それでは、白水台地の農業振興について、農地の集積・集約の現状についてお尋ねしたいと思えます。

白水台地の農地かんがいの施設は、整備後35年経過しておりますが、老朽化も進み、最近では、地震のせいでもあります。また特に最近では、何となく修理が余計行われていると思えます。経費もたくさんかかっていると思えますが、畑地かんがいの施設の現状はどうなっているのかお尋ねしたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） おはようございます。お答えします。

白水台地は、西原村大切畑の湧水を深迫ダムに貯留しまして、この貯留水を利用した畑地かんがいが行われております。

御承知のとおり、このかんがい施設は整備から35年が過ぎ、至るところで漏水するなど、施設の老朽化が著しく進んでいる状況でございます。

昨年度の修理件数は、本管のみですけども、だけでも5件、その修繕に要した経費が787万円であったということでございます。

本年度につきましては、既に5件の漏水が発生するなど、これを管理するおおきく土地改良区では対応に追われている状況でございます。早期の再整備が求められているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 修理の方は大体分かったんですけども、かんがいの施設の再整備が必要ではないかということでございますが、再整備に当たりまして、地元負担が少なくとも済むように、担い手の農業者への農業の集積が進められていくということで、現在の進捗状況を今後事業としてどう進めていくのかをお尋ねしたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

農地の担い手の集積につきましては、この狙いとしましては、まず担い手農業者へ農地を集

めることで、経営の大規模化を促し、経営の効率化を図り、国際競争力を高めようとするものでございます。国、県の補助事業に取り組む場合におきましても、補助率の上乗せを行うなど、集積率の高い地域が有利に取り組めるといった特典がございます。

白水台地かんがい施設の再整備につきましては、補助率の高い県営土地改良事業での実施を模索しているところでございます。この場合であっても、受益者の負担というものは必要とされております。

そこで、中心農業経営体の集積促進事業に取り組みまして、担い手農業者に農地を集積することで、集積率に応じた補助率の割合が高くなるような制度を活用いたしまして、受益者負担を抑える狙いがございます。平成29年4月1日現在の集積率は約45%でございました。11月末現在、最近におきましては53%となっております。

また、補助率割合が6.5%加算されるといった、補助率66%以上、集積率ですけど、この以上を目標に掲げまして、今現在集積率を上げたいというところで努力しているところでございます。

本事業につきましては、平成27年度に受益者への説明会を開催しております。また同時に、基礎調査を行うなどの作業を行っておりますが、昨年の発生しました熊本地震によりまして、以後の作業がストップ状態になっているという状況でございます。

今後の事業の計画としましては、平成30年度、来年度に当たります、事業実施地区の合意形成を図りたいというふうに考えております。また、翌年、31年度につきましては、計画概要の作成、熊本県県営事業への事業要望、32年につきましては、事業計画の作成、33年、県及び国との事前協議、採択申請の手続に入る予定としております。また、34年度に事業着手を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 今課長が言われましたように、大体担い手が、集落におきまして3人程度かいないんですよ。あとはもう60歳以上のお年寄りばかりが今現在農業に努められております。ですから、今の課長の答弁で、よりよい担い手が仕事をしやすいように早くやってやらないと、なかなか今の状態では、大型農業機械も入れられないし、またお年寄り、借金もできないということで、大体既存の集落の方々が少なくとも80歳までぐらいやっておられるんですけども、やめたら生活ができんと。つくっても生活ができんとということで、年金は月3万円ぐらいかないけんというような形で、いろいろ問題点がたくさんありますので、今農政課長が言われましたように、集積の方は早目に、町あたり、県あたりをお願いして、一年でも早く集積できることと、そしてまた担い手の確保をしっかりと努力していただきたいと思っております。

それから次に、深迫ダムの現状報告を受けたが、その後町はどのように考えているかということでございますが、かんがい施設の再整備が必要だが、再整備に当たり、地元負担が少なくとも済むよう、先ほど担い手の話をしたんですけども、担い手農業者への、先ほど農地の集積

が進められている。現在の進捗状況は、先ほど何年度にやるということでございましたが、今後の事業の推進、事業の進め方、もう一回お願いします。分かってですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

（15番上田茂政君「あ、すいません、これ、ちょっと。失礼しました」の声あり）

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 深迫ダムだったですね。ちょっと分からんようになった。

深迫ダムの現状の報告を受けたということで言ったんですけども、私は毎年、深迫ダムの草刈りといいますか、農業をしている人は全部草刈りに深迫ダムに年3回ぐらい行きます。そのとき、地震の影響もあったかなと思うんですけども、11月の初めに、農業者、している人はほとんど草刈りに深迫ダムに行くんですけども、シートが無残に剥がれとったんですよ。その前には、地震のときは剥がれてなかったんですけども、地震のせいと台風3号のせいかなで。台風があったから剥がれたかなって。もうその無残な姿、それはとても、ちょっと地震後に見に行くと、台風後に行ったのが全然もう、あともう見て見れないような状況でございましたので、その後につきまして、復旧の状況を、これお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

7月4日に襲来しました台風3号によりまして深迫ダムの遮水シートが破断しております。この破断総額が、被害額が6,000万円を超えるといった甚大なものになっております。この災害復旧工事につきましては、県営農地等災害復旧事業によりまして施工するとした上で、熊本県からは、町を含む受益者の負担は必要としないという判断をいただいております。また、10月3日付では、県営農地等災害復旧工事の施工決定通知をいただいたところでございます。

復旧工事につきましては、工事期間を6か月要するという見込みということで伺っておりますし、本年度内に工事を発注したい、平成30年の台風シーズン前には完成をさせたいという県からの情報をいただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 深迫ダムは、もともと県営でしたんですけども、あれは私が学生の時代にできたんですが、空港建設に当たって、農家にあめとむちといいますか、反対がなかなか出ないようにというようなふうで建設されたとその当時は私は聞いております。代替地といいますか、やはり空港をつくるために、ダムをつくって、そして圃場整備して、そしていい農業ができますよというような感覚で、私がおやじあたりから聞いたのは、そういうふうにおもっているんですけども。

当然管理は県から委託され、おおきく土地改良区で行われているんですが、県からの委託費が削られているというか、少なくなっているというふうなことを聞いております。

そこで、農家の人が心配しているのは、負担のかからないようにというようなことと、今県に管理負担の増額等要望書が出されているというようなことで聞いておりますが、その後の状況は、話せるだけでもいいですから、ちょっとお願いしたい。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

深迫ダムの全般のこの管理につきましては、昭和57年5月1日付で、熊本県と当時の白水台地土地改良区、現在はおおきく土地改良区となっております、との間におきまして、深迫ダムにかかわる管理委託協定書を締結してございます。この協定書に基づきまして、管理をおおきく土地改良区が受託し、現在に至っているというところでございます。

しかしながら、平成21年度までは、57年から21年度までは、管理に要する経費のおおむね2分の1程度の額を熊本県が負担するというような形で受託をしておりました。しかしながら、それ以降、県の財政も厳しくなったということでございます。年々熊本県の負担額が削減され、本年度におきましては4分の1にも満たない額の提示を受けたというところでございます。

そこで、これを受けまして、おおきく土地改良区と本町菊陽町では、関係機関、関係団体等の協力を仰ぎ、平成21年度までと同様の2分の1の額の負担を要望したところでございます。

この要望に対しまして、熊本県農林水産部長は、ダムの設置された経緯を重要と考えており、設置経緯を踏まえ、協定書及び当時の契約書に倣い、2分の1の負担を守っていきたいという回答をいただいたところでございます。

これによりまして、来年度以降の委託管理費につきましては、平成21年以前と同様に2分の1の負担をお願いできるというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 農家の方も少しは安心されたと思います。4分の1の負担しか出ないということになりますと、かなりやはり農家の方々に水を使うに当たってはかなり単価が上がってきますので、どうかその辺のところをしっかりと努力していただきたいと思っております。

2番目に、防災計画についてでございます。防災計画について町はどのように考えているかということですが、私は、防災、実を言うと防災の広場を言いたかったんですけど、なぜ言いたかったかと言いますと、私が当時委員長のときに、あそこを、議員の皆さんの90%以上の賛同を得て、あれ21億何千万円で買ったんですから、その当時のことをちょっとお話ししながらと思ってしたんですけども、議運の委員の方から、私が議会の復興支援委員長もやっておりますので、防災の広場はどうかと、今さらというような質問も、指摘もしてきていますが、言え言えんじゃなかったんですけども、ああ、そうかなって思いまして、防災広場の整備に切り替えたところでございます。防災広場の整備、これは何というか、計画の方がしっかりと、もっと重要性があるんじゃないかなと思ひまして、計画というものに変えました。



防災計画というものは、台風、水害など自然災害、また今度の熊本地震、火山の噴火、山火事などの災害が発生したときに、応急対策をどうするのか、災害から復旧はどうかということを決めたものであって、現在私も議会の復興支援特別委員会の委員長として、災害から復旧はどうかということに議論または研究、町に提言しているところでございます。

そこで質問ですが、菊陽町でも今回の地震を経験して、町の防災計画を見直ししていくと聞いていますが、熊本地震がどのような教訓を得て、それを見直しする防災計画にどのように反映されようとしているのかをお尋ねしたいと思います。

また、防災計画は、町民の被害を少なくするためにも対策や町民の生活再建をどうするのかということが最も大切なことでありまして、そのために防災計画には町民の希望や意見を反映させる必要があると思いますが、そのために防災計画を見直すに当たっては、住民の希望や意見を反映させるためにはどのような方法をとったのか、そして結果は新しい防災計画にどのように反映されているか説明をお伺いします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。お答えいたします。

2点の質問があったかと思いますが、まず1番目の質問にお答えさせていただきます。

熊本地震の対応につきましては、幾つもの反省点がございました。特に大きな反省点は2点あったかと考えております。1つ目は、災害対策本部体制です。大規模災害時の情報収集・発信や罹災証明の発行業務など、初めての災害対策業務に対する体制構築に手間取ったことがございます。2つ目は、いわゆる自助・共助に関することです。平時から数日分の水や食料の蓄えを御家庭で行っていただくことや、地域において互いに支え合うことの重要性を改めて感じたところです。

このような反省点を踏まえ、現在地域防災計画の大きな見直しを進めていますが、その内容は、被害を最小化し、迅速な回復を図る減災を基本方針として多岐にわたって行っております。

一部を紹介しますと、例えば災害対策本部体制についてですが、これまで平常時の部及び課の体制を基本に、平常業務と関連のある災害業務を割り当てておりましたが、災害発生直後の業務と時間が経過してからの業務は種類も量も変わることから、柔軟な対応ができるような体制に改めます。

次に、自助・共助に関することについてですが、災害が発生した場合を想定し、各家庭においての備えの対応をどのようにしておくべきなのか、例えば日ごろから危険箇所の確認、ライフラインの供給停止や物流の停止に対する備え、出火防止に対する備えなどの周知啓発を図ることも考えております。

また、避難所のあり方についてですが、指定避難所は、主に住宅が被災された方などを一時的に滞在させる施設です。熊本地震では、避難が長期化したことから、一定期間の避難ができるような整備と運営方法を改めて検討したいと考えております。

そのほかに、熊本地震では、町外からの避難者もあったことや、南海トラフ地震も想定し、広域避難の受入れに関する計画も盛り込むことにしております。

なお、熊本県の地域防災計画とも整合性を図りながら、地域防災計画が実際の被害での経験を踏まえたものとして見直しをしてみたいというふうに思います。

次に、2番目の防災計画を見直すに当たっての住民の意見等を反映させるためにどのような方法をとったかということでございますけれども、住民の希望や意見を反映させるため、地区内の実情に合わせた校区别防災計画を策定することとしております。この策定に当たっては、区長や自治会長さんに集まってお話しいただき、ワークショップを開催しながら進めているところでございます。区長、自治会長さんは、熊本地震の際の地区住民の状況をよく把握され、困ったことや反省点など数多く御存じのため、地域防災計画の見直しの参考にさせていただいております。

また、住民の意見として、復興まちづくり計画に関する住民アンケートの調査結果も計画の見直しに活用しているところでございます。

このような住民の御意見は、災害の際の避難所、車中泊、備蓄物資、情報収集などの住民の行動につながる項目についてできるだけ反映したものとなるよう進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 熊本地震につきましては、さすがに皆さん方もびっくりしておられたんじゃないかなと。熊本には地震はないというような感覚は、ほとんど県民の方もそう考えておられたんじゃないだろうかと思うんですけども。

地震の発災後、私も、去年の4月16日でしたけども、揺れが少し終わりました、落ちついて、家族の安否と親戚や縁者の方々の安否を確認したところは、もう皆さん誰でも一緒だろうと思うんですけども、そこでお年寄りの、親戚のお年寄りとか、区の近いお年寄りの方々の安否を確認し、また役場に行ったんですけども、議員さんも多々おられましたが、役場では町長を筆頭に災害対策本部をつくられて、避難の対応がなされておりました。今度のような災害は二度とあってはならないということではございますが、あったとしても、町民が安全・安心な生活が戻れるように、完全な新防災計画をつくって、町民の皆さんの訓練をますます充実させていただきたいと思っております。

また、自助・共助・公助、この件につきましては、やはり総務課長が言われましたように、私は震災でこの件はよう分かったんですよ。ただ、役場の職員さんにばかり、町民が、職員は何もとらんで、何も持ってこんとか、そういう方、いろいろ、全ての面で町の職員に対する非難はかなりあったと思います。あったのはいいんですけども、自分がどういう立場にあるかをまず町民の方々も知ってもらいたい。自助は、自分たちで3日分の食料ぐらいは最低でも何かあったときは持つとかにやいかんて。共助は、やはりともに、例えば避難所におった場合

とか、あそこは我が場所だんねえとか、ここは我が場所だんねえじゃなくて、お年寄りがあるならば、ああ、どうぞとか、みんな分かち合いながらやっていかなきゃならない。そしてまた、公助は町としての責任を果たしてもらいたいと。この点をしっかりと、公助の点、これをしっかりと町民の方に位置づけていけば、町の職員さんも少ない中で、ちゃんとした避難の体制がとれるんじゃないだろうか、私はこう思っておりますので、そういう啓発も兼ねてやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

今後、行政運営について、後藤町長の今後の行政運営でございますが、町長は、3期目に当たってはこう言われておりましたですね。先人の志と知恵を忘れずにとということと、健全な行財政と行政は町民のためにあるということをおっしゃっていただきました。

また、安全・安心が確保され、経済、また産業活動ができ、教育、文化、健康、福祉が十分になされ、「生活都市 きくよう」の実現を掲げられ、その実現に向け、絶え間ない努力により実行されました。しかし、今年の熊本地震により、被災者の支援や復旧・復興もなし遂げなければならなくなり、その責任は重大でありました。

これまでの実績を踏まえ、地震は道半ばではございます。家屋の解体は93%以上進んでおりますが、復旧・復興を確実に進めるために、これまで築いてきた菊陽町のにぎわいといいますか、震災前に継続されるようなことをしていただいて、「人・緑・未来輝く生活都市 きくよう」を実現されるためにも、来年のことではございますが、次期町長選に出馬され、町の基本構想の目標の実現に実行していただきたいと思いますので、町長の御答弁をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

それでは、ただいまの今後の町政運営についてということでもありますので、答弁をさせていただきます。

平成18年に町政をお預かりするようになってから、もう12年目を迎えたところであります。4年前、私が3期目を迎えるに当たりまして、町政をお預かりすることに当たっての自分自身に対するこの誓いを申し上げました。今上田議員も言われましたけども、その一つは、先人の志と知恵を忘れないということでもあります。2つ目が町の財政は破綻させないということ、そして3つ目は、町行政は町民のためにあるということでもあります。この3つの誓いというのは、いつも私の心の中にある誓いでもあります。

そして、この誓いは、菊陽町が当時菊陽村として、3村合併したときの初代の松岡村長、2代目が齊藤村長、そして3代目は、私を職員として採用いただいた、村から町へ町制施行された阪本町長、そしていろいろ役職等がつく中で、私よりも薫陶を受けた前任の富永町長、そして議会議員の皆様、町職員の先輩や仲間たち、こういった人たちの教え、後ろ姿から学んだことでもあります。

この誓いを胸に抱きながら、時代や社会の変化に伴って生まれてくる町民の皆様の新しいニーズに応じていくために、3期目の目標を、1つ目が安全・安心が確保され、2番目に経済・

産業活動ができ、そして3つ目に教育・文化、健康福祉が十分になされるという「生活都市 きくよう」の実現を掲げまして、菊陽町のにぎわいを継続していくために全力で取り組んでいるところであります。

3期目の目標であります「生活都市 菊陽」の実現のために、具体的な重点政策としまして、待機児童の解消と教育及び施設の充実ということでは、待機児童解消のため、新たな市立保育所の設置や小規模保育所の認定、また耐震診断により危険でありましたもみじ園を建て替えとあわせて民営化を行ったところであります。

教育施設では、中学校の耐震補強と増改築を、小学校では武蔵ヶ丘北、菊陽北、菊陽西小学校の増改築等を行い、子どもたちが安心して授業を受けることができるように整備を進めてまいりました。

また、学習サポーターや特別支援指導助手の配置により、教育環境を整え、快適な環境できめ細やかな教育が受けられるというように進めてきたところであります。

次に、子育て支援、高齢者・障害者福祉、健康づくりの充実では、子ども・子育て支援では、学童クラブの施設整備を進め、児童数の増加する西小学校、中部小、菊陽北小学校の学童クラブの施設整備を行い、保護者運営の学童保育から学童クラブきくようを立ち上げまして、保護者の皆様が安心できるように進めてきたところであります。

スポーツ施設の整備、芸術文化、生涯学習の充実では、鼻ぐり井手公園の拡張整備や総合スポーツ施設の整備のため、総合体育館の建設に向けての基金積立てを行い、準備を進めているところであります。

暮らしを快適にする基盤整備と安全・安心のまちづくりは、熊本県、合志市と協定を結びまして、菊陽空港線の効果による延長決定や、国道443号の整備、4車線の推進、原水駅周辺の整備にも取り組み、念願でありました光の森交番も来年4月には完成する予定でありまして、町民の皆様の安全・安心を築いてまいりました。

農業・商業・工業・観光の産業の活性化によるまちづくりにつきましては、認定農業者の担い手の育成や生産基盤の整備に取り組み、そして企業誘致や大型商業施設の立地などによりまして、活気がある町となっていることについては皆様も実感しておられることではないかと思えます。

また、町民と行政が一体となった協働のまちづくりや健全な行財政運営に努めながら事業を実施してきました。

このような仕事を進めるに当たっては、町民の皆様、議員の皆様、そして町職員の御協力をいただき、進めることができたものでありまして、皆様に心から深く感謝を申し上げる次第であります。

しかし、3期目の任期途中の平成28年4月に熊本地震が発災しました。4月14日の前震度、16日の本震、菊陽町では震度7という計測数値は出ませんでしたけれども、益城、西原村に近いところでは震度7になったのではないかと思います。特に戸次の方に行ったときに、地元の

方からそういう話があったところでもあります。

そういった中で、甚大な被害が発生いたしました。発災後、すぐにこの災害対策本部を役場玄関前に設置したところでもあります。まず、避難所を開設し、自衛隊や消防団、警察、ボランティアの皆さんと食料や飲料水を調達し、被災された方々の安否確認と被災家屋のブルーシートかけ、そして瓦れきの撤去、炊き出しなど、当座の生活の確保のために、先ほど申し上げました方々に加えて、土木建設業協会や建築業組合などの建設関係の事業所、商工関係の方々など、たくさんの方々に御支援をいただいたところでもあります。

東日本大震災後、きずなという言葉がよく使われるようになりましたけども、私もこの熊本地震のときほどこのきずなという言葉強く意識したことはありません。今もそうでありませぬ。

このきずなで、先ほど申し上げただけではなく、役場職員、社会福祉協議会の職員、区長さん、区の役員の方々、そして議員の方々とも強く結ばれたと思っておりますし、感謝申し上げなければならないと思っております。本当にお世話になりました。また、本当にありがとうございました。

そして、震災後、この目で町内の被災状況を確認し、この耳で町民の皆様や企業の方々の声を聞いて回りました。これは、震災からの復旧・復興について、町民の皆様がどう思っておられるのか、どんな不安や悩みがあるのか、復興に向けて行政がやることに漏れはないのか等々聞かせていただくために、職員とともに何度も何度も座談会、懇談会、意見交換会を開いたところでもあります。それをいただいた声をもとに、熊本県、内閣府、財務省、総務省、農林水産省、文部科学省や政党、国会議員に対して要望書をしたため、菊陽町の復旧・復興について陳情、お願いをしてまいりました。その成果というものは着実に見えてきております。

熊本県の蒲島知事は、熊本地震からの創造的復興という言葉をお使いになります。ただ単に震災前に復興させるだけではなく、未来につながる復興をするということでもあります。私も、今仮設住宅にお住まいの方、町外のみなし仮設住宅で生活しておられる方々、そして売上げが震災前を超えるように懸命に働いていらっしゃる方、こういう方々と一緒になって、熊本地震以前の菊陽町を回復し、さらに将来の輝かしい「生活都市 きくよう」につなげていくという創造的復興をなさなければならないと新たに決意をしているところでもあります。

本町は、震災後も人口は増加し続けております。新たに「生活都市 きくよう」にお迎えする方々、そして前からのかたいきずなで結ばれた町民の方々と手を携えて、菊陽町の創造的復興に取り組みたいと願っております。

今後、事業決定した菊陽空港線の延伸や国道443号線整備を確実に進め、人口増加と経済発展の好循環をつくり出す地方創生の取組も充実、発展させ、加えて総合体育館事業の具体化に着手していきたいと考えております。

私は、12年間、町政の運営を任せていただきました。今また郷土を大切に思う心を改めてしっかりと持って、町民の皆様と御一緒に、一日も早い創造的復興を実現したいと思っております。

す。そして、安全・安心で活力があり、教育・文化が栄える「生活都市 きくよう」の実現のために全身全霊で仕事に打ち込む覚悟であります。菊陽町町政運営に挑戦してまいる決意をしております。

多くの町民の皆様から、熊本地震からの復旧・復興、そしてさらなる菊陽町の発展を目指し、次期もしっかり頑張れ、頼むぞといわれるような励ましの言葉をよくかけていただきます。本当にありがたいことでもあります。このような町民の皆様の御賛同、お許しをいただいて、四たびの町政を引き続きやらせていただきたいと思いますので、ここに出馬の表明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） ぜひ出馬していただきたいと思います。継続は力なりと言いますが、先人の富永のおやじも7期務められましたが、時代が時代の流れとしませば、今の時代と、またそのときの時代がありますけども、地震もあったし、その継続もしていかなければならないということでございます。町民の方々が好き嫌いはどこでもあります。議員の方々も好き嫌いいっぱいあります。私なんか特に言われて、まだずっとやと言いやんなったばってんが、近ごろになって、もう我しかおらんけん、死ぬまでしとけて言われた。そういうことも言われるんですよね。本当に、もう何しとるかちょっと分からんて言われて、今になって、もう我しかおらんけんしとけて、死ぬまでしとけ。ほんなら、そりやもう10期もせにゃんごつなるじゃないなって、そういう言葉も、部落の中とか、いろんな私の支援者の方々からよく言われるんですけども、ありがたいことではあります。

そこで、町長はやるということでございますもんで、総合体育館と福祉施設の併設を考え、またPFIと、これは福祉施設をすると100億円以上の金額になるんじゃないかと思えますんで、福祉施設は、例えば他の町村と一緒にやればいかなということ、次回の方に回したいと思えます。ですから、体育館の方だけをちょっと考えさせていただきたいと思えます。

町長の先ほどのいろいろ、〔取消し〕といいですか、やられたことを一生懸命言われました。実際実行されましたので、そういう希望、今からもそういうことでやるということでございますので、長年、やはり、何といいですか、体育館の課題、よそにあって菊陽町がないということで、取組はどうするか、具体的に進めていくのかいかないのか、進めていかなら、もう町長は打っ倒さなんいかんばいて、そういう気持ちの人たちもいっぱいおられますので、しっかりとどういうふうに進めていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この後期基本計画の中で、総合体育館を含むこのスポーツ施設の整備の検討についてを10点、施策として位置づけておるところであります。今後、熊本地震からの復旧・復興に伴う事業や児童・生徒の増加に対応するなど、いろんな事業があります。そういった中で、多額の財政負担が予想されるところでありますけども、本当に総合体育館につきまし

ては、多額費用を要しますが、この総合体育館に向けて、先ほども言いましたように、基金の造成等も図っておりますので、平成30年度におきましては、この具体的な取組についてのところから入っていくというところで今検討して、教育委員会の方とも連携をとりながら検討しているところであります。

そういうところで、30年度からこの建設に向けての取組を始めていく予定にしております。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 今、来年度に向けてヒアリングがあつてるじゃなかですか。だけん、そのヒアリングの中に、30年度なら、いずれにしてもヒアリングがあつてますので、その中で何らかの形で織り込むということですね。それでいいですか。

（町長後藤三雄君「はい」の声あり）

ぜひ他の町村にないような、光の森多目的広場の借金もそろそろ、二十何億円の金も終わったでしょう。

（町長後藤三雄君「終わりました」の声あり）

ということは、他の町村から菊陽町はよかねと言われることはよう言われるんですよ。ところが、うちはお金を使ってないからよかつばいたって私は言うんですよ。あんたのここはお金使つとらんで、いや、うちは、人口も増えよるばつてんなつて、財政をちゃんと考えてからなしてつて、よそはやるばなし、使いよるばつてんうちは使わつさんけん、今は健康な体でおつとたいて私は説明するんですけども、やはり町民の期待にもある程度応えていかないと、ただ私がつ百姓ばかりして錢ばかりためんな、ある程度吐き出してか、次は頑張らんぞつて、借金のあるけん、頑張ろうかねつて、そういう気持ちで、やはり首長は、その辺のところはやはり職員の方々と話し合いながら、そしてまた町民の方々に答えを出していただくのが町長の責務ですから、しっかりと、出馬の4年するということで、当選され、そしてそれを実行されて初めて、ああ、後藤町長はよかつたばいなと言われるようなことをしていただきたいと思ひます。

そしてまた、最後になりますがつ、いつも東の方は、私は体育館も東へつくれなんか言わんとですよ。東の方、白水台地、東の方、私たち、この要するに庁舎から東側がつ、もう何も、またなに一つもない。これこそ地獄か天国か分からんで。そういうことも踏まえて、やはり、今後総合政策、そしてまた町長、皆全員で、職員全員で考えて、そしていい町をつくつていただきたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 上田茂政君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時51分

再開 午前11時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆様おはようございます。

本日は多くの傍聴来ていただきまして、ありがとうございます。

私、上田議員みたいにおもしろくは言えないので、申し訳ございませんが、前もってお断りしておきます。

議員番号3番、公明党の西本友春です。

今回は、一般質問の時間配分がうまくいかず途中となりました9月度のピロリ菌検査への助成についてと、3月度の一般質問で回答だけとなり、提案ができなかった待機児童解消についての質問と、校区別の復旧・復興等の懇談会や語る会などで質問のありましたデマンド交通について、また防災行政無線について、町の考え方について質問をさせていただきます。

質問は質問席にてさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 日本がん学会の講演で、北海道大学がん予防内科学講座特任教授の浅香正博先生は、「今日本人がかかっている胃がんの98%はピロリ菌感染によるものです。ピロリ菌は、1982年に発見され、その後、がんだけでなく胃潰瘍や十二指腸潰瘍にも関連することが分かりました。ピロリ菌に感染すると、数週から数か月でピロリ菌感染胃炎を発症します。これは病理学的な慢性炎症であって、症状がない場合もあります。この状態になると、日本人の場合は8割以上が萎縮性胃炎という胃酸の出ない状況に陥ります。さらに、このうち1%未満が分化型がんへと進行するのです。萎縮性胃炎にならず、ピロリ感染胃炎から直接発症する病気もあります。胃・十二指腸潰瘍や胃・MALTリンパ腫、胃ポリープといった病気です。女性に多い未分化型のスキルス胃がんもピロリ感染胃炎から生じます」と講演されています。また、1994年にWHOは、ピロリ菌を確実ながん因子と認定しました。

このようなことから、私たち公明党菊陽支部では、ピロリ菌検査で胃がんを予防と訴えさせていただき、ピロリ菌検査の実施及びその助成を求める署名活動を実施し、5月24日に菊陽町町民の声として1万1,705名の署名を後藤町長に提出させていただきました。

私自身、ピロリ菌の除菌は、最初1回目は最後の日に酒を飲んで失敗して、2回検査をすることになりました。後藤町長もピロリ菌検査をされたということで、町の健康診断の項目にピロリ菌検査を追加することと、検査費用の個人負担の軽減をする必要があるのではないか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 詳細については、この後担当課長から説明させますけども、まず私の方からお答えしたいと思います。

今西本議員が言われましたように、1万1,705名の町民の皆様からのこの署名の方を受け取



ったところでありますけれども、本当に1万1,705名という、署名簿だけでも重たいんですけども、内容的なものについても重く受けとめております。

私自身も、人間ドックの胃カメラの飲んだ中で、ピロリ菌がおるとというのが分かりまして、検査していただいた先生の方から、ピロリ菌は除菌しておかないと非常に胃がんが発生しやすいという指示がありましたので、病院の方に行きまして、その除菌の方に行きました。そのとき大変ありがたかったのは、このピロリ菌検査は、これ保険適用がなかったのが、私が行ったときにはもうその保険適用になっておりましたので、大変安い金額でできたということで、それからはいろいろそのピロリ菌の話があるときには、もう保険の適用もあるということで、いろんなそういう、何かピロリ菌がおると言われた方にはそういう話をして、受けられるように話をしているところであります。そういうこともありまして、この署名の中にもありましたように、ピロリ菌を除菌することが胃がんの予防につながるということが評価されているということも十分理解しているところであります。

この署名運動は、熊本県内という広範囲なものであるということも聞いておりましたけども、ピロリ菌検査の実施について、町として今後どのように取り組んでいくか、町でそれを取り上げていく場合は、国や県の、どう今このことについてに位置づけてあるか、さらに近隣自治体の方にもこの署名が出されたと聞いておりますので、そういったところの状況などを踏まえて、この近隣の、特に近隣の市町村とは連携をとって、十分踏まえた上で取り組むようにということで指示してございまして、担当課にこのように伝えておりますので、今後の取組について、近隣自治体と話すよう指示しているところであります。

今日の新聞では、宇城市の方が来年度からこの検査を実施すると出ておりましたけども、そういうところも踏まえながら、近隣自治体との関係、また国や県の動きなども担当課の方でいろいろ調べて、また検討しておりますので、担当課長の方から詳細については答弁をさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） おはようございます。お答えいたします。

ピロリ菌検査は、胃がんの要因と言われるピロリ菌感染の有無を調べる検査であります。熊本県内では、ピロリ菌検査を実施または検査費用を補助している自治体は現在3団体であります。議員が先ほど言われましたWHOでのこのピロリ菌が発がんの要因の一つであるということは認められていることではありますけれども、このピロリ菌検査ですけども、国立がん研究センターが示す有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインにおいてはその有効性が立証されていません。よって、町が集団健診を委託している熊本県総合保健センターでの集団健診の検査項目にもありません。このため、今の町の集団健診においてはピロリ菌検査を追加することができません。

町としましては、がん検診受診率の向上と胃がんのリスク要因である喫煙、高塩分、野菜・果物不足などの生活習慣の改善への取組を推進しています。健診の検査項目にピロリ菌検査を

追加することについては、費用負担の面も含め、近隣市町の担当課レベルで話し合いをしておりますが、先ほど町長の方からも少し話がありましたけども、胃がんと関連性などの科学的な根拠がはっきり立証されていませんので、もう少し国の動向や近隣自治体などの様子を見る段階であると考えています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 科学的実証とか、国の方で認められてないと言われてますが、WHOでは確実ながん因子と認めてるわけでございます。日本の医学のところはどうも進んでないというところがあって、そこに反対するつもりはございませんが、しっかりそこは取り組んでいただきたいというふうに思っておりますし、その国の方針とか、なっていないからという部分ではちょっと納得できないような気がします。

浅香先生の講演の中で、10歳代のうちにピロリ菌の検査を受けることを提案されています。若いうちに除菌しておけば、胃がんでなく、胃潰瘍、ポリープなどの胃の病気を将来にわたってほとんど予防できるからです。現在、全国の幾つかの自治体でこの案が予算化され、中学・高校生に対するピロリ菌検査が行われるようになってきましたと言われております。佐賀県は、2016年度から、県内の中学3年生を対象にピロリ菌の検査を実施しています。また、天草市では、今年度から中学3年生を対象に実施しています。将来の胃がん予防のため、中学生を対象としたピロリ菌検査も必要ではないかと考えますが、町の考えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） お答えします。

日本人のピロリ菌の感染率は中高年で高く、若年層では低い傾向にあるようです。ピロリ菌感染者が全て胃がんになるわけではありませんが、最近県内外の自治体で、議員も言われましたように、中学生や高校生に対するピロリ菌検査を実施する動きがあります。

しかしながら、ピロリ菌に感染していることが分かり、除菌を行いますと、除菌するために投与される複数の抗生物質による下痢、味覚障害などの症状があらわれる可能性もあるようです。

御質問の中学生を対象としたピロリ菌検査の実施につきましては、先ほどの大人の健診と同じように、もう少し国の動向や近隣自治体などの様子を見る段階であると考えています。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど、ピロリ菌がなければがんにかかるのがないということを私は言っているわけであって、できるだけ、これも周辺自治体と調整しながら、実現可能な形で検討をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、デマンド交通ということで、区長さんたちとの意見交換会などでも声を頂戴しています。また、近隣の人からも声を頂戴しております。

菊陽町の巡回バスは、幾度か運行路線や時間帯の見直し検討が行われ、現在の路線と時間帯となっています。今回の質問に当たり、路線図と時刻表を見ますと、非常に検討されていて、町内のあらゆるところが網羅されていると感じました。

私の家からバス停までは約200メートルぐらいで問題はないが、声を頂戴した人も、バス停は違いますが、約200メートルぐらいです。しかし、そのバス停に行くのが苦痛だと言われました。70歳代前半の方です、その方は。菊陽町の10月31日現在の年代別人口構成によりますと、70代以上の人口は5,508人、60歳代を加えますと1万400人、25%となっています。バス停まで遠い人は、500メートル以上ある人もいます。また、足腰の不自由な人もおり、巡回バスを利用したくても利用できない人がいることは、6月度の佐々木議員の質問で、循環線の1便当たりの低利用数と、アンケートで8割の人が利用しないと回答していることから推測されます。

また、少し古いデータで申し訳ありませんが、国土交通省のデータで、地域別公共交通の利便性に関する満足度では、過疎地域では73.4%が不満を持っており、非過疎地域でも33.3%が不満を持っております。菊陽町では、通常の路線バスと町独自の巡回バスがありますが、利用できなかったり、利用しない人で、町の施設や病院、または買い物等で不便を感じている人に対する交通対策をどのように考えているのか、またできるだけ早くデマンド交通の検討委員会を設置して、1年から1年半ぐらいかけて、住民アンケート、県内の導入先進地の視察も含めて検討を行うべきと考えるが、今後デマンド交通を検討するに当たって、現在のメンバー構成のままで行うのか、町はどのように考えているのか、この2点をお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） おはようございます。

交通難民対策に関する御質問ですが、答弁の前に、交通難民の定義が明確でなかったために議員に事前に確認させていただいたところ、一般に言う交通弱者、具体的には、自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため、公共交通機関に頼らざるを得ない人、特に公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人とのことであったため、このような意味で答弁をさせていただきます。

本町には、地域公共交通として、路線バス、巡回バス、JR、タクシーがあります。またそのほかに交通弱者対策として、外出支援サービス、移動支援事業、熊本都市圏福祉有償運送、あるいは社会福祉協議会が行っているキャロットサービスにおいて、インターネットを介して、自宅にいながら商品の注文や受け取りができる買い物支援サービス事業を実施しています。

路線バスの路線数が減る中、町民の皆様をはじめ区長会や老人会などの団体から、巡回バスの運行本数を増やし、駅など公共交通へのアクセスを改善し、行き先が増えるような路線に変更してほしいという要望がある一方、巡回バスにかえて乗り合いタクシーやタクシー券を導入

してほしいという要望や相談を受けています。

また、これまでに多くの議員からも地域公共交通に関する御提案をいただいているところで

す。  
このようなことから、交通弱者対策については、本年6月議会の佐々木議員の、今後高齢者による免許返納者が直面する買い物、通院等に対する移動手段の代替え等としてのデマンド交通政策はあるのかという一般質問に対しまして、次のように答弁しております。

町内を運行する路線バス、巡回バス、JR、タクシーや近隣自治体が運営するコミュニティバスなど、多様な公共交通機関の運行実態、交通事業者の将来動向についての意向を総合的に検証し、課題を整理して、地域ごとにどのような手法が町民の交通ニーズに効率的で効果的に対応できるか、どのようなサービスが可能であるか、適切であるかなどを受益者負担の度合いや財政的な観点も含めて検討し、その対策を講ずる考えであると、このように答弁したところです。

そこでまず、御質問のデマンド交通も含めた総合的な交通弱者対策を構築していくこととして

います。  
具体的には、交通問題の有識者を座長として、路線バス、JR、タクシー等の交通事業者、議会、区長会、婦人会、老人会、障害者団体、社会福祉協議会、小売企業などから成る（仮称）交通弱者対策懇話会を設置して、交通弱者のための対策について議論をし、意見を交換し、懇話会提言を練り上げていただきます。次に、今申し上げました懇話会提言を現実に事業化するための（仮称）交通弱者対策協議会を設置し、事業実施のための組織、事業予算、財源、事業実施スキームを構築した後、交通弱者対策事業の実証実験を始めます。これらのことを今後一、二年程度かけて作業をし、実証実験ができるようにしていきたいと考えています。

また、町民の皆様の中には巡回バスを利用したことがない方もいらっしゃると思われるため、区長や区の役員、老人会や婦人会などの各種団体の役員や町民の皆様に、まずは巡回バスを体験していただくことをこの懇話会の事業として実施することも考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 検討委員会をつくるということで、非常に前向きな回答で、各議員も、今まで質問した議員もかいがあるかなというふうに感じております。

菊陽町地域交通会議委員がさまざまな組織団体から21名で構成をされていますが、今年度に公共交通会議は開催されたのか、またされているのであればどのような内容か、分かれば回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

本町の地域公共交通会議は、道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その

他旅客のの利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置しています。

御質問にあったように、本町の地域公共交通会議の委員は21人で構成されておりまして、住民の代表が4人、路線バス事業者の代表3人、タクシー事業者の代表2人、熊本運輸支局職員1人、路線バス事業者の運転手が組織する団体の代表3人、国、県、町の道路管理者いずれも1人の3人です。警察職員1人、学識者2人、町の職員1人の計21人となっております。

本年度は9月21日に会議を開催しておりまして、内容といたしましては、菊陽町が運営する有償運送、外出支援サービス事業の有効期間を更新するために、当該事業の必要性や利用運賃について協議をお願いしたものです。

この会議で、事業は適当であると御判断いただき、運輸局に登録申請、更新を行ったところ  
です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 大津町は、既存のバス停から500メートル以上離れている地域で、タクシーを利用し、町中心部以外の1日8便の乗り合いタクシー、また長洲町は、ワゴン車を利用し、1日9便、午前8時台から午後4時台のきんぎょタクシー、南阿蘇村は、ワゴン車を利用して、1日8便で西地区エリア、東地区エリアを乗り継ぎ場所で乗りかえる方式、和水町は、タクシーを利用して、町内8か所限定で到着時間を厳守するシステムで、午前9時から午後4時まで、時間帯は問わないけれども利用が可能な「あいのりくん」を運行しており、それぞれの町の状況に応じたシステムとなっています。

菊陽町には巡回バスが存在しますが、利用客の多い路線と少ない路線があるために、利用客の多い路線を1ルートづくり、ピストンで回数を増やし運行、それ以外のエリアにおいてはワゴン車を利用した乗り合いタクシーを利用する複合的なシステム導入を提案いたします。また、南小学校の通学用の朝1便、夕方2便の南部線も、乗り合いタクシーでの対応が可能だと考えますが、巡回バスと乗り合いタクシーの複合的なシステムについてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

本町の巡回バスは現在6路線で、土曜日を除いて毎日運行しています。昨年10月から今年9月までの1年間の路線ごと1便当たりの平均乗車人数は、中央循環線が4.3人、西部線が9.8人、北部循環線が0.8人、東部循環線が3.3人、南部線が26人、南部循環線が2.6人という状況でした。

乗り合いタクシーにつきましては、乗り合いバスのように乗り合い旅客を運送するタクシーで、車両の乗車定員は10人以下のものを言います。運用形態は、定時定路線で運行する形態と、事前に予約を受けて運行するデマンド型等の形態があります。

さて、御質問の巡回バスと乗り合いタクシーの複合的なシステムについてどのように考えるか

ということに関しましては、乗車状況、地域の特性、道路幅員の状況や町の財政的な負担などさまざまな要件を考慮しながら決定しなければなりません、先の御質問で答弁した（仮称）交通弱者対策協議会の中でその事業スキームを構築していくことを考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 委員会ができて上がるんで、それをしっかり注視していきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この交通弱者対策につきましては、従来からJRの運行、路線バスの再編、そしてそれに対応したキャロッピー号の運行、行路の路線変更を中心として対応してまいりました。また、社会福祉協議会が実施している福祉サービスで対応してきたところでありますけれども、地域の人口構造、それから産業構造、就業構造等の社会構造や家族構成などが変化しておりまして、道路事情、生活利便施設、交通用具等の交通機関を取り巻く環境変化が特に大きくなっていること、交通弱者対策として求められるメニューも多様化しているところであります。

一方で、路線バスに対する補助やキャロッピー号の運行も費用対効果の観点から検証する時期に来ていると考えておりますので、このたび交通弱者に対する総合的な対策を構築して、関係者のお知恵をおかりして、早い時期のこの、さっきも言いましたように、実証実験等に入っていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。できるだけ検討委員会も早目の立ち上げをよろしくお願いいたします。

それでは、待機児童解消について御質問をさせていただきます。

3月度の一般質問の回答では、4月1日時点では昨年を上回る予想をされておりました。一方、ゼロ歳児は、当時29名の待機がありました。が、私立保育所の協力を得て、23名が入所が決定し、その後も協力要請をされ、7人が決定され、入所の確認をしているところとの回答をいただきました。町自身としても、町立、私立含めて、待機児童解消に向けて努力されていることは認識していますが、菊陽町は人口が増え続けている町で、新たな開発があらこちらで見受けられます。

私自身、本年2人のゼロ歳児のお母さんから保育所が見つからないとの相談を受けているところで、11月30日までに申込手続をしていただくように回答をしているところですが、ゼロ歳児から2歳児までの待機児童の現在までの推移と今後の推移をどのように考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

本町における近年の待機児童数の推移ですが、平成23年4月1日に21名であった待機児童数は、平成24年から平成26年にかけて100名を超えて増加し、平成27年度には新たに2か所の私立保育所が開設されたところではありますが、依然として100名程度の待機児童が発生しております。

しかし、平成28年度には、もみじ園の民営化に伴います増加や尚綱こども園の開設のほか、地域型保育事業所が5か所、内訳としましては事業所内保育所が2か所と小規模保育所が3か所が新たに開設され、待機児童数を10名に抑えることができました。なお、今年度につきましては、4月1日時点で48名の待機児童が発生しており、若干増える結果となっております。

本町では、現在も人口の増加が続いており、それに伴い、保育所への申込数も増加している状況ではありますが、このような傾向は今後も当面続くものと考えられます。

またあわせて、国の施策等により女性の就業率も上昇していくであろうことを考えますと、本町の保育所への申込数はさらに増加していくものと考えられます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） これは別のお母さんからの相談されていることですが、ゼロ歳児を途中から入所させることができたのだが、兄弟で別々の保育所となってしまったので、新年度からは同じ保育所に通うことはできないのかとのことでもございました。町としては、このような場合、どのような配慮を行っているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 保育所への入所に当たっては、菊陽町保育所における保育の実施に関する実施要綱に基づきまして選考を実施しております。具体的には、希望する保育所への入所申込者数が入所可能数の範囲内であれば、特段の選考は行わず、そのまま入所を承諾いたしますが、入所申込者数が入所可能数を超えた場合には、各入所申込者の状況を町が定める基準に照らし合わせ、指数として点数化し、当該点数の合計点の上位の者から入所を承諾していくという方法で選考を行っております。

議員の御質問のような、兄弟のうち一方が既に保育所に入所している場合については、来年度からの選考につきましては、このあたりを加味するといった実施要綱の改正を行っております。兄弟が同じ保育所に入所しやすいような配慮を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ゼロ歳、1歳児を預かるとなると、保育士の確保が非常に重要になってくると思っております。町立保育園は、平成30年4月以降、ゼロ歳児、1歳児クラスを開所できない可能性がある

となっているが、どのような理由で開所できないのか、また私立保育園についてはどのような状況となっているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 来年度の入所申し込みの受付を11月1日から開始しておりますが、町立保育所については、今年度に引き続き、来年度についても、ゼロ歳児及び1歳児クラスを開所できない可能性があります。これは、保育を担う保育士を十分に確保できていないことによるものであります。

一方、私立保育所については、現在のところクラスを開所できないといった報告は受けておりません。私立保育所においては、現在定員の弾力運用により、定員以上の人数を受け入れていただいている状況でもあります。

保育士につきましては、全国的にも確保不足が深刻化しており、国においては、保育士の処遇改善のための給付費の加算や保育士資格を有する人材の職場復帰のための研修を開催するなどしております。

特に処遇改善関係の対策につきましては、基本的には私立保育所に勤務する保育士に関するもので、公立保育所に勤務する保育士については特段の施策はありません。

このようなことから、本町においては、本年度から町立保育所に勤務する非正規の保育士のうちクラスを担当する者については、担任手当として賃金に上乗せして一定額を支給し、処遇の改善を図ったところであります。

また、毎月広報紙に保育士の募集を掲載するほか、ハローワークへの求人申し込み、あるいは保育士のネットワークなどさまざまな対応を行いまして、継続的に募集、求人を行っているところでございますが、十分な数の確保には至っていないのが現状であります。

そのため、来年度につきましても、年度途中で保育士の確保ができた場合には、順次クラスを開所してまいるところであります。

なお、現在進めております町立保育所の民営化により、存続するなかよし園とみどり園の2園に職員を重点配置することができましたら、ゼロ歳児及び1歳児クラスに限らず、他の年齢についても定員どおりの児童を受け入れることができるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 待機児童解消対策として、認可外保育所は非常にありがたい存在であります。また、認可を受けると受けないでは、経営に大きな影響が出るかと思いますが、去年は認可外保育所から幾つの保育所を認可としたのか、また認可したことにより、定員の数に変化はあったのか、菊陽町には現在2か所の認可外保育所があるが、本年度は認可に向けた取組はどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 昨年、28年3月は、認可外保育所から2か所、これはあゆむ



保育園というところとてんとうむしというところがございますけども、そちらの小規模保育所を認可しております。また、これによりまして、定員が38名分の増となっております。

現在、町内には認可外保育所が2か所ありますが、町内に待機児童が発生している現状においては、これらの認可外保育施設は町の保育の受け皿としての役割を実質的に担っていただいております。よって、本年度は、これらのうち1か所を小規模保育所として認可していくこととしており、現在選考中であります。この小規模保育所は、定員が19名でございますので、認可により町全体の定員は19名増加するということになります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 2か所のうち1か所ということで、もう一か所の方に私行かせていただきまして、認可、小規模Bということで、菊陽町の対象とはなっていないということでございましたが、今後そういうのも対象になるような形でしっかり進めていただきたいというふうに思っております。

文教厚生常任委員会の民営化された際の正職、臨時採用保育士の処遇についての質問事項に対する回答で、菊陽町立保育所職員処遇・要員配置方針を策定し、個別面談を実施し、全職員が納得のいく選択ができるよう、新たな進路を選択するための支援を丁寧に行いますとありました。現在、町立の保育士29名、調理師8名の正職員数から考えると、町立2園となった場合、正職員が保育業務以外の職につくことが想定されますが、そのことについてどのように考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 町立保育所に勤務する正職員につきましては、基本的には各自の希望を勘案し、保育士については、町立として存続するなかよし園とみどり園のいずれかに配置転換をしまして、また調理師につきましては、同じく町立として存続する2園のいずれか、または学校給食の現場に配置転換することを考えております。

今後、子育て支援の拠点となる町立保育所としての新たな役割や機能などを明確にし、そのために必要な体制等について議論を行い、新たな子育て支援拠点施設の保育所として具体化していくこととしておりますので、その内容に応じた対応ということになります。

なお、職員の配置につきましては、書面による意向調査と面談による調査を行いまして、職員の意見を聞いた上で配置していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほどもちょっと質問の中では、正職員、町立として残す保育所の方でできるだけ採用して、待機児童解消に向けたいという回答をいただいているところではございますが、5園の民営化で得られる財源の使い道として、総合子育て拠点施設となる公立保育所の目的達成のための機能、設備等の充実、例えば延長保育、一時保育、障害児保育、産休・育休

明け予約保育、低年齢保育、その他特別の配慮を要する家庭・児童を支援する特別保育事業、また児童の健全発達を情報支援、相談支援するための事業、さらに放課後学童クラブの充実強化の事業、このような総合的な子育て支援の充実に充てることを考えてというふうになっておりますが、低年齢保育の充実と掲げているのであれば、待機児童解消、特に問題のゼロ・2歳児の待機児童解消を明確に訴える施策はとれないのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 公立保育所民営化計画では、5園の民営化に生み出される財源は、子育て支援施策の充実に有効活用する計画としております。また、公立保育所民営化は、待機児童解消の施策であるとも考えております。

現在の町立保育所は、先ほど御説明しましたように、保育士の不足などを原因として、定員どおりの児童を受け入れることができていない状況にあります。そのため、現在進めております町立保育所の民営化により、存続する2園に職員を重点配置することができたら、ゼロ歳児及び1歳児クラスに限らず、他の年齢についても定員どおりの児童を受け入れることができるものと考えております。

また、民営化した保育園については、事業者の責任によって職員が確保され、こちらも定員どおり、またはそれ以上の児童を受け入れることができるものと考えております。

このように、公立保育所の民営化を進めること自体が待機児童解消の第1の施策であると考えておりまして、しかも特段の町の財政出動なしに行えるものでありますので、最も効果的な施策であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 待機児童解消に関しましては、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問事項、防災行政無線についてお伺いをいたします。

昨年12月の一般質問で、老人ホームやグループホーム等への福祉施設への無償貸し付けは検討したいと回答をいただきましたが、戸別受信機の福祉施設への無償貸し付けの検討はどこまで進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えいたします。

災害情報等の提供の手段の一つとして、町内全域に防災無線を整備しているところでございますが、加えて、議員、区長、自治会長、民生委員、消防団幹部などの災害時において重要な役職のお宅にも配備しております。さらに、水害や土砂災害の危険のある白川沿岸の地区の役員宅にも戸別受信機を配備しているところです。

お尋ねの戸別受信機の福祉施設への無償貸し付けについて、平成28年9月議会で西本議員から御質問に検討する旨の答弁をしておりましたが、平成30年度から福祉施設への無償貸し付け

を進めていく予定です。

なお、貸し付けにつきましては、入所者の状況や必要性、施設の希望等を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ぜひそこは進めていただいて、私としては、個別、部屋に必要とは思っておりません。職員さんがいる、そこで聞き取ればいいというふうに思っておりますので、各部屋というのは要らないかなと私自身は思っております。町が行うことでございます。

今回、校区単位で行われた菊陽町復興まちづくり計画案の説明会において、復興まちづくり事業の基本方針の中に住民による地域防災の向上があり、防災士登録者数を増やす計画をしており、12月の広報きくようにも防災士養成講座の定員30人の募集が掲載されています。

災害時において、共助である地域防災の中心者として活動することが期待されている防災士宅への戸別受信機の無償貸し付けをどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

防災士につきましては、昨年度初めて養成講座を菊池市、合志市、本町の合同で開催し、本町から11名の方が防災士となりました。

また、本年度も、来年2月に3市町合同による養成講座の開催を予定しております。

今後も防災士を増やしていく取組を行い、防災士の皆様には、町民の防災・減災のための啓発活動や区・自治会等の防災訓練の支援や指導、大規模災害時にはリーダー的な存在として活躍していただければと思っております。

御質問の防災士宅への戸別受信機の無償貸し付けについてですが、現在のところ、貸し付けは予定しておりません。戸別受信機は、屋外の防災無線が聞こえづらい場合などに住宅等の建物内に設置するもので、自宅にいらっしゃらない場合は有効ではありません。平成30年度に導入を予定しております、これ仮称ですが、菊陽町情報メールサービスは、防災無線で流す内容を送信する予定でございます。このサービスを利用いただき、また現在防災士の組織化も進めておりますので、組織ができれば、その組織を通じた情報伝達の方法等も考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 何度か防災士の問題は質問させていただいておりますので、私個人としては、やはり防災士宅、何か雨が降ったときというのは、やはり外の声はほとんど聞こえないのが現状でございます。そういう中での災害対応ということでいけば、再度これは、防災士宅への戸別受信機の無償貸し付けについては再度検討をお願いしたいというところに思っております。

総務省は、本年3月13日に、防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会をメーカーを含む23名からの構成で開催され、6月30日に報告を公表し、報告を踏まえ、戸別受信機の量産化を図るために、戸別受信機の機能にかかわる標準的なモデルや仕様書の作成を実施することを目的とし、8月8日に防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会を開催し、主な検討事項は、防災行政無線等の戸別受信機の機能にかかわる標準的なモデル、仕様書、2つ目に、防災行政無線システムへの入力インターフェースの規格化となっております。

国や自治体、関係事業者が連携し、戸別受信機の標準的な使用を定める検討会を行っているが、安価な戸別受信機が開発された場合の無償貸し付けをどのように考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

今議員が申されたとおり、国において、学識経験者、関係企業、自治体職員などをメンバーとする防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会が設置され、8月に第1回会議が開催されております。

この検討会の目的は、戸別受信機の量産化、低廉化を図るため、戸別受信機の機能に係る標準的なモデルや仕様書の作成等を実施することとしており、来年3月までに報告書が取りまとめられる予定となっております。

お尋ねの安価な戸別受信機が開発された場合の無償貸し付けについてですけれども、製品化がどのぐらいの期間要するのか、それから価格がどうなるのか、また国の財政支援がどのようになるかなど、このあたりの動向を踏まえて検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 価格が安くなった場合はできるだけ、先ほど言いました防災士とか、非常に必要性のあるところにはしっかりと無償貸し付けを検討していただきたいというふうに要望して、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時54分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号17番甲斐榮治、一般質問をいたします。

本日は3つ、大きな項目として3つ用意いたしております。1つは、長年私たちが大変期待もし、いろいろ町に要望もしてきた（仮称）光の森多目的広場の活用について、それから2番目に、現下の町の一番大きな事業であります町立保育所の民営化事業について、3番目に、同和対策事業関係についてです。

3つ用意しておりますが、いずれにしても、町民の皆さんから託された使命は、議会としては議決権、要するに団体意思を決定するという大変な使命がございます。それについては、しっかり質問もし、町と討論もし、その上で、納得した上で、最終的には事実がどうであったか、それから法の関係がどうであるか、最後に自分の良心に照らしてどうであるかということまで議決をすべきであるかというふうに思います。

1番と2番は、いずれ議決の機会が回ってくるかと思えます。3番については、そういう場面になるかどうか、ちょっとまだ今の時点では分かりませんが、その自分が議決をするについて納得をしたいと、そういった意味で一般質問をいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） まず、1番目の（仮称）光の森多目的広場の活用について質問をいたします。

この1番と2番を、ともに関連をしますので、一緒に答えてもらいたいというふうに思いますが、1番についてちょっと申し上げれば、平成28年9月議会での大久保議員の一般質問に対して町長が次のように答弁をされております。「現在、国、県の方と協議をしていると言っておりますけども、県を通じてやっておりますけども」、途中略しまして、「まだ協議中でありますので、決定したところまでいっておりませんが、そういう国の制度を受けられるようなところで取り組んでおります。町としては、そういう方向で進みたいということで進んでおります」。要するに（仮称）光の森多目的広場を防災広場にすると、そういう件についての町長の答弁でありました。

2番に関しては、防災の視点、あるいはその計画と（仮称）光の森多目的広場とが結びついた過程については、9月議会で大久保議員の質問への答弁で十分分かっております。なぜ町が防災広場にこれを持っていきたいというふうにしたかというその過程は分かっておりますが、恐らくこういっても、私の方としてはこの（仮称）光の森多目的広場の活用に絞って町民や議会に意見を聴取して、その結果どうなったかというのを答えていただきたいと思いますが、町は町のこれまでの経過を言っておきたいということもあるでしょうから、その辺の答えになるかもしれませんが、以上のことを踏まえて、1番目、同広場を防災広場として活用する計画は町執行部の方向性であるか、決定であるか。

2番目、その方針なり決定なりが公表されるまでにはどのような過程を経たかについて御答弁をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） それでは、お答えします。

今おっしゃった多目的広場を防災広場に整備することに関しましては、プロセスから決定に至る重要なことであると考えておりますので、しっかりと説明をさせていただきたいと思いません。

御質問の1と2については一連の答弁とさせていただきます。

行政が事業を実施するに当たっては、事業を必要とする社会状況を分析し、課題整理を行い、事業を実施する方針を決定し、事業計画を作成するというのが一般的な展開手法であります。当然この一連の過程の中には、住民、議会、関係機関や団体への説明や意見交換、協議を行うとともに、アンケートやパブリックコメント手続などによる社会調査、意見集約も行いながら、検討委員会や審議会などの第三者委員会での審議を経て計画決定を行うという手続を踏んでいるところです。

（仮称）光の森多目的広場は、平成19年3月に多目的グラウンド用地として公共用地先行取得事業債を活用して購入しました。

土地取得後からこれまでの議会での当該用地の防災に係る主な一般質問に対する答弁内容を紹介させていただきます。

平成21年3月議会では、本来の多目的グラウンドの整備については、皆様と検討しながら、財政状況の見通しの中で整備計画を立てると答弁を行い、（仮称）光の森多目的広場として整備をしたところです。

平成24年9月議会では、日ごろは公園的な使い方、またグラウンド、多目的なグラウンドの使い方をしながら、何かあった場合の災害時の避難場所や防災施設、大きな災害があった場合は仮設住宅あたりも建てられる場所として確保していくと答弁しています。

平成26年6月議会では、地域防災計画で広域の避難場所及びヘリコプター発着予定地に指定しており、加えて当時建設中の光の森町民センターは、西部地域における防災機能を有した重要な防災拠点として、また武蔵ヶ丘中学校の運動場の代替施設としてと答弁しています。

平成28年3月議会では、甲斐議員、川俣議員の御質問に対して、立地条件が持つ特性を踏まえたコンセプトプランニングを策定すると答弁したところです。

そしてその後、平成28年4月に熊本地震が発生しました。熊本地震発災後の平成28年9月議会では、甲斐議員の御質問に対し、熊本地震発災後、（仮称）光の森多目的広場に自衛隊から仮設風呂を設置いただいたこと、ボーイスカウトの活動拠点となったこと、町西部にある貴重な土地であることなどを総合的に検討していくと同時に、今回の震災を踏まえてコンセプトプランニングを進めていく、またキャロピアを含めて、地域防災計画の中でも防災的な位置づけをし、この間も、これは平成28年2月の防災訓練のことですけれども、ヘリコプターもおりてきた。当面は、仮設住宅があるため使えないが、並行して考えていきたいと答弁したところです。

また、熊本地震が発生する前の平成27年10月に策定した菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略や、平成28年3月策定の第5期総合計画の後期基本計画において防災公園を整備することを位置づけていました。その後、熊本地震を踏まえて、本年2月に策定した熊本地震復旧・復興計画の中で、災害に強い町に向けた防災機能の整備を柱立てし、防災広場の整備に取り組むこととしました。

これらの計画策定に当たっては、幾度となく町民の方々からの御意見をいただき、意見交換をしましたことは議員各位も御承知のことと思います。

熊本地震の際は、その発災と同時に、町長をはじめとして役場の全職員が避難所を運営し、支援物資を配布したりし、また持病を抱えながら避難をしている人々や車中泊をしている人々の対応をしたりして、避難をしている人たちから言われたことは、感謝の言葉と、また来るかもしれない災害への備えが必要であるということでした。このことは、一緒に熊本地震被災者の対応をしていただいた区長さん、区の役員の方々、自衛隊員、警察署員、消防団員、ボランティアの人たち、町内の企業、こういう人々が共通して聞いているところであります。議員の皆様にもお聞きになった方がいらっしゃると思います。そして、そのとき誰もが、また来るかもしれない災害への備えが必要であると思われたものと思います。

そして、昨年度実施した復興座談会や復興ワークショップでの参加者から、人口が集中する西部地域に防災機能を有する広場が必要であるとの御意見や御要望を多くいただき、また今年に入って実施したアンケート調査では、8割の方が防災広場の整備が重要であると回答し、特に人口が集中する西部地域でその割合が高くなる結果が出ております。

このような中、熊本地震が激甚災害の指定を受けていたことにより、国土交通省所管の補助事業である都市防災総合推進事業での取組が可能となり、国や県との協議を行って、当該事業実施の見込みが出たため、9月議会の行政報告で報告したところです。

そして、現在、申し上げました都市防災総合整備推進事業の採択を目指して、今年9月に設置した復興まちづくり計画策定委員会が現在防災広場に関する事業を盛り込んだ復興まちづくり計画を策定しているところです。この計画が今月中に町に提出される予定であり、その後町が計画を決定し、公表するということとなります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 課長とも、この件については多少事前にお話をしましたが、町としては、なぜそういうところに至ったかということについてはきちんと説明しておきたいということだったので、少し時間がかかりましたけれども、それはそれで承諾をいたしました。

以下、時間がもったいないですので、あとは手短に、あ、手短という言葉使っちゃいかんです、簡潔に答えていただきたいというふうに思います。

要するに、この前大久保議員の一般質問の要旨も、例えばアンケート調査をしたといっても、それはこの広場の活用をどうするかというアンケート調査ではなくて、震災に関する調査

の結果、防災広場が必要だというふうなことにすぎないじゃないかと、この広場をどうするかということについてはアンケートも何もとられておらないというところがあったと思います。

それで、その件はいいんですが、質問の一番大事なところ、今のこの町が我々にこの前9月議会で示された方針というのは、執行部の方向性であるのか、もう既に決定しておるのか、その辺について明確なお答えをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 1番の御質問ということでよろしいですか。

（17番甲斐榮治君「はい」の声あり）

これに関しましては、町としては防災広場として整備を決定していくということで進めております。

さらに、現在策定中の防災まちづくり計画の中でも広場として整備する方向での計画となっているところでは。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 町長にお聞きします。

この今の9月議会での答弁からしますと、まだ協議中でありますので、決定したというところまでいっておりませんという言い方をされております。これは変わりございませんか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もう町としましては、そういう補助事業を使って進めていくということで、私としてはそういうところで進めていくところで今取り組んでおりますので、その採択ができれば、もうその内容、今言っております、担当課長が説明したとおりの内容で進めていきたいというところで、この、私の中ではそういう、この事業を使った方が一番有利であって、そして熊本地震も経験したところから見ますと、その中でいろんな、さっき申し上げましたようなところがあって、またこの昨年の、いわゆる地震の来る前の2月に総合防災訓練をやったときも、その関係される、特に実施訓練に参加された区長さん方からは、やはりもう防災公園で進めて、震災後進めていただきたいということもあって、ぜひこの事業で進めたというふうを考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 町長としてはこの方向で行きたいというふうに心を決めてるという理解でいいですかね。

（町長後藤三雄君「はい」の声あり）

それでは、その件はまだいろいろお尋ねしたいこともありますけど、また別の場面でしたいと思います。

町長の答弁の中で、国の補助制度を使う方向ということがございました。この補助制度の名称と、県を通じてやるということでしたけど、この県の担当部局はどこでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。



○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

活用する補助事業につきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の中の都市防災総合事業の活用を予定しているところです。この事業は、熊本地震が激甚災害の指定を受けたことにより活用できることとなったものです。交付金の交付対象は、復興まちづくり計画の作成や付随する調査に要する費用、災害に強い町に復興するための公共施設等の整備が対象となるものです。交付率は、いずれも2分の1です。現在策定中の復興まちづくり計画もこの補助金を活用してつくっているところです。

また、今後整備を予定しております広場につきましても、この交付金を活用を予定しており、防災広場の測量試験費や実施設計、工事費、用地等もこの交付金を活用するところで現在県を通して国と協議を行っているところです。

今申し上げましたように、測量試験費、実施設計、工事費が対象になりますけれども、これには用地費も含まれることとなっております。こちらに関しましては、現在土地が特別会計の所有になっておりまして、特別会計から一般会計に買い戻す際に補助の対象になるということでございます。光の森町民センターを整備した際も買い戻しの補助を受けているところですが、今回の整備にもし該当するという採択を受ければ、この費用に関しても2分の1が補助として出るということになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その協議がどの程度進んでおるか、そしてどういう補助を得られる見込みであるかどうか。

それから、次は町長にお聞きしたいんですが、この整備計画について補助制度の協議に入っているという答弁をされましたが、協議が調ってしまえば、それはもう既成事実になってしまうのではないかと。そうしますと、今そういう方向に進みたいということでしたけれども、この広場を防災広場とするということを決定づけてしまうのではないかとというふうに考えますが、ところが、これは最終的には、防災広場にするにしても一定の予算が必要なわけで、議会の議決にかかってくると思います。そうすると、議会との共通理解というのもどうしても必要になってくると思いますが、その辺について町長どうお考えか。

特に、協議を進めていってずっといって、もう既成事実ができてしまって、もうあとはどう動きようもないという状態を突きつけられても、これちょっとまた問題があるかと思っておりますので、御答弁をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今担当課長が申し上げましたように、どういう形で持っていくかというその姿が見えて、申請する段階では、議会の方にもきちんと説明をした上で申請をしたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） では、まだこれは協議も調べてないし、その途中では議会にも説明をすると、こういうふうに理解してようございますかね。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今担当課長が申しあげましたように、いわゆる実施設計等をつくるようなところまでは国の制度事業の中で認めていただいておりますけども、それによってでき上がったものを、どういうものをつくるかという、こういう内容で、本当のこの事業、いわゆる防災広場を整備するときの段階でその設計等ができ上がってきますので、その時点で一応議会の方にはきちんと説明した上で、申請の方もその受付ができるような状態になったときには事前に説明をしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 端的に言いますと、申請をする前には議会とも相談をすると、こういうことですか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 相談をするというか、もちろん相談になりますけども、十分理解していただきたいというふうに思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 先ほどから言ってますように、まだこれは何らの決定ではないんですよ。ですから、可塑性がまるでない状況で議会に出されてきても、これはちょっと議会としても物を言うことがありますので、そういうことがないように、従前に共通理解を広げるよう努力をしていただきたいと思います。

次、ようございますか、議長。

○議長（渡邊裕之君） はい。

○17番（甲斐榮治君） 次移りますが、これも、3番目に行きます。

公表の仕方は妥当だったかということです。何でこういう質問をするかといいますと、これまで町はいろんな事業を提案されてこられました。中部小学校、大きな事業はですね、もみじ園、それからこれは後で触れますが、教育集会所、それから今度のその防災広場ですね。この町が議会なりに提案するなり、あるいは町民に公表するなり、その辺のところですよ。中部小学校の場合は、当初は耐震補強工事から出発をしております。28億円が40億円という、そういう、途中紆余曲折ありましたけども、そういうことまで発展してる。それから、もみじ園については、全員協議会である議員が、町長、もうこのもみじ園についてはそろそろ民営化を考えたらいかがですかと聞いたことに対して、実はそう考えておりますという提案の仕方。それから、後から触れます教育集会所についても、これもほとんど説明はなくて、補正予算書を点検している中である議員が指摘をされて、そして1億円ぐらにかかっている、そういう計画であると、内容が多少分かってきたということですね。それから、防災広場についても、行政報告で確かに9月議会ですべてされておりますが、この行政報告は以下のとおりです。その部分見ます

と、光の森町民センターに隣接する光の森多目的広場の防災機能を強化する防災広場の整備と、これだけです、この防災広場についての行政報告は。それを大久保議員も聞かれて、私はもう不覚にもちょっと聞き逃しとったんですけども、ああ、あそこは要するに防災広場というふうに町は計画するんだというふうなことで一般質問がなされております。そこである程度、初めてあそこが防災広場というふうな、かなり大規模な事業、それに適用されるんだということが初めて分かった。

普通、事業というものは、私の理解では、全体像、こういう事業ですよと。それからこのぐらい期間がかかります。それから財源はこうなりますと、そういった計画の概要を示して、大きな事業についてはなされるべきだというふうに思います。

大体自治体の事業というのは、そんなけしからん事業は一つもないんですよ。自治体というのは、やっぱり住民の福祉を考えて事業しますので、事業目的そのものは妙なものはないと思うんですけども、ただその事業を遂行するやり方、告知の仕方、次の進め方、この意思の取りまとめ、そういったところを間違えると、本当はお祝いすべき事業なのにもめてしまったというふうなことになりかねないというふうに思います。

先ほどから言いましたように、後藤町政、先ほどの上田議員の質問に、いろいろ実績おっしゃいました。確かにいろんなことをなさってらっしゃいますけれども、問題点は、この手順の問題ですね、これにもう全て集約されると。先ほど言いました事業もそうです。この光の森多目的広場の活用についても、いろいろ期待もし、一般質問もしてきたけれども、9月の議会で、あえて申します、突然出てきたと。その事業の計画等も全然我々は知ることができない。普通は、やっぱりその提案した事業をちゃんと概要を示して出すべきだというふうに考えますが、町長いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件については、さっき担当課長がこの経緯のところでも説明しましたように、議会の方には、質問があったとき、またいろんなところで、いわゆるこの防災機能を持たせるといような話はやってきてましたし、総合計画の中でも、この防災公園の、これ議長も副議長もその作成委員会のメンバーになっておられましたので、当然御存じかと思うんですけども、そういうところでも位置づけてきた。そして、震災があつて、今回の国のいわゆる激甚災害の指定を受けた中でのその補助事業に、この対象になるところがあつて今進めているところでありますので、そしてこの住民の皆さんの意見も聞きながら十分そこまで進めてきてますので、その辺は、その手順とは言われますけども、議会にいろいろ議案として提案して説明する等もありますけども、やはりそういうものを踏まえないとそこまで行けないということもありますので、その辺は、何ていいますか、聞いとらんで、説明がなかったとは言われますけども、私としてはそういう手順を踏まえながら進めていくというところでおります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今計画のことも申されましたけれども、私が申し上げてるのは、例えば

この事業というのが、もう例えば何億円なら何億円かかる事業が出てきたという場合には、その事業の全体像、それから期間、それから原資をどうするかとか、その辺を示して、改めてきちっと提示してほしいと、こういうことを言ってるんです。

もしもその、今町長がおっしゃったように、あそこにあんたたちおったじゃないかみたいな言い方されたら、今後これいろんな面で出てきますよ。今度の空き家条例だって、議員が入ってますですね。町長の諮問機関的なところに議員が入ってます。じゃあもう入らんぞというふうなことにもなりかねませんので、それはちょっと、そういう言い方はやめてほしいと思います。

いいですか。この光の森多目的広場の用途については、私たちが震災前に町から聞いてきたことの最終的な結論は、地域からよくよく声を聞いて、そのコンセプトプランニングをして提案いたしますと、ここまでなんです。そっからぼんと切れて、いきなりもう防災広場と来たもんですから、唐突だと私は申し上げてるんです。そこは余り言っても水かけ論になるかもしれませんけれども。

要するに今、4番目に移ります。町長としては、その提案した事業を進めていきたいと、こういう基本線でおると。どのように今後進められるのか、それから計画の概要、特に財源とかそういったものを示してほしいと思うんですけれども、全員協議会あるいは総務常任委員会がその担当部局ですけれども、議会との、我々は単に反対するんじゃないんです。納得をしたい、理解をしたいということです。議会とのその共通理解促進の場を適切に設けていただきたいと、こう思いますが、町長いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） まず、4番の御質問に対してお答えさせていただきます。

整備の方針としましては、まず現在多目的広場として住民が利用している形態については今後も維持することとしております。

次に、防災機能の強化に関しては、地域防災計画において、災害時にヘリコプターが離着陸可能な場所としていること。車中泊が発生した場合に備えたスペースを確保しておく必要があること、また福祉避難所の充実や、南海トラフ地震に備えた所要の整備も考えていることから、具体的には防災、福祉、医療等の専門家の意見を聞きながら決めていくこととしております。

スケジュールとしましては、国土交通省と熊本県との協議の進展ぐあい、財源の調達見込み等によって変動すると思われませんが、来年度には実施設計に入りたいということで考えているところです。

また、先ほど全体事業を示してという御質問ありましたけれども、こちらの方もちょっと答えさせていただいてよろしいですか。

全体事業費を示してということでございますけれども、補助事業を実施する際は、国に示される実施要綱、基本的な概要を書いた要綱等だけでは、詳細な部分がありませんので、そうい

った部分が不明になります。防災広場の整備に関しましても、協議をしていく中で、これ以上の機能は対象外であったり、この整備は補助対象で、この設備は対象外になりますよといったり、面整備の程度も、ここまでなら対象になる、ならない、そういった細かい部分が出てきます。

このような協議を経ながら、事業の方針が補助事業に合致するかどうかというのを細かく詰めていく必要があるものですから、今では町の方針としては決定してるものの、その事業に取り組みたいところで検討協議をしておりますが、そのあたりが詰まらないものですからきちんと示せないという部分がございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 先日、全員協議会にざっとしたものを示されましたですね。備蓄倉庫とか、あるいは貯水槽とかですね。一定の何かやっぱり専門業者にもこれは相談された上での話だと思うんですよ。たしかURリンケージでしたか。これは、こちらから頼まれたんですか、あるいはその会社の方がプロポーザルでこういうのができますよというふうな、そういうことであつたのか、それもちょっと答えていただけますか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

復興まちづくり計画と申しますのは、復旧・復興計画の基本方針である、災害に強い「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を目指して、復旧・復興アクションプランの内容や整備スケジュールを具体化することを目的としているものですので、そのため計画に掲げる防災広場はもちろんのこと、一緒に計画を予定しております役場の防災機能の強化や中央公民館などの再整備に関するそれぞれの取組は、実際には設計作業の中で、先ほど申しましたように、設計作業の中で、その位置や規模、整備する内容が決まってくるものです。ですから、復興まちづくり計画の中で、防災広場に具体的に例えば貯水タンクを設置して、その容量は何トンであったり、備蓄倉庫を設計するのであれば、食料何人分を何日分備蓄できるものにするかということは、この計画に同様に、広場の具体的にすると申すことは、役場庁舎の機能強化に関しても、庁舎をどこにどのように増築するのか、また増築した建物の部屋数は幾つかであったり、その部屋に防災に係るどのような機材を何台設置するのかといったことを明確にすることと同じことになります。ですから、復興まちづくり計画というのは、これから防災機能を強化するためにどういったものを予定しているというふうなもので掲げていくものであって、その中で、具体的に言いましたように、何トンの貯水タンクを設置するかということまでは明確に決まらないものです。

ただ、まちづくり防災計画を策定するに当たっては、ある程度概要、皆さんに見ていただくときに概要が分かるように、防災広場のイメージとして掲載させていただいているものです。

また、役場機能の強化につきましても、イメージとして図を載せさせていただいているところではあります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 時間もありますので、この件を言いよつたら、またこれは時間が足りませんので、情報については、議会の方も全員協議会なり、あるいは総務常任委員会がありますので、できるだけ今後ともそちらに提供していただくというふうなことで、もう一点は、この質問をしました大きな意味は、あそこの光の森多目的広場というのが、町民がずっとこれまでやっぱり何ができるのかという期待を持って見てきたところなんですよ。いろんな意見が来ますけれども、防災広場って聞いたら、「ええっ」という反応がほとんどなんです。人によってそりゃ反応の仕方は違うかもしれませんが、言うならば一等地ですよ。光の森が町の顔に今なりつつある中で、あそこの広場の占める位置というのは大変大事なんで、いろんな意見を聞きますと、県が大空港構想をしてる、それとのタイアップはできないか、あるいは菊陽町の場合には、今は人口が増えてるけども、その次の人口増のその要素がないと。ああいうところにやはり都市としての何か顔みたいなものできないかと、そういうところにあそこを使ってもらいたいと。

震災については、防災については、小・中学校のグラウンドがあるし、体育館があるし、ないしはその企業などの駐車場とか、社会的インフラもあるし、そういうのも適用できるじゃないかと。だから、この一等地をもうちょっといろんな意見を集めてその活用を決めてほしいと、こういう意見が非常に多いです。ですから、これを言ってもまた水かけ論になりますので、この広場の活用については再検討すべきではないかということをお願いして、次の質問に移ります。

次は、町立保育所の民営化事業についてですけれども、計画の遂行が当初の予定よりも遅れております。私は、この遅れておることを責めるつもりはありません。むしろ時間をかけたらいいんじゃないかという考え方を持っておりますが、遅れた理由は一体何なのか。

文教厚生常任委員会が町との窓口になっておまして、文教厚生常任委員会に情報は伝わってくるんですけども、我々が待っておったのは、9月議会の後で申しますと、その募集要項がどうなるのか、選考委員がどうなるのか、選考基準がどうなるのかと、そういうところを期待しながら待っておりましたが、10月30日の選考委員会、ここにかけないとだめだということに待っておりましたが、そこでは決定するに至らなかったと。持ち帰ってもらって、11月14日の第2回選考委員会が開かれて、16日に文教厚生常任委員会に発表があったという流れですけども、この募集要項、選考基準を決めるのに、あるいは選考委員を決めるのにそんなに時間がかかるのかなという疑問を持っております。一体何でその辺にそんな時間がかかったのかお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） じゃあ、お答えいたします。

本年3月に策定しました菊陽町公立保育所民営化計画では、おおむねのスケジュールとして、本年10月以降に移管先事業所の募集をしていくことを予定していたところであります。計

画策定後は、関係者の十分な理解を得るため、本年4月から6月にかけて、議員の皆様、各区長、民生児童委員の方々、保育所の職員、保護者の方々への説明会を行ってまいりました。

その後、説明の際にいただいた御意見や外部有識者等から成る選考委員会の御意見などをもとに、適切な移管先法人の選考方法や、残る2園のあり方、それから保育所職員に対する適切な処遇、配置の内容について具体的な検討を行ってきたところでもあります。特に移管先事業者の募集要項については重要な事項でありますので、時間を要したというところでもあります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 少し補足させていただきますと、民営化業務のうち、移管先事業所の選考の業務を先行させながら進めておりましたが、その選考過程の中で、価格競争による移管先事業所の決定ではないから談合等の不正は発生しないというふうに考えておりましたが、文教厚生常任委員会でそういったことについての議員さんからの御指摘をいただいておりますけれども、その際にもそういうことは発生しないというふうにお答えしておりました。

また、移管先事業所の決定後、移管先事業所からの別の事業者への営業譲渡されるのではというような御心配もいただいております。

このような御心配をいただいたこともありまして、いろいろ協議を重ねてまいりまして、契約に限らず、あらゆる財産変動につきまして、不正、契約妨害などが発生する可能性は否定できないというようなことで、未然防止策あるいは発生したときの対応などなどにつきまして、移管先事業所の募集に当たっての規定であります募集要項の中に盛り込んでいくということで時間を要しておったところでございます。

また、不正につきましては、特定の法人が保育所民営化に応募できないように妨害する、あるいは脅迫するとか、あるいは応募する法人間で談合し、応募する保育所の割り当て、応募しない法人に対する解決金の支払いとか、選定された法人が被選定権を後日譲渡するとか、あるいは町内法人に名義を借りるとか、選考委員、職員に対する口ききとか、このようなことを想定しながら、このようなことが発生しないように、応募要項の内容を精査し、万が一発生したときの対応を構築するのに時間を要しておったというようなことでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） この募集要項、それから選考基準等については、文教厚生常任委員会で丁寧な説明がありましたので、理解をいたしておりますが、若干あと少し、そのときには思い浮かばなかったようなことがございます。それは、しかし今日はもう触れません。また文教厚生常任委員会が開かれると思いますので、その中でただしていきたいと思っております。幾つかそりゃあるんですが、もう今日はここでは触れません。

ただ、今大事なことは、2番目の武蔵ヶ丘第一保育園の民営化の日程を含めて、今後の事業遂行の日程がどうなるのかということですね。特に、これは4番もちょっと関連します。

この前の文教厚生常任委員会あるいは全協での説明は、3月いっぱいまでに選考を終わらせ

ると、こういうことでもございました。ということは、その民間移管というのは、もう4月以降にずっとずれ込んでいくと。6月だったり、7月だったり、あのときのことから考えればそういうことになっていきますが、時間もありますので、少し結論からいってしまえば、先ほど言いましたように、この民営化の移行の日程そのものが遅れることについては私は余り大した問題はないと、むしろ丁寧に、いろんな説明もしながら丁寧にやっていただいた方がいいんじゃないかというふうに考えております。

ただ、相手がおることですから、例えばその3月で選考が終わってしまって、その後、認可手続とかありますから、6月か7月ぐらいが一番早くてもなるかと思えますけども、年度途中で公立から民間に移管するということも起こり得ないことではない。だけど、これはやっぱり学校とか、これは子育てですよね、人間を育てる、そういった事業所等が年度途中で基本的なところが変わるといのはやっぱり望ましくないんじゃないかと。いわば、もう30年3月に引受人が決定するのであれば、民間移管は思い切って30年以降に設定されてはいかがかと思いますが、その辺については町長いかがでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） それでは、今御質問がありました2番と4番についても一緒ということでよろしいでしょうか。

（17番甲斐榮治君「はい、一緒に」の声あり）

では、お答えいたします。

今後のスケジュールでございますけども、先日の町長の行政報告にもありましたように、12月1日から募集要項を公開し、周知を開始したところであります。12月22日までにエントリーを受け付け、白菊園、白鈴園、さくら園については年明けの1月15日を期限としております。

また、武蔵ヶ丘第一保育園につきましては、施設の建て替えを移管先事業者において行っていただきますので、施設の整備計画や各種図面等が必要になることから、他の園の応募期限から1週間延ばし、1月22日を応募期限としております。その後、事務局での書類審査を行い、応募事業者からのプレゼンテーションにより選考委員会での審査を開催し、本年度中には移管先事業者を決定していきたいと考えております。

なお、今回は、菊陽町内の事業所だけではなく、近隣市町村の事業所も応募することができることとしております。そのため、応募数によっては時期が前後する可能性があります。

移管先事業所の決定後は、移管に向けての協議を行いますが、具体的な移管時期については、移管先事業者と協議の上、決定することとしております。

年度途中の民間移管に問題がないかということでもございますけども、移管時期につきましては、具体的な時期については現時点ではお答えできませんが、当該事業所の事業開始のための準備状況や、県からの保育所設置認可の時期のほか、保護者、事業者、町による三者協議の状況、それから合同保育の実施状況等を勘案して決定していきたいと考えております。よって、



移管先事業者との協議、3者協議会、合同保育の実施により早期の移管ができると判断された場合には、年度途中で移管を決定することになるのかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 現在の考え方ということで理解しておきたいと思います。

また、重ねて申しますけれども、やはりこういう人を育てる機関については、そういう施設については、やはり年度を単位としてやった方がいいんじゃないかということをお願いして、この質問は終わります。

だんだん時間がなくなってますけれども、正規の37人、それから非正規の106人の町の職員の希望と、町または引受法人の雇用意思にそごが起きたと。結果として失業もやむなきに至る場合もあると思うんです。そういった場合に、何か補償とかそういったことについて配慮をしているかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 正規職員につきましては、先ほど西本議員の一般質問でお答えしましたので、省略させていただきます。

一方、非正規職員であります臨時・非常勤職員につきましては、これまで町立保育所を担っていただいているという経緯があります。これを踏まえまして、民営化計画では、民営化に伴う処遇について、個別面接を実施し、本人の希望を尊重した納得のいく選択ができるよう、新たな進路を選択できるための支援を丁寧に行っていくこととしております。

また、募集要項においても、移管に当たっての条件として、各町立保育所に勤務している臨時職員等について採用に努めることといったことや、安定した保育を提供するため、できるだけ正規職員として採用し、労働環境や処遇の向上に取り組むことといったことを条件としております。このほか、審査の項目として、町立保育所の臨時職員等の採用について具体的な対応を示していただき、その内容を評価することとしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 職場の変更というのは、やっぱりたった一人をとってみても、人生の中でのやっぱり一大変更で、人生の設計を変えなくちゃいけないような、そういう問題であると思います。この時点で、具体的にどうこうということは確定的には言えないと思いますけれども、ぜひその辺では十分な配慮をしていただきたい。

特に、先ほど申し上げましたように106名ですから、やっぱり1年間ぐらい間を置いて、そして子育て支援課だけじゃなくて、やっぱり役場挙げてそういう人たちの面倒を見るというか、配慮をするというか、ぜひお願いして、次の質問に移ります。

最後の質問ですが、同和対策事業についてです。

9月議会で、入道水と馬場の教育集会所の建築に関する予算、これが補正予算として出てま

いました。それで、私は、何でこれ当初予算にのせなかったかという質問をした、御記憶と  
思いますが。町の答えとしては、県に補助を打診しておると、それが当初予算の時点ではまだ  
結論も出てなかったの、結局その補正に回ったという答えでした。

この集会所の建設については、いろいろ議論もありましたけども、補正予算は可決をされて  
おります。すなわち建設は認められたという状態ですね。町はその線に沿って進められるでし  
ょうし、議会としては、今度は建設が適切に進められるかどうかについてチェックする義務が  
あるというふうに思います。

そういう観点で質問をいたしますが、時間もありますので、1、まず入道水と馬場の教育集  
会所の再建に関して、県からの補助金は獲得できたのか、また事業の概要についての説明はし  
てほしいと思いますが、どうするのか、事業費の額、これはそのときも質問がありました。大  
体ざっと計算しますと、この馬場の教育集会所が坪単価の81万円、それから入道水が84万円ぐ  
らいになるかというふうに思いますけれども、高過ぎるんじゃないかという御指摘もございま  
した。その辺について、まとめて御返答をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） お答えいたします。

議員お尋ねの補助金につきましては、平成14年3月の地域改善対策事業に係る特別措置法失  
効に伴い、教育集会所等に対する整備事業の補助金はなくなりました。しかし、今回の建て替  
えに伴う主な財源としましては、災害復旧事業債を1,760万円、及び要望活動の成果による熊  
本地震復興基金の交付金分、これを7,100万円を予定しております。

また、議会に対する事業概要の説明については、先ほどおっしゃられましたように、9月定  
例会の一般会計補正予算の審議の際に説明を申し上げ、御承認いただいたところでございま  
すが、建て替えに至った経緯、それから今後の予定などを本定例会の総務常任委員会で再度説明  
することとしております。

次に、事業費の金額につきましてでございますが、公共工事の積算基準に基づき算定した事  
業費を予算計上したものでありまして、適正な建築工事費及び解体工事費と判断しておりま  
す。

ただし、最近人手不足などから入札の不調、不落等がっておりますので、工事受注に関し  
ましては、今後受注できるかどうか少し心配なところがあるというような状況でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その7,100万円についてはもう見込みが立ったんですか。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 財政課の方と協議、それから確認しましたところ、復興基  
金の交付金分ということで7,100万円を今回教育集会所の方の事業費として予定しているとい  
うところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 要するに、町のプロパーの資金で7,100万円を払うということですか。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 歳出予算としましては、これは一般会計の単独予算となりますので、財源として復興基金の交付金分を充てたいというような形になります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 県の補助金はだめだったんですか。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） 冒頭申し上げましたように、法が失効しておりますので、国・県等の補助金は現在のところございません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 時間もありますので、あとは総務常任委員会にぜひ御説明の方をお願いしておきたいと思います。

最後です。もう2分しかありませんが、平成28年10月21日、厚生労働省に陳情した件、I C部品組み立て工場及び自動車整備工場の震災復旧に関する補助金交付はその後どうなったのか、どなたか御報告いただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） それでは、お答えいたします。

今議員がおっしゃられました厚生労働省への陳情でございますが、これは町議会議員の皆様にも同行していただいて、要請活動をしていただいたところでございます。

議員お尋ねのその後の結果はということでございますが、現在までに国・県から新たな補助制度の創設に関する回答は得られておりません。

また、今後の対応につきましては、県及び事業所と協議しながら検討を進めていく予定としているところです。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 皆さんこんにちは。議員番号5番佐々木理美子です。まだまだこの席

はふなれではございますが、町民の皆様の言葉をお届けするために質問させていただきます。

今回の一般質問は、1つ目は小・中学校の部活動の社会体育移行について、2つ目は民営化後に残る武蔵ヶ丘第二保育園についてと2つの項目で質問させていただきます。

質問は質問席でさせていただきます。

まず初めに、小学校の部活動の社会体育移行について御質問をします。

熊本県教育委員会は、平成30年度末に、熊本市を除く全ての小学校の運動部活動は社会体育へ移行するとの方針を打ち出しています。これまで本県は、運動部活動が児童のスポーツ活動になってまいりました。しかし、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、また指導者不足などの課題が指摘されています。このような課題に対応し、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために小学校の運動部活動を社会体育に移行するとの本県の基本方針であります。本町における社会体育への移行についてどのように考えられているかを質問いたします。

また、基本方針の一つとして、社会体育への移行期間は、平成27年度から社会体育に向けた検討を開始し、移行準備が整った地域、学校、種目から順次移行を進める、移行期間を4年とし、平成30年度末には各市町村において社会体育移行が達成できるようにする。その基本方針では、それぞれの小学校の現状と地域の実態に応じた活動を行うことや、社会体育への移行は全小学校一斉に行うとしています。

県内では何校か移行した学校もあると聞きます。菊池市の泗水地区では、今年度からモデル事業が進み、全ての部活の社会体育以降ができたと聞いております。それぞれの町の実情、地域の実態で方法はあるかと思いますが、本町においても既に社会体育に移行するための検討委員会が設置されており、積極的な検討がなされていると思います。

移行期間から2年経過した現在において、具体的にどのような検討をされ、どのような方向に進んでいるのか、検討委員会の組織内容も含めて伺います。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） それでは、失礼します。御質問にお答えをいたします。

小学校の運動部活動の社会体育への移行について、町の方針であるとか体制、準備委員会の進捗状況についてはどうかというふうなお尋ねかと思いますが、まず熊本県教育委員会は、児童・生徒にとって安心・安定したスポーツ環境を確保するため、平成27年3月に児童・生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定しました。小学校の運動部活動を社会体育へ移行することをその中で示しております。

このようなことから、本町におきましても、平成27年8月に菊陽町スポーツ推進委員会、体育協会、NPO法人クラブきくよう、町内の小学校長、体育主任、PTA会長で構成をされます菊陽町小学校運動部活動の社会体育に移行する検討委員会を立ち上げました。その中で、菊陽町小学校運動部活動の基本方針としましては、先ほど出てきましたように、平成30年度末までに小学校の運動部活動を社会体育へ移行するというふうなことにしております。

菊陽町小学校運動部活動の社会体育移行に関する検討委員会ですが、これまでも5回を開催しておりまして、今後もまた開催をしていく予定ということになっております。

学校や地域の実態を踏まえて、学校と教育委員会、そしてまた菊陽町スポーツ推進委員会、体育協会、総合型スポーツクラブ、NPO法人クラブきくよう等との連携を図りながら、児童にとって適切なスポーツ活動の環境づくりを進めているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 検討委員会が何回も開催され、また12月にも、検討委員会、2回ほど行われるということをお聞きしております。

次の質問ですが、29年度時点で今4年生の子どもたちがいます。その対処について少しお聞きしたいと思います。

この子どもたちが6年生に進級したときには、既に運動部活動が社会体育に移行していることでもあるため、5年生時における子どもたちへの指導、説明をどのように行うのか、子どもたちの部活動に対する思い、意気込み、希望を考えると、部活がなくなる、部活ができなくなるという不安な思いはしないかと心配しております。

これまでの部活動は、学校教育のいわば延長線上に位置づけられており、児童の部活動を通じての人間形成、道徳観、健康管理、精神管理においても保護者としても安心できる部活動ではなかったかと思えます。しかし、社会体育に移行したときの児童たちへのケアをどのように、新しい指導者へスイッチできるか、また引き継ぎが密接にできるものなのかを質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） それでは、失礼します。

現在の小学校4年生が6年生に進級したときには社会体育へ移行するということになりますので、5年生時における子どもたちへの指導や説明をどのように行っていくのかというふうなお尋ねですが、まずは、先ほども申し上げましたように、菊陽町小学校運動部活動の社会体育に移行する検討委員会においてこれまでも検討を行ってまいりました。教育委員会としましては、検討委員会の意見をいただきまして、児童にとって、先ほども申し上げましたが、いろんな意味で適切で安心してスポーツができる、そういった環境づくりのための整備を図っていきたいというふうに考えていきますと同時に、今度の見通しも含めまして、平成30年当初には児童や保護者への説明を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） うまく子どもたちが気持ちを切り替えることができるように、説明をよろしく願いいたします。

それでは、現在存続している部活動のことについて少しお聞きいたします。種目の受け皿に

ついてお聞きします。

菊陽町小学校運動部活動の設置状況としまして、平成29年度におきましては、全小学校23の種目があり、そこには520人ぐらいの子どもたちがそれぞれに部活動を楽しんでいます。今後、社会体育に移行したときの受け皿の体制はどのように進んでいくのか。例えばこの小学校では指導者が見つかったけど、ここは見つからなかったとか、想定をした場合の対処をどのようにされるのか。指導者が見つからなかった場合は、校区をまたいで児童を移動させるのか。このような場合、児童の安心・安全が保持できるものとは考えられません。保護者としては、児童が希望する社会体育の種目が、校区で指導者がいなく参加できなかった場合、共働きの家庭では、子どもの安心・安全を目的とし学童保育を利用させる方たちもいるのではないかと考えます。そのときの学童保育の受入れ態勢、学童保育指導員の負担増が懸念され、学童にも入れない児童が発生したときの対応はどのように考えられているのか質問いたします。

女性が働きやすい環境づくりに逆行しない体制づくりもあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） それでは、失礼をいたします。

まず、社会体育への移行に当たりまして、現在学校教育活動の一環として小学校の運動部活動が担ってきた部分を、今度はこの社会体育への移行に伴って、地域社会でありますとか、家庭等がその役割を担っていくこととなります。活動時間やいろんな負担等も出てくるかと思いますが、そういった部分については、指導者なんかの面もひっくるめまして、いろいろ過去の検討委員会で課題として随分出てきました。

先ほど申し上げました、児童にとって安心して適切なスポーツ環境の整備という面につきましては、今のところ具体的にあれがこうだとかというふうにはまだ具体的に述べることはできませんが、受け皿づくりにつきましても現在進んでいるところであります。

先ほど申し上げましたように、学校体育が担ってきた部分をそれぞれの地域や家庭が担っていくという部分におきまして、まずは民間のクラブで活動するとか、それとか保護者がこのまんま運営主体となって今の部をそのまま引っ張って行って活動するとか、または今議員さんがおっしゃいましたように、受け皿を準備して、そこで活動していくとか、そういったものをそれぞれの部活動をしている家庭なり、部活動単位で選択をしていただくというふうなことに今後なっていくかと思えます。

また、今学童の問題が出てきましたが、現在その部分については、運動部活動の社会体育移行への検討委員会においては議題として上げておりませんので、その部分はちょっと返答ができないところはお許しいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 次に、小学校のこと終わります、中学校の運動部活の社会体育移行についてお聞きいたします。

小学校運動部活動は平成30年度末までに社会体育に移行するように方針が明らかにされていますが、中学校においては、実態と課題を踏まえて、職員や保護者、地域の方々に構成した一戻りですね。中学校の方は、社会体育と連携するようなやり方をするようにという県の方針が示されています。

中学校においては、実態と課題を踏まえ、職員や保護者、地域の方々などで構成した校内委員会を設置したり、総合的な地域スポーツクラブなどと連携を図り、地域の指導者の発掘、そして積極的かつ適切な活用などについて検討すると聞いております。

また、学校の代表者は、市町村に設置した委員会も参加し、情報の共有化を図ると方針を定めていますが、具体的な移行期間も示されていない中、本町における実態と課題をどのように受けとめているか、また指導者の発掘及び校内検討会の設置計画はあるのか、具体的に町の方針をお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） それでは、失礼をいたします。

中学校の運動部活動の社会体育移行についてということですが、町内2つの中学校において、現在22の部活動が活動しております。顧問である学校の教員と一緒に、地域の指導者、外部指導者の方に、21名になりますが、指導をしていただいているところです。中学校の運動部活動については、このまま、移行とは違いますが、現在のままに、先ほど議員さんが申し上げられたとおり、連携をして進んでいくということになります。ですから、社会体育への移行ということはありません。

そのような中で、非常に課題として捉えられているのが、現在21名の指導者の方に入っていると思いますが、なかなかそういった学校の部活、教育活動として行われる中学校の部活動への理解であるとか、それとか指導者としての資質とか、そういったものを兼ね備えた人を年度ごとに校長が委嘱をしておりますけれども、なかなか発掘したりお願いしたりすることも非常に難しい状況になってきています。そういうところが現状であります。

このように、指導者の問題が小・中学校とも非常に大きな課題として言えます。現在、スポーツ推進委員さんであるとか、菊陽町体育協会であるとか、NPO法人クラブきくよう等をはじめ、地域の人などにも積極的に協力いただきながら、そういった指導者の方の確保というのを努めていかななくてはならないというふうに思っているところであります。

今後とも、中学校の運動部活動につきましては、社会体育との一層の連携によって活動の充実を図っていくというふうなことで、そういう方向で参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 先日いただいた小学校の部活動の移行についての表をいただいて、小学校の中では約8名ほどの外部のコーチがいらっしゃいますけれども、中学校では21名とお聞きしました。こちらもちろん、有償・無償とありますが、有償でコーチを雇われているという

ことでよろしいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） 中学校で言いますと、ほとんど年間で用具代という形で、トレーニングウェア1着分ぐらいで、ほとんどボランティアに近い形が現状です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 社会体育については、地域の指導者であったりが、積極的、適切な活用についてしなければいけないなと思います。これについては、今までは学校長が委託を行い、指導者としての位置づけを明確にして、教育的配慮のもと、各運動部活動の顧問は地域の指導者の役割を明確に示し、常に連携をとり合う活動をすると思いますが、本町における指導者との連携とか、その枠組みについて、またどのような指導者の発掘方法について検討されているかをお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育次長。

○教育次長（徳淵盛也君） 指導者の連携につきましては、校内で、先ほど校内委員会というふうな言葉をお使いになりましたが、部活動担当者会というのを持っております。その中で、例えば年に数回、顔を合わせて意見を述べ合う機会もあります。ただそれは、学校によっては回数も違ったりしますけれども、そういう場で一般の指導者の方と、それから違う部の顧問であるとか、学校全体の職員であるとか、そういうところで意見を交換する場はあります。

また、同じ部の中での外部指導者と教員との連携というのは、日常的に練習とかそういうものを行いますので、そこでは日常的に行っております。

発掘につきましては、先ほど申し上げたように、いろんなスポーツ団体であったりとか、地域の方の支援をいただいているところなんですけど、中には、自分の知り合いであるとか、それとか保護者の方の知り合いであるとか、そういった方から紹介を受けまして、そして委嘱をしていくといったケースもございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 小学校の部活動の社会教育移行については徐々に進んでいくかと思っております。まず、私の方も着々と進んでいくことを望んでおります。

総括的質問として教育長にお尋ねいたします。

社会教育移行後の責任について、指導中の事故、病気の対応、事故、けがなどの補償の問題、活動費用の負担、現状の課題と今後の課題、以上のような課題をしっかりと予測して、教育長として小学校・中学校の運動部活動の社会体育移行についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（上川幸俊君） お答えをいたします。

お答えの前に、まず、議会におかれましては、文教厚生委員会の議員の皆様にもスポーツに関



する社会教育の先進地を研修先に設定していただきまして御訪問いただきましたことに敬意と感謝を改めて申し上げたいと思います。ありがとうございました。

小学校の運動部活動の社会体育移行につきましては、今次長の方からも御説明を申し上げましたけれども、熊本県の基本方針として示され、政令市を除く全ての市町村で現在進められておるところでございます。菊陽町の教育委員会といたしましても、最も重要な施策の一つとして現在取り組んでおるところでございます。

議員御指摘のように、移行後の指導者の確保の問題、あるいは活動場所、活動時間、活動に伴います経費、事故防止等、それらの課題につきましては、教育委員会としましても、いずれも社会体育に移行する上での重要な課題と考えておりますし、現在検討委員会の方でピッチを上げて御協議をいただいております。

課題の解決に向けましては、一つ一つの課題の解決に向けて、保護者の皆様の御理解でありますとか、あるいは地域の皆様の御理解、御協力、これなくしては進まないところがございます。今後とも、菊陽町の実態に応じたよりよい活動環境あるいは体制づくりに向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

私としては、今回のこの小学校運動部活動の社会体育移行への取組を通して、さまざまな解決すべき困難な課題はございますけれども、その取組を通して、地域社会の教育力が一層強化されて、社会体育移行後の菊陽町の子どもたちのスポーツ環境がより充実したものになるようお願いしながら取組を進めておるところでございます。どうぞ議員各位にも御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 私の方も保護者の方にお聞きしました。ある保護者の方からは、まだはっきり分からないのですが、できたら今の部活のままがいいなという希望をされてました。学校が終わってすぐの時間の活動、それから金額の負担についても今のままがいいんですけどというお話でした。学校の先生の指導がなくなることで、指導者の確保も気になります。私たちが一緒になって指導者を見つけるべきかと思うのですが、お兄ちゃんは卒業しますが、下の子が4年生になったときに学童しかないのかなと言われていました。

保護者、PTAの説明、それから町からの援助、使用料の減免など、ぜひ心ある御配慮をお願いいたします。

また、現在全小学校校長先生発信のアンケート調査が行われていると聞いています。これから取りまとめが進んでいくかと思いますが、保護者、子どもたちへの聞き取り、説明をしっかりとさせていただくことを要望して、小・中学校部活動の社会体育移行についての質問を終わります。

それでは、2項目めの保育園民営化後の武蔵ヶ丘第二保育園についての質問に入らせていただきます。

民営化後の武蔵ヶ丘第二保育園については、町民の方からは、武蔵ヶ丘支所が閉館したときは、町は福祉施設関係に利用しますとのことだったが、結局倉庫となってしまった、どう願っても第二保育園もそうなるのではないかという、少し冷たく、少し諦めたことを言われています。

町は、第二保育園の土地を、建物を活用する計画はあるのか、お聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 質問にお答えいたします。

本年3月に策定した菊陽町公立保育所民営化計画では、武蔵ヶ丘第二保育園については、用地拡張が困難な状況にあることから、武蔵ヶ丘第一保育園を隣接する旧武蔵ヶ丘支所の敷地を含めた用地拡張による建て替えを前提として武蔵ヶ丘第二保育園を統合し、民営化することとしております。

また、これにより保育所としての用途が終了する武蔵ヶ丘第二保育園の土地・建物については、今後検討委員会を設置し、その利活用について検討を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） ずっとずっと検討委員会が続きますが、これから、そうですね、2番の方に移りたいと思います、子育ての場所、児童・子育て世代の交流の場にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（東 桂一郎君） 御質問にお答えいたします。

利活用策についての検討は、武蔵ヶ丘第一保育園の移管先事業者が決定した後以降に具体化していく予定であります。

議員御質問のような子育ての場所や児童・子育て世代の交流の場といったものも考えられますが、西部地区には光の森町民センターキャロピア内に子育て支援センターや、西部町民センター内に児童館、それからふれあい交流・福祉支援センター内のつどいの広場と病後児保育、それから私立保育所のキャロット保育園とラビット保育園の子育て支援センターなどがあります。

また、武蔵ヶ丘第二保育園がある周辺地域につきましては、高齢化率が町内で最も高い地域であることから、地域の高齢者への支援を行っていくような場所としての活用なども含めて、住民の皆様のお意見なども参考にしながら、先ほど言いました、今後設置する検討委員会で検討は行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 今社会的に問題になっている子どもの貧困、それからいじめ、行き場のない子どもたちの場所、それから子育て中のママたちのサークル活動の場、菊陽町では、ま

だ子ども食堂というのがする場所ありません。そういう声も聞いていただきたいと思いません。

何よりも民営化が順調に進むことを願いますが、先ほども申しましたが、子どもたちのこと、子育てのこと、世代間のコミュニティの場所として活用していただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

（15番上田茂政君「議長」の声あり）

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私の一般質問の中で、町長に対しまして、よい説明をされておったんですが、私の「取消し」という不適切な発言をいたしましたので、これを取り下げさせていただきたいと思えます。大変失礼しました。

○議長（渡邊裕之君） ただいま上田茂政君から本日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、ただいま上田議員から申し出がありました「取消し」の部分を取り消したいという申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、上田茂政君からの発言取り消しのお申し出を許可することに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時39分

第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成29年12月7日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成29年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成29年12月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 大久保 | 輝 | 君 | 2番 | 阪本 | 俊浩 | 君 |
| 3番 | 西本 | 友春 | 君 | 4番 | 那須 | 真理子 | 君 |
| 5番 | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番 | 中岡 | 敏博 | 君 |
| 7番 | 吉本 | 孝寿 | 君 | 8番 | 吉山 | 哲也 | 君 |
| 9番 | 北山 | 正樹 | 君 | 11番 | 石原 | 武義 | 君 |
| 12番 | 岩下 | 和高 | 君 | 13番 | 大塚 | 昇 | 君 |
| 14番 | 川俣 | 鐵也 | 君 | 15番 | 上田 | 茂政 | 君 |
| 16番 | 小林 | 久美子 | 君 | 17番 | 甲斐 | 榮治 | 君 |
| 18番 | 渡邊 | 裕之 | 君 | | | | |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

| | | | |
|--------|----|-----|---|
| 議会事務局長 | 高木 | 定伸 | 君 |
| 書記 | 山川 | 真喜子 | 君 |
| 書記 | 益満 | 基 | 君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | |
|----------------------|----|----|---|-----------------|----|-----|---|
| 町長 | 後藤 | 三雄 | 君 | 副町長 | 吉野 | 邦宏 | 君 |
| 教育長 | 上川 | 幸俊 | 君 | 教育次長 | 徳淵 | 盛也 | 君 |
| 総務部長 | 吉川 | 義則 | 君 | 福祉生活部長 | 阪本 | 浩徳 | 君 |
| 経済部長 | 今村 | 敬士 | 君 | 土木部長 | 大山 | 陽祐 | 君 |
| 会計管理者兼
会計課長 | 市原 | 憲吾 | 君 | 総務課長 | 板楠 | 健次 | 君 |
| 総合政策課長 | 中島 | 秀樹 | 君 | 財政課長 | 西本 | 一浩 | 君 |
| 総務部審議員兼
税務課長 | 酒井 | 章彦 | 君 | 人権教育・啓発課長 | 古賀 | 直之 | 君 |
| 福祉課長 | 矢野 | 信哉 | 君 | 子育て支援課長 | 東 | 桂一郎 | 君 |
| 福祉生活部審議員兼
健康・保険課長 | 阪本 | 章三 | 君 | 介護保険課長 | 宮川 | 照之 | 君 |
| 福祉生活部審議員兼
町民課長 | 服部 | 誠也 | 君 | 農政課長 | 山川 | 和徳 | 君 |
| 商工振興課長 | 川上 | 一弘 | 君 | 土木部審議員兼
建設課長 | 小野 | 秀幸 | 君 |
| 都市計画課長 | 井芹 | 渡 | 君 | 下水道課長 | 矢野 | 和幸 | 君 |

環境生活課長 丸 山 直 樹 君
教育審議員兼 士 野 公 典 君
学務課長 川 端 慎 一 君
図書館長

総務課総務法制係長 小 泉 秀 和 君
生涯学習課長兼 梅 原 浩 司 君
中央公民館長
農業委員会事務局長 渡 辺 博 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時59分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 皆様おはようございます。

大久保輝でございます。傍聴にお越しの皆様、誠にありがとうございます。

本日の一般質問につきましては、前回の9月定例会での一般質問を行った際に私の時間配分がうまくできていないところもあり、特にこちらの件、私の周囲の町民の方からもさまざまな意見をいただいておりますし、私の中でもまだ少し疑問が残っている（仮称）光の森多目的広場の土地利用に関する事、あと全く質問が前回できませんでした交通体系の充実について、それと菊陽町復興まちづくり計画（案）についての質問をさせていただきます。

しかし、昨日の一般質問と重複するところも多くあります。特に、3番目の質問である交通体系の充実については、余り質問するところもなくなったようにも思っております。3項目の質問とも通告に従って質問していきたいと思っておりますが、若干変わる部分もあるかと思っておりますので、その点、御容赦いただきたいと思っております。

それでは、質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） まず、菊陽町復興まちづくり計画（案）について御質問させていただきます。

案ですので、全てが決定してるわけではないかというふうに思いますけれども、現在いただいております菊陽町復興まちづくり計画（案）の一番初めの方に計画の目的が書いてありますが、まずはこちらの計画の目的ということについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） おはようございます。

それでは、お答えいたします。

復興まちづくり計画の目的とはということでございますけれども、計画に載せてあるものを説明させていただきます。

熊本地震からの単なる復旧にとどまらず、本町のさらなる発展を目指す創造的復興の実現に向けて、今年2月に策定した菊陽町復旧・復興計画において、復旧・復興を推進する取組を示した復旧・復興アクションプランを取りまとめたところです。復興まちづくり計画は、復旧・復興計画の基本方針である災害に強い「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を目指し、復

旧・復興アクションプランの内容や整備スケジュールを具体化することを目的として策定するものであり、国土交通省の補助事業である都市防災総合推進事業を活用するに当たり、策定しなければならない計画となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 計画案の目的には、町のさらなる発展を目指す創造的復興の実現に向けてというふうにあるかと思えます。発展に向けた具体的な取組はどのようなことであるのかをお尋ねしたいというふうに思っております。

というのも、菊陽町復興まちづくり計画（案）において書かれていることのほとんどが、今、課長の方も答弁がございましたけども、防災拠点や避難所の整備など、災害発生時の防災にかかわることになっていることがほとんどではないかというふうに思います。それはそれで大事なことだというふうに思いますが、それは町長が行政報告の方でもおっしゃられた、現在策定中の地域防災計画というところに関するところの方になるのではないかというふうに思いました。

私、そのような疑問を持ったので、復興という言葉の意味を改めて調べました。復興という言葉の意味としては、一旦衰えたものが再びもとの盛んな状態に返ること、また盛んにすることというふうにあります。しかも、創造的復興というふうに記されてるわけですから、町長がふだんから町の基幹産業とおっしゃっている農業、こちらの復興であったり、つまりどうやって農業を盛んにしていくのかとか、あるいは農業だけでなく地域の商工業をどのように盛んにしていくのかということが、この復興まちづくり計画（案）の中で見えてこないなというふうに感じました。私は、農商工業のさらなる発展が創造的復興になるというふうに思っております。町のさらなる発展に向けた具体的な取組をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

本町における復興まちづくり計画は、その上位計画である復旧・復興計画の中から、国土交通省の補助事業である都市防災総合推進事業の事業目的である防災力の強化に合致した事項を抽出して策定し、菊陽町の防災対応力を強化するための具体的な取組を中心に計画しています。その主な取組は、役場庁舎の防災機能を強化することとあわせて中央公民館、町民体育館を再整備すること、公園や広場に防災機能を持たせる整備を行うこと、町道菊陽空港線を延伸することなどです。この取組により、再度、熊本地震と同様またはそれ以上の災害が発生した場合にも、町の施設をしっかりと機能させて十分な災害支援を実施できるようにするとともに、被災者の災害発生直後における避難行動をよりスムーズに行うことができるような災害関係の基盤を整備し、物流や救援活動の十分な支援が可能となるような基盤整備を計画しているところで

す。農業、商工業に関する計画が盛り込まれてないということでございますけれども、先ほどの

1の御質問で答弁しましたとおり、この計画に関しましては都市防災総合推進事業を活用することを目的として、昨年地震からの復興を目指すものとして掲載しております。ですので、この計画は菊陽町の防災を、今後の減災であったり防災に関することとなります。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 3番目の質問になりますけれども、菊陽町地域防災計画との整合性はどのように考えるのかというところを質問しているわけなんですけれども、こちらの復興まちづくり計画（案）の位置づけというところが手元にあるものなんですけれども、復旧・復興のアクションプランと、あと菊陽町の地域防災計画、こちらまだ策定予定ということなんですけれども、これをもとに菊陽町復興まちづくり計画を策定するというような位置づけになっているかというふうに思いますけれども、今おっしゃったのは、基盤整備であったりとかということは、どちらかと菊陽町地域防災計画の方に当たるんではないかというふうに私は思ったところですからお尋ねをしたところでございます。

いずれにしても、この図で書いてあるとこでいくと、こちらですね、菊陽町の地域防災計画とかがあった上で菊陽町の復興まちづくり計画というふうに書いてあるわけなんですけれども、先にこちらの案が出てきたので、もちろん整合性は当然とれるのかと思うんですけれども、整合性をどのように考えるのかということをお尋ねしているところです。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 失礼いたしました。3番の御質問にお答えしておりませんでした。

現在、菊陽町地域防災計画の見直しを進めています。見直す項目が多岐にわたることから時間がかかっているところですが、復興まちづくり計画の策定と並行して進めており、復興まちづくり計画の上位計画である復旧・復興計画とともに、ハード事業、ソフト事業の両面について十分に整合性をとっているところです。具体的には、見直し後の地域防災計画には、これまで定めていなかった防災に関する基本方針を減災をキーワードとしてしっかりと位置づけ、そのために必要な事業の展開や各種災害の予防計画をまとめることとしているところです。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） それじゃ、次の質問に移らせていただきます。

この計画策定に当たり行われた住民アンケートの調査結果というものが、こちらの復興まちづくり計画（案）の方にも記されております。そのアンケートの中の自由意見というところの欄がありました。こちらに、情報に関する意見というものがああります。その情報に関する意見というのが、情報がなかなか入らなかった、防災行政無線が聞こえづらかったなど、情報伝達不足から起こる不安感や物資配給の不公平感を強く感じた住民が多く見受けられたというふうにあります。この意見がどの程度の量であったのかというのは分かりませんが、一つ一つ設定された質問ではなくて、自由意見というところにある程度の量の意見が載っているというのは、非常に重要なことだというふうに思っております。

私は、熊本地震発災後の役場職員の皆様の、非常に大変だったんだろうなというふうに思っておりますし、あちらの大変な中でいろいろとされてらっしゃったことには本当にありがたいなというふうに思っております。しかし、そういった大変な努力の中でもこういったさまざまな意見が出てくるのかなというふうに思いますが、これはどちらかというシステムといえますか、そういった問題になるのであろうというふうに思います。

このような町民の声、情報伝達不足というものに対して、町としてはどのような対策を考えていくのかをお聞きしようとしておりましたところ、昨日の西本議員の一般質問への答弁で、（仮称）菊陽町情報メールサービスを平成30年度から導入予定ということでございました。大変よい取組ではないかというふうに思いますが、そこで私も、今回メールサービスということでございましたが、メールだけではなく、SNS等の活用による情報発信ができないのかということについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをします。

今、議員の方から発言がありましたとおり、復興まちづくり計画のアンケートにおいて、熊本地震の際の町からの情報伝達不足の意見が多く寄せられたところでございます。その後、新たな情報提供の手段として、今年8月にヤフー株式会社と災害協定を締結して、スマートフォンのアプリ、ヤフー防災速報に町からの緊急情報を直接配信しております。アプリに登録されますと、地震、大雨、火山などの災害情報に加えて、町からの避難に関する情報、大規模停電や通行止めの情報、大雨、台風などの注意喚起情報、その他に広く危害のおそれのある不審者情報、野生動物の出没情報などが受信できます。今年9月の台風18号、10月の台風22号の際には、町から注意喚起の情報を配信しております。

なお、現在、約7,800名の方が本町の情報を受け取れる設定をされているところでございます。

また、新たな情報手段として、今、議員の方から申されたとおり、平成30年度から、町の災害情報などをメールで送る、仮称であります。菊陽町情報メールサービスの導入を予定しているところでございます。

今、御質問されましたSNSの活用等をどう考えているかということにつきましてですけども、SNSにつきましては、災害時に正確な情報が広く拡散されれば、それは非常に有効な手段であるというふうには思っております。ただ、課題も幾つかあると思われまして。今現在、スマートフォンの個人の保有率が、全国で見ても全体で56%程度というふうに聞いております。高齢者の保有率は非常に低い状況ということもございまして。それと、SNSにつきましては、ルール、モラル等の確保の問題、それから情報収集においては情報源の信憑性、信頼性の問題等もあるというふうに思われます。このあたりの課題を整理しまして、SNSを有効に活用する自治体等を参考に、SNSについては今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） SNSの件につきましては、今おっしゃられたように正確な情報なのかどうか、あるいは信憑性がどうかということでおっしゃられました。こちらのSNSの件につきましては、昨年の平成28年9月定例会では西本議員の方から、12月定例会では吉本議員の方からも一般質問について質問あっていたかというふうに思いますが、その際もやはり同じようなところの話だったかと思えます。正確な情報なのかどうかとか、あるいはその信憑性がどうかということでございますが、逆に私は町としての公式の発信というものがあつた方が、さまざまな信憑性がどうかと疑われるものについても逆に正確な配信、情報を届けることができるんじゃないかというふうに思うわけでございますので、町としての公式のそういったSNSの発信というものは、これは考えていただければなというふうに思えます。

昨年のお二人の方の一般質問についても、検討したいと、検討はしていきたいというふうな答弁がございました。全体的な内容としては余り前向きでなかったような気がしますけども、しかし検討しますというところでもございましたので、この2件の一般質問から1年が経過しております。現在、検討しますとおっしゃられた中での検討状況というのはどうなのかということについて少しお尋ねさせていただければと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 先ほど申しましたとおり、スマートフォンの個人保有率の状況、それからSNSの利用状況というの、今、どの程度あるのかというのを調べております。それと、他の自治体の、SNSを活用されている自治体も増えているということでございますので、その辺の具体的な中身を調査をしているような状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 情報伝達の方法もさまざまあるかというふうに思いますが、その中の一つとしてSNSの活用があつてもよいのではないかと思いますので、前向きな検討をお願いしたいというふうに思えます。

5番目の質問ですね、策定プロセスにおける町民意見の反映はどのように考えているのかというところに移らせていただきます。

町民意見の反映としては、この計画案にも記されているとおり、アンケートの実施や住民懇談会、そしてこれからパブリックコメントという流れで記されているところであります。私は、この計画案にある中で、前回の一般質問でもお聞きしましたし、この後の2番目の項目である質問事項でもありますけども、（仮称）光の森多目的広場についてどのような説明がなされるのか非常に興味がありましたので、先日行われた住民懇談会、幾つかありましたけども、そのうち全ては出席できませんでしたが、2回ほど出席させていただきました。

その懇談会の説明の中では、光の森多目的広場については防災広場として整備することでも

う決定しているというような内容の説明があっていたかというふうに思います。あくまでも現在の計画は案ということであろうかと思いますが、その部分においてはほぼ決定というような言い方をされていらっしやいました。私が2度ほど出席しました住民懇談会の中でも、それに対して、なぜあそこなんだというような声も上がっていたかと思いますが。ああいった場で町民の方がそういったふうな意見を言うのも大変というか、なかなか難しいんじゃないかなと思いますが、そういった中でもそういったこともおっしゃっていました。そもそも決定事項として伝えてしまうと、町民の意見をどういうふうに反映するのかなというふうにも思ったわけですが、この点、どのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） それでは、通告5番の策定プロセスにおける町民意見の反映はどのように考えているのかということに関しましてお答えいたします。

災害対応に関しましては、まずは防災。災害が起こったら復旧し、復興する。そして、復興のためのまちづくりを行い、その後、災害を減らすための減災に取り組むというように段階的に進めていくことは、安全で安心なまちづくりを担う行政にとっては当然のことであり、また地域住民にとっても大切なことであると認識しています。このような意味から、たくさんの町民の方々から御意見や御要望をお聞きし、意見を交換してきたところであり、これらの会合に議員の方々もいただいているところです。

まず、熊本地震の後、復旧・復興計画の策定過程においては、昨年8月から9月にかけて小学校区別に復旧・復興計画座談会を実施し、昨年12月から今年1月にかけて、復旧・復興計画に対するパブリックコメントの手続を実施しました。また、この計画書は、学識者や団体、地域の代表者で組織する委員会を設置し、御意見を伺いながら策定しています。さらに、今年1月には地域の困り事を尋ねる小学校区別の地域復興ワークショップを実施し、熊本地震の際の地域活動の様子や、今後どうすれば避難行動を地域で支えることができるのかなどについての意見交換を行っております。

これらの意見を総合的に踏まえて、復旧・復興計画を具体化する復興まちづくり計画の素案を検討した6月から7月にかけて、町民の復興や防災に対する考え方を確認するため、町外のみなし仮設住宅にお住まいの方をも含む全世帯を対象としたアンケートを実施したところです。さらに、8月には、地域防災計画の見直しの一環として小学校区別防災計画の策定を目指し、地域危険箇所や、熊本地震の際の避難活動において役に立った物資などについて意見交換を行っております。そして、先月、これらの意見を踏まえて作成した復興まちづくり計画（案）に関する住民懇談会を実施し、現在、パブリックコメント手続を実施しているところです。

このように、復興まちづくり計画の策定に当たっては、この計画のためだけの意見収集を行うだけではなく、これまでいただいた町民の意見を総体として反映させたものとしているところです。今までの、昨年からの懇談会等での御意見の中で、防災広場が必要であるという御

意見を多くいただいたところであり、その計画を今回のまちづくり計画に盛り込んで住民説明会を行っているところです。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 防災の広場ですね、防災公園ですかね、が必要という御意見、これは私も当然推進していくべきだというふうに思いますが、ただそれが私は光の森の多目的広場である必要はないかというふうにも考えておりますので、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の（仮称）光の森多目的広場の土地利用についての質問でございますけども、1番目に、防災広場としての整備計画はどのようなものかということではしておりますが、菊陽町復興まちづくり計画（案）の防災広場の整備に記載がある防災公園、イメージのようなものだと理解しております。昨日の甲斐議員の一般質問に対する答弁で、現在の多目的広場のような現状を維持すること、ヘリの離着陸ができる場所とすること、車中泊に備えたスペースをつくること、福祉避難所の充実を図ることなどという答えがありました。そして、そのために福祉関係や防災等の専門家の意見を聞きながら進めていくというふうにおっしゃっていたかと思えます。昨日の答弁で出ました福祉避難所とはどういったものなのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

昨日の甲斐議員の4つ目の質問に対しまして、福祉避難所の充実というような言葉を発言、答弁しているところです。しかしながら、現在、光の森多目的広場の防災公園化に関しまして国や県と協議をしている中で、管理棟の設置であったり備蓄倉庫の設置を協議をする中で、避難所機能としても使えるような施設としたいというふうなことを要望させていただいております。この件に関しましては、福祉避難所と申しましたけれども、避難が可能な施設として整備ができるというようなことで申し上げたつもりといたしますか、ところで、ちょっと答弁の方が、私の作成の方が間違っていたということで、修正ということよろしいですか。

○議長（渡邊裕之君） そのように今答弁してください。

○総合政策課長（中島秀樹君） そのように、避難所の充実ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） このような計画が復興まちづくり計画（案）で示されているわけですが、この計画の策定においてはURリンケージという会社へ委託されたということで、昨日もたしか答弁もされていたのではないかというふうに記憶しておりますけども、よろしかったでしょうか。URリンケージさんでよろしかったですかね。

そこで、昨日、甲斐議員の質問に、この防災広場とする計画はURリンケージに町から依頼したのか、プロポーザル方式の上で提案があったのかという質問がありました。時間の関係もあつたかと思えますけども、こちらの質問が明確に答弁がなされていなかったかというふう

思いますので、どちらであったのかということと、あとURリンクージさんの費用とをあわせて御質問させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 依頼したのか、プロポーザルかという御質問ですが、5社を指名してプロポーザル形式で選定をいたしました。契約金額につきましては1,593万円、税込みの価格となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 5社にプロポーザル方式で依頼したということですが、そうするとほかの4社の提案というのはどういったものがあつたのか、もし分かればお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） プロポーザルに関しましては、昨年の3月実施しているところですが、申し訳ございません、私が4月から総合政策課に参っておりまして、その他の具体的な詳細というのを今ここで説明申し上げるほどの情報を今持ち合わせておりませんので、これに関しまして、もし後日であったり、そういうことでお知らせすることは可能ですが。

（「今年の3月やろ」の声あり）

今年の3月……。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） すいません、では、ほかの方でもし分かれる方がいらっしゃったらお尋ねしたいですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） それでは、私の方から、当時総務部長としてかかりましたので、答弁させていただきます。

依頼の内容としましては、防災まちづくり計画の策定について、アンケート調査も含む内容でプロポーザルを行っております。議員おっしゃられてる分として、こういう公園をというような形のプロポーザルでというようなプロポーザルではございません。計画書を策定していくためのプロポーザルを行っております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） そうだと思うんですけども、アンケートをもとにしてということですか。

○議長（渡邊裕之君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 計画書を策定していく中でアンケート調査も実施するというような項目で依頼しております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番(大久保 輝君) アンケート調査もURリンケージが行ったわけではなかったのでしょうか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長(渡邊裕之君) 副町長。

○副町長(吉野邦宏君) 計画書策定を委託する中で、アンケート調査も含めて調査の依頼をしておりますので、URの方もアンケート調査にはかかわっております。

○議長(渡邊裕之君) 大久保輝君。

○1番(大久保 輝君) すいません、ちょっと私はよく分からないんですけども、URリンケージさんがアンケートをしたんですかね。その上で、プロポーザル方式の上で最終的にURリンケージさんの提案になったということになるのでしょうか。

○議長(渡邊裕之君) 副町長。

○副町長(吉野邦宏君) 計画書を策定する際に、町民の意向調査としてアンケート調査も含めてやるということでございます。

○議長(渡邊裕之君) 大久保輝君。

○1番(大久保 輝君) この件はまた後ほど詳しくお尋ねできればと思いますが、2番目の質問に移らせていただきます。

防災広場としての整備計画を決定した経緯及び国、県との協議状況はどうなっているのかという質問も、昨日の甲斐議員の一般質問に対する答弁でお聞きしました。その中で、町長は、防災広場として整備することは第5期菊陽町総合計画の後期基本計画の中に防災公園の整備と記しているというような旨をお話しされたかと思います。あ、そうだったのかというふうに思いまして、私、総合計画を見直しましたが、確かに防災対策の充実というところにおきましては、防災公園の検討ということであったり、あるいは防災拠点の整備とは確かに書いてあります。で、武蔵ヶ丘小学校区の開発コンセプトの概要という欄がございますが、こちらには、(仮称)光の森多目的広場の利活用については今後当該用地の開発構想を策定しますというふうには書いてありますけれども、こちらを防災広場にするというような記載はないというふうに思います。これで総合計画に入っているからという説明は、若干私は無理があるんじゃないかなという気がしますけども、町長はどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長(渡邊裕之君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 昨日、甲斐議員の質問のときに担当の方から説明いたしましたけども、この用地を求めたときが、光の森96ヘクタールができて、そしてさらに武蔵ヶ丘団地の方についてもそういった広い公共的な空地がないというふうなところで取得しまして、その中でずっと防災機能を持たせた使い方というのはありまして、特に人口集中地区において広い空地があるというのが非常に大事であると私は考えておりまして、そういった中で、総合計画の中でも防災のそういう使い方をするというような思いも込めた中での掲載をしておりますけども、具体的に書き込んでないといえますか、そういうところについては、次の地方創生のときあたりもそういう捉え方しておりますけども、はっきりした場所を明確に書き込んでしまうというよう

なところまでやっておりませんが、考え方として、そういう計画の、大事な後期基本計画の中での位置づけをしているというふうなところで出しておりますので、その辺は今の震災を、特に熊本地震を経験した後でいろんな地域の方々からも、やはりここは防災広場あるいは防災公園としての整備ということで、そういう意見も直接伺ったこともありますけども、後期基本計画の中に具体的に書いていないかと言われますけども、その辺は十分、昨日の説明の中の御理解をしていただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） あちらを防災公園にという意見もあるということですけども、私は逆に、なぜあそこが防災広場なんだという意見もやはり私も聞いているところもございます。私は、防災公園というものの用地を確保したりして整備することや防災拠点を整備することは大切なことだというふうに思いますし、この点についてはぜひ進めていただきたいと思いますというふうなところで思っているところです。しかしながら、その場所が光の森多目的広場ではなくてもいいのかなというふうに思っております。どうしてもこの場所であるということが私はちょっと、どうしてもそこがまだ納得がいかない部分があります。というところです。

すいません、次の質問に移らせていただきます。

3番目の項目の、広場全体の利用計画、構想はあるのかというところに移ります。

これまでの町の説明をお聞きしておりますと、多目的広場の約3ヘクタールの土地のうち、2ヘクタールぐらいを防災広場として整備するというような説明であったのかというふうに思いますが、よろしかったでしょうか。大体それぐらいでよろしかったでしょうか。そうすると、残りの1ヘクタールについてはどのような事業などを考えているのか、考えがあるのであれば教えていただきたい。あるいは未定なのかということをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

広場全体の利用計画に関しましては、防災機能を高めた多目的広場として一体的に利用していくこととしております。したがって、3ヘクタールの全体の多目的広場としての利用を最大限発揮できるように整備したいと考えているところですけども、残りの1ヘクタールについては防災機能を持たせたものとなるよう、今後、検討していくこととしております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） すいません、そうすると3ヘクタール全部が防災広場あるいは防災機能を有するものという整備ということでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 残りの1ヘクタールに関しましては、これから2ヘクタールを防災広場として整備していくという、そこを防災機能を持たせた広場ということに計画をしておりますので、残りの1ヘクタールについて、今後は隣の防災広場が生かせるような計画、ですからそのまま広場を拡張すること、それから建物を建てて避難所機能として有効利用すること、い

ろんなことが考えられると思いますけれども、隣の広場を避難所機能を有する活動の拠点として活用できるようなものとして、一体的に有効に活用できるものを今後検討していきたいと考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 具体的には決まってないというところですよ。その中で、今、課長のおっしゃった中では、建物を建てる可能性もあるというようなことも出てきたかというふうに思いますが、3ヘクタールのうち2ヘクタールを防災広場として、残りの1ヘクタールを残すと。そうすると、これ全体の計画を一緒にしておかないと、後で、区割りという言葉が果たして適当かどうか分かりませんが、こういったふうな、3ヘクタールのうち2ヘクタール、ここじゃなくてももう少しこっちがよかったとか、そういったことも出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、後が決まってないということであればですね。逆に言うと、私気になったのは、なぜ2ヘクタールなのかと。なぜ1ヘクタールを残すのかと。具体的な構想がまだ決まっていないと、残りの1ヘクタールについてはですね、という中でそのような方向になったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 防災広場を整備するに当たりまして、現在の多目的広場は現在仮設住宅の用地、それから中学校のテニスコート用地として活用されているところです。防災広場の面積を国、県あたりと協議する中で、面積としては2ヘクタールほどは必要であるというふうなことを協議の中で聞いているところです。また、あそこの広場に関しましては防災ヘリやドクターヘリを災害時におろすこと、それから現在もドクターヘリあたりもおりてきるところですけども、そのようなことを総合的に勘案しまして、今使える2ヘクタールを整備していくということで計画しているところです。

また、あそこでなくてもいいんじゃないかというような御提案、御意見ですけども、光の町民センターにつきましては、単にあそこに広い広場があるというわけではなく、隣に光の森町民センターがございます。この光の森町民センターは、役場と同じ行政の庁舎ということになります。役場機能を有する庁舎でありまして、通常の西部町民センターであったり三里木町民センターとは若干内容が変わるものです。一定の行政機能を有する西部支所と、これに隣接する広場であることから、防災広場として整備する価値が高まるものと考えているところです。そのようなことからあそこに、それと人口が集中する地区の中心であるというふうなことも総合的に考えて、現在の多目的広場を防災広場と予定しているところです。決定しているところです。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） すいません、最後の方がよく聞き取れなかったんですけども、人が集中しているからということだったのですかね、最後。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 人口が集中する地域ということです。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 4番目の質問に移らせていただきます。

防災広場として整備する目的は何かという質問です。こちらについては、そのまま一旦お尋ねしますので、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

町民の安全と安心を守ることは町の責務であることは当然です。熊本地震を経験してなおさら、その思いを強くしているところです。できる限り早く防災機能を強化しなければならないという思いは、行政にかかわる者だけでなく、議員の皆様方、町民の方々にあっても同じことであると思います。防災広場として整備する目的は何かとの御質問については、昨日から答弁しておりますとおり、整備の目的としまして、町の防災体制の充実や安全で安心な避難のための避難所の機能強化、災害に強い公共施設の整備など、創造的復興を実現するためのものです。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 目的は、あくまでも町民の方々への安心・安全の提供であるというところかというふうに思います。そうであれば、先ほども申しましたけども、この多目的広場でなくてもよいのではないかと、ほかの場所でもよいのではないかと、やはり思うところでございます。

菊陽町復興まちづくり計画（案）の復興に向けた課題において、指定避難所の状況というものも記されています。町西部の指定避難所の収容人数は、人口2万3,095人に対して収容人数1万7,510人というふうになっています。これは、単純に収容人数が足りていないということになるかというふうに思います。しかも、町としても、これからも西部地区は人口増加が見込まれると予想をされているかというふうに思いますけども、そうすると防災広場の整備も大事かというふうに思いますけども、指定避難所の収容人数を増やすということも考えなければならないことではないかというふうに思います。

復興まちづくり計画にかかわる住民アンケートの調査結果においての自由意見という中の2つ目には、支援物資や避難所機能に関する意見として、指定避難所等の被災や、避難者が多くて施設に入れなかったなどの意見も書かれています。そして、避難状況というところに書かれていますけれども、熊本地震が春先だった季節要因も、避難形態として車中泊が5割以上になったとも考えられると記載してあります。私も、これ季節的なものもあったんだろうなというふうに思いますし、またそれ以外でも、前震、本震ともに夜であったこともあって、ほとんどの方が家族が御一緒にいらっしゃったことで、1つの車で移動してそのまま車中泊となったというふうなこともあるのかなというふうに思います。

防災広場の計画の中では車中泊スペースの確保とありましたが、例えば今のような寒い季節

であったり、あるいは夏の暑い中、あるいは台風や大雨のとき、何日も車中泊ということはないかなか考えにくいのではないかというふうに思います。これは6番目の質問事項とも重複する部分にもなるかもしれませんが、私は、あの土地は災害時には避難所とすることができるような施設等を、一部1ヘクタール残した中でもしかなかったら建物建てるかもしれないというお話もありましたけども、そこも総合的に検討するべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 西部地域で人口に対しまして避難所の収容人数が足りないということは事実でございます。その件に関しましては、防災広場とは別に地域防災計画等で並行して検討していておりますし、また民間の施設等を災害時に活用させていくような協定を結んでおりますので、そういったことも含めて総合的に検討させていただきたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） 先ほどの答弁の中で、人口集中している地域であるからこそここなんだというお話もあったかというふうに思います。私、前回の一般質問をさせていただいた際に、そもそも防災公園とか防災広場というのはどんなものなのかというのが正直余りイメージがつかないところもありましたので、近隣自治体で防災公園とかというのがないのかなというふうに調べて、行ってきました。

そのうちの 하나가、幾つか回ったんですけども、一つが久留米市の西部防災公園というところに行ってきました。久留米市さんの方からお話を聞かせてもらったところでございますけども、久留米市は人口約30万人の市であります。ちなみに西部防災公園といいますけども、平成15年3月に設置されたそうで、広さが1.15ヘクタールということで、30万都市である防災公園として1.15ヘクタールということでございます。水防が主体ということではありましたが、この西部防災公園の立地は決して住宅密集地じゃなくて、かなり外れたところだなというイメージを持ちました。また、土地取得の経緯としては、国が取得した後でそれを整備したというふうに私は久留米市さんの方からお聞きしたところです。

その後、一番最後に、またもう一つ防災公園とかつくる予定とかございますかというふうにお聞きしましたところ、今のところそのような予定はありませんということでした。そして、言われたこととしては、今ある既存の公園を防災機能を充実させていくという方向性だということでおっしゃられました。なるほどなというふうに思ったところでございます。

もちろん、菊陽町でも既存の公園や施設への防災設備の追加なども、当然これもう進めていらっしゃるだろうというふうに思いますけれども、光の森多目的広場ではなくて、光の森の中にもほかにも公園幾つかございます。人口が集中したところの方がよいということであれば、ほかの公園もあるわけでありまして、その中でも特に大きな公園として、まなびの公園とひかりのもり公園ですね。これ両方とも、恐らく1ヘクタールずつぐらいあったんじゃないか

というふうに思いますけども、この2つの公園に、公園でありながら防災機能を追加していくというところで、多目的広場は別の有効利用を考えるということも考えてもいいのではないかとというふうに私は思っておりますけれども、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 多目的広場ではなくてもよいということを中心にお答えさせていただきます。

（1番大久保 輝君「はい」の声あり）

先ほども答弁しましたとおり、光の森町民センターにつきましては支所を置く行政庁舎となっております。そのため、支所ですので常時職員がおります。それと、電算機能も役場とつながっているような状況です。災害が発生した際には、災害対策本部を設置する町役場庁舎とその周辺施設を町全体の災害対策の拠点とし、また西部支所を有する光の森町民センターは、先ほども申しましたように、人口が集中する西部地域の防災対応の拠点として、災害対策本部と連携して情報を収集し、発信し、活動することにより町全体の災害対策能力が高まるものと思いき、あそこに今までの答弁等含めて決定したところです。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） それでもう次の質問に移らせていただきます。

5番目の質問です。民間企業との災害時応援協定の見直しを行うべきではないのかというような質問でございますけども、こちらは現在、イオンさんとイズミさんとは災害時に食料等の緊急物資支援と、あと駐車場の利用を協定で定めているということでもよろしかったでしょうかね。よろしかったですかね。はい。

私、災害時応援協定の内容として駐車場の利用も入ってるということを認識しておりませんでしたので、このような質問の通告をしたところでございました。私も知らなかったんですけども、逆に言うと、町としても、もっとこういったことを住民の方に告知していただきたいなというふうに思ったところでございます。

それ以外にも、この2社だけでなく大手の民間企業さんとも積極的に駐車場の利用なども含めた災害時応援協定の締結を行うことで、町の方でおっしゃっている車中泊のスペース確保にはつながっていく部分もあるのではないかとというふうに考えます。今後、災害時応援協定の積極的な締結、これを行っていくべきだというふうに思いますが、その状況についてお尋ねさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えをいたします。

現在、本町が民間企業等と災害時のための協定を締結しておりますのは、災害時の復旧業務に関する協定、物資の供給や輸送に関する協定、放送、通信、情報発信、地図利用に関する協定などでございます。今、言われたとおり、イオン九州株式会社イオン菊陽店、それから株式会社イズミゆめタウン光の森店につきまして、協定の中で物資の供給以外に避難場所に関する

事項もございまして、両者とも、駐車場を可能な限り避難場所として被災者に対し提供することにつき要請することができるとしております。

本年2月策定しました復旧・復興計画の中でも、企業や商業施設等と連携して、これらが保有する空きスペースを車中泊に備えたスペースとして確保し、災害に備えるとしておりますので、今後も町内の企業と協定を締結し、避難場所としての駐車場の確保をしまいたいというふうに思います。また、避難場所の充実を図るため、駐車場だけでなく、災害時の避難場所として提供していただける建物等もあれば、可能な限り協定の締結、見直しを行ってまいるということで考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） ぜひ、積極的な締結を進めていただきたいというふうに思います。

再度といたしますか、6番目の質問の方に移ります。

私、今回さまざま述べさせていただきましたけども、私の考えとしては、あちらの（仮称）光の森多目的広場につきましては全体計画をきちんと立てて、その上でその一部に建物を建てるなど、災害時には避難所となるような施設をつくるか、そういった利用方法をぜひ考えていただきたいというふうに思います。車中泊のスペースやさまざまな防災設備ですね、今回私もいろいろ述べさせていただきましたけども、もっともっとそれ以上にいろいろな考え方というのは出てくるのではないかとこのように思いますし、皆様方いろんなそういった考え、アイデアってお持ちじゃないかというふうに思うところでございます。私、ここの土地に防災広場ありきではなく、もう一度光の森多目的広場の利用用途について全体計画を考えることができないのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

先ほどの答弁で、現在多目的広場として住民が利用している形態については、今後もそのような利用ができるように維持すると答弁したところです。災害が発生した場合に、自衛隊など支援部隊の活動の拠点として利用することや、車中泊を可能とする場所として整備することとしており、またドクターヘリや防災ヘリが離着陸できるスペースを確保することから、広場として整備をすることとしております。そのため、先ほども答弁いたしましたけれども、現在協議をしている中で設置を予定しております備蓄倉庫や管理棟などに、避難所機能を有する施設となるようところで協議を進めているところです。また、残りの1ヘクタールにつきましても、議員がおっしゃるような避難所機能を有する施設ということもあわせながら検討していきたいと考えます。

○議長（渡邊裕之君） 大久保輝君。

○1番（大久保 輝君） どうしてもこの辺、ずっと平行線なところかなというふうに思うわけでございますけども、先ほども申しましたとおり、防災公園、防災広場の整備を行っていくとい

う方針に関しては私は別に反対してゐるわけではなくて、ここは推進するべきだと思っております。しかし、あれだけの一等地、というふうに私は思っておりますけれども、の光の森多目的広場で、この場所ありきでということではなくてもいいのかなというふうに思いますし、また先ほどのアンケートからの流れとも、私の中でまだその辺のプロセスが不透明だなというところもあるように思っているところです。ぜひ、町長に再考をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

3番目の交通体系の充実についてというところに移らせていただきますけれども、こちらの質問につきましては、昨日の西本議員の一般質問に対する答弁において、(仮称)交通弱者対策協議会を設置し、デマンド交通の導入を検討するというふうなところでよろしかったでしょうか。その上で実証実験を行うというような内容であったかというふうに思いますので、これについては、この時間でもございますし、私から特にお尋ねすることはありませんので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(渡邊裕之君) 大久保輝君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(渡邊裕之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 皆さんおはようございます。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。

執行部におかれましては、明確な答弁をお願いします。

私も上田議員と同様にドキドキしています。町長も緊張されているかどうかは分かりませんが、今日は一般質問の最後で、今年最後の質問になります。皆さんのお手元にありますように、1つが防災計画について、2つ目に巡回バスについて、3つ目に子育て支援について、4つ目に空き家対策についてとしています。執行部の方の明確な答弁をお願いしたいと思います。

一番最初の防災計画についてなんですけれども、その内容は主に白川の河川整備についてどのように考えておられるかです。今年の9月議会でも、立野ダムと同時に白川の河川改修について取り上げました。私は、今年の8月26日、国交省が行った白川の河川改修の現場をこの目で見てきました。熊本市の一番端から、一番下流のところから白川の改修がどのように進んでいるのかということを見てきて、皆さんも御存じのとおり、熊本市内は災害からの復旧とともに河川整備も重点的に実施をされています。小碓橋までが国の管理区間で、龍田陣内の方は県の管理区間になっています。もちろん激特事業ということで、激甚災害による非常にスピ

ードを持った国の事業が行われているということは十分承知をしています。

しかし、菊陽町の中流域、本当に改修進んでいるのかということで現場を見てきました。これが、今日はラミネートをつけてないので見にくいんですけども、地元の皆さんは一番よく御存じのキエモンのところの、まだこのように流木をいっぱい搬出をされていました。これはすぐ先日のことです。それから、小野課長に今聞きましたところ、私、白川の河川整備計画、何回ぐらい議員になってしていますかということで今聞きましたら、もう五、六回はしてるかなというふうに言っていましたけれども、その状況がほとんどやはり変わっていない。地元からの要望もたくさん出てるし、もちろん後藤町長努力されて、坂本代議士や県の県議とも現場を調査されたということですけども、え、それは一体どうなっているの、いつどういうふうに対応されるのかというのを今日ぜひお聞きしたいと思います。

これはキエモンところで、ちょっと見にくいですけども、ずっと大型の土のうが上の方にありまして、これ1か所だけではないんですね。かなり長く続いています。これは私の撮った写真ですからちょっと分かりにくいかもしれませんが、ずっとこちらはきれいな畑があって、ここも土のうが続いています。

ここも土のうが、もう皆さん、議員の皆さんはすぐお分かりだと思いますけど、土のうがありまして、ここまでずっと続いているという状況です。で、課長さんの方には、大体これはどのくらいの長さ続いているのか、そして今後、地元から出されてる要望はどのように対応されているのかを聞きたいというふうに思っています。なぜそこを言いますかといいますと、みらい大橋まではかなり進んできているわけです。これは熊本市内の方の状況ですけども、みらい大橋から見たところで、既に、工事まだ完了はしていませんけれども、今から工事をするという状況です。

それから、河川改修については、もちろん河川改修と立野ダムと両方で防災計画をしていくというのは町長の答弁でもありましたけれども、もう一つ私ここで提案しておきたいのは、ぜひこちらに座っていらっしゃる執行部の課長さんたち、立野ダムも見たこともないという方もいらっしゃいますので、白川の熊本市内の一番下流から立野ダムの上流まで行って、何が今問題になっているのかというのをやはり把握すべきではないかというふうに思っています。もちろん、賛成でもそれはいいんです、いいというか、賛成の方ももちろんいらっしゃいますけれども、実際私が何回もこの一般質問の場で立野ダムについてや白川の河川改修について言っても、なかなかかみ合わない。実際、それは現場を見ていただきたいというふうに思います。もちろん、9割以上は見ていらっしゃるかもしれないんですけど、もし見てない方がいたら幹部の方はぜひ、熊本市の地震後、また5年前の北部豪雨の災害後どういうふうになっているのか、実際目で見ていただいて、立野ダムの方までも行っていただきたいというふうに思います。立野の方もかなり国の事業が集中していますので、やはりそれは職員として、当然研修の一つとしても大事だというふうに思っていますので、そのことはぜひお願いしたいと思います。

それでは、課長さん、この距離はどのくらいあるのかということと、これから県はどのように対応していただくような計画になっているのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） では、お答えいたします。

白川の河川整備については今後どのように考えているのか、そのことと、今、議員が申されましたキエモン付近のパラペットの設置について答弁したいと思います。

白川の河川改修については、平成24年7月の九州北部豪雨発災後、菊陽町区間は熊本県において発災直後から災害復旧事業等が進められておりまして、残工事は曲手地区の2か所の護岸工事のみとなりまして、今年度末事業完了に向け、推進しているところでございます。

また、みらい大橋下流部でありまして下津久礼西側の県道、通称いぼ通りと申しますが、その付近の白川左岸側、熊本市側でございますけれども、河川の拡幅事業が計画されておりまして、完成しますと洪水時の下津久礼地区への溢水は低減されるものと考えているところでございます。今後については、護岸未整備箇所の整備やパラペットの要望が地区から上がっておりますので、今後も引き続き、早期事業着手に向け、強く要望を行っていくこととしております。

なお、その中で、先ほど議員が申されました下津久礼、上津久礼地区から要望が上がっております津白橋下流右岸側の堤防、通称キエモンと申しますが、その付近のパラペットの設置については、今年5月に代議員等による現地視察がありまして、その中で町長も出席し、県に対して強く要望を行ったところでございます。

また、何度となく一般質問で答弁しておりまして繰り返しになりますが、白川の治水対策については、平成14年7月に策定されました白川水系河川整備計画において、立野ダムを含む洪水調節施設と河川改修の両方を進めることが明記されております。町としましても、近年頻発している水害から地域住民の生命と財産を守るためには、立野ダムや河川改修など、総合的に治水対策を推進することが必要であるというふうに考えております。また、現在、下流の熊本市街地部で河川整備事業が進められておりますけれども、下流域の整備の状況等を考慮しながら、今後、中流域の河川改修が進められていくと考えております。

しかしながら、菊陽町や大津町の中流域は、白川水系河川整備計画区域内でありながら、現在、具体的な治水対策は示されておりません。そのため、白川改修・立野ダム建設促進期成会や白川水系治水対策連絡調整会議、その中で大津、菊陽間の河川整備計画の策定を強く要望しているところでございます。いずれにいたしましても、計画された河川改修事業が一日も早く完成しまして、その効果が発揮されて流域住民の皆様の安心・安全な生活が確保されますよう、町も積極的に協力してまいりたいと考えているところでございます。

それから、先ほど申しましたキエモン付近のパラペットの設置の延長でございますけれども、津白橋下流部、白川の右岸側ですね、そちらの下津久礼地区のパラペットの要望ですけれども、それは延長が1,200メートルでございます。それから、津白橋の上流部、同じく白川の

右岸側、そちらの方のパラペットの整備の延長は900メートルを地区から要望されてるところでございます。

それから、パラペットの要望に対する県の対応でございますけれども、今現在、議員も写真で示されたとおり、キエモン付近が河道掘削を今工事中でございます。それからあと、下流部の熊本市の市街地部、そちらの方も皆様ニュース等で御覧になって御存じだと思いますけれども、整備がかなり進んでるところでございます。その整備が進んでということは、結局、上流部ですね、菊陽地区については水位が下がるというふうな見込みでございますので、その状況を考慮しながら県の方でパラペットの検討を進めていくというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 一つは、みらい大橋の下流のところですね、そこで工事があれば、前回の北部豪雨のときは下津久礼の方は西側は住宅かなり、1メートル40、2メートル前後まで浸水しましたし、またボートで救出される状況もありまして、幸い人命の被害がなかったのがよかったんですけども、やはりそれで、上がり水って地元の方おっしゃいますけど、それが一つは解消されるということで、今、小野課長の答弁はそういうことだったかなというふうに思いますけれども、もう一点、キエモンのところは国会議員の方も県議も一緒に同席もされていますし、県や国とかではどういうふうな検討がなされたのか、町長、御存じでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今のところ、十分検討されているということは、その情報は入っておりますけども、ぜひまた30年度、年度もかわりますので、もう一回そういうところはきちんと要望の方を、今年中に行ってきたみたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町長、一緒に行きましょうか、県に。やっぱり何回も行かないと、結局、地元の方がおっしゃってるけども、そのまま今のような土のうが、一番景観のいい、農業もすごく頑張ってる場所にずっと、1,200メートルと900メートルでしたっけ、積まれているわけで、これではやっぱり防災で、もし何かあったときは、本当に防災計画をいろいろ机上でつくっても、そういう一つ一つのことを大事にしていくことが私は今求められているというふうに思います。

それともう一つは、先ほど言いましたように、国交省にお願いすればすぐできますので、せめてここに参加されている役場の職員の方は熊本市の下流から上流まで説明を受けて、今、この白川の治水対策どういうふうに進んでるのか、で、中流域はなぜ余り進んでないのか。そこには河川整備計画の問題が私はあると思っておりますけれども、それもかなり何回も提案してもなかなか改善していただけないんですけれども、一緒に県の方にも要望に行って、もちろん菊陽に住まいの県議の方も力をかしていただいて、やはり地元の方は、こういうのもできんなら、

そりゃいろいろ復興計画、防災計画、防災公園と言っても、まずはここからだろうというのが率直なところですので、そういう声を届けて、次の質問に移りたいと思います。

(町長後藤三雄君「ちょっとよろしいですかね」の声あり)

それと、そしたら職員の方がそういうのを研修していただく気持ちがあるかどうかも含めて答弁をお願いします。

○議長(渡邊裕之君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 職員の方は、当然こういう防災関係のいろいろ職員として、一番は直接担当する職員の担当課の方で対応はしていきますけども、さっき言われましたキエモンのところでもありますけども、担当課長が説明してありましたように、そこに県の広域本部の方から土木部長も来ておられて、その後会ったときもいろいろ話をしておられて、とにかくずっと今復旧の分で24年の工事は進んでおりますけども、あそこが今の状態ということは十分県の方も把握しておられて、それはもう機会あるごとに言っておりますけども、さらにまた、ちょうど今大事な時期でありますので、また要望に行きたいとも思っております。

それと、白川改修・立野ダム建設促進期成会というのがありまして、議員が言われましたように、その中で総会の際に国交省の方から熊本市の整備状況が十分説明されて紹介がありましたけども、その折も、菊陽、大津区間ができてないということで、大津町も区域に入っておりますので、私も、それから隣の家入町長の方も一緒にかなり強く、県の方もそのときは同席されておりましたので、そういう強く言って、何で計画を、早く改修計画の方も立てていただきたいということを強く要望したところでもありますけども、そういった中、現在は24年の災害のところの復旧のところを進めておられますけども、全体的な、本格的な熊本市のような計画がまだ県の方ででき上がっていないということで、強く要望したところでもあります。

これはまた繰り返しいろいろ要望しなければならないと思っておりますけども、また新年度に向けた中で県に対するいろんな、道路も含めまして要望事項出しますけども、その中でもいつも上げておりますけども、さらに白川改修の中では今一番問題になってる目の先の大きな問題でありますので、これはまた強く要望して、対応していただくようなところまで持っていきたいというふうに思っております。

○議長(渡邊裕之君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) ぜひ、地元の方も早目の対策望んでおられますので、県にも、私も必要であれば一緒にお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

次ですけれども、次は巡回バスについてです。

巡回バスについては、私は、たしか一番最初は私が議会で数回、巡回バスを通していただきたい、恐らく平成11年ごろから提案していたと思いますが、それはなぜかといいますと、そのときは東西の交通機関はあったんですけども、古閑原、入道、柳、こちらは辛川とか、南北の線がないという、バス路線がないということで巡回バスを提案しました。そのときも、提案をされても実際利用がどうなのかというのをニーズをしっかりと把握しないといけないの

で、ちょっと待ってくれと言われてスタートした歴史があります。

今、ほかの議員の方からデマンドタクシーや乗り合いタクシーなどの提案もされてきました。私は今まで、例えば病院や大型商業施設などへの乗りおりなども提案してきました。病院に通院する、タクシーで行かないといけない、足腰が悪い、そういう訴えの御意見の方が多いものですから、そういうことも取り上げてきましたけれども、なかなか難しいというお答えでした。

しかし、お隣の合志市のレターバスは、光の森のゆめタウンや光の森駅など、市外でもニーズがあるところには停車されているんですね。ですから、私は今まで病院とか大型商業施設などはなかなか難しいのかなというふうに思っていたのですが、お隣を見ると、そういうところもニーズがあればできるということで、今の巡回バスがそういうところまで対応できるのかどうか、この点をまず一つはお尋ねしたいというふうに思います。特に、バス路線も少なくなって、ここには日赤って書いてますけども、大津の病院に行くとか、そういうことが可能なのかどうか、町外でも可能なのかどうか、まずその点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えします。

地域公共交通を効果的に運行するためには、それぞれの公共交通機関を1つのネットワークとして捉え、異なる公共交通機関の相互の乗り継ぎや役割に配慮した一体的な利用環境をつくるのが重要です。現在、本町には、路線バスをはじめ、巡回バス、JR、タクシーなどが公共交通として運行されています。複数の市町村をまたぐような広域的な移動は、鉄道、路線バスが、また公共交通の空白地帯を補い、地域住民の利便性を向上させるために、主要施設や他の公共交通と接続するJRの駅や路線バスのバス停までの移動は、町が運行する巡回バスがサービスを担っています。このように、地域公共交通事業者それぞれの役割があるため、巡回バスの町外に向けた運行は現在考えていません。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） よろしいですか。考えていないということなんだけど、それはそういう条件が整えば可能かどうかをお尋ねしてるんですが。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 先ほど申し上げましたように、それぞれの交通事業者の役割というのがあるものですから、町外をまたぐような、例えば日赤までというような場合は、産交バスであったり電鉄バスといった路線バス事業者と協議をしていくということになるかと思えます。その際に、運行経費ですね、あたりが問題になってくるかと思えますけれども、そういった検討を進めていかなければいけない。それから、運行を認可する運輸局ですか、に以前確認したところ、町内を走るデマンド交通であったり巡回バスに関しましては、基本的には行政区域内の運行をしていただくというようなことでした。基本的にはでございます。

それから、先ほど、合志のレターバスが光の森の駅に接続してるというふうな御質問にあり

ましたけれども、地域の巡回バスに関しましては、主要なバス停やJR等、交通機関の要所に接続するというようなこともありますので、その関係で光の森駅に接続しているというようなことです。それともう一つ、長洲にきんぎょタクシーというのが荒尾に向けて運行されておりますけれども、これに関しましては、路線バスの廃止に伴うことによって巡回バスを町外に、荒尾市の方に運行させることが認められたというようないきさつがあるようでございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。区長さんたちとお話しして、免許返納後の対応とか、今、私がお話ししました病院とかそういうところに行けるようにとか、ここにはいろんな要望があるんですけども、この問題は非常に難しいというか、総合的に考えないといけないというふうに私も思っています。昨日の西本議員への答弁で、（仮称）交通弱者対策協議会を設け、懇話会などを開き、実証実験を1年から2年にかけて行うという答弁がありまして、そういうふうに要望はあるんですけども、一つはやっぱりじっくりトータル的に見ていくということも大事じゃないかというふうに思っています。

なぜかといいますと、この前八女市の方に行きまして、ここは平成18年と22年で1市2町2村が合併してた町で、人口約7万人で面積が約480平方キロメートルなので、菊陽町の13倍の広さなんですね。だから、イメージとすれば、菊陽があって、例えば西原とかそういうところを合併して成り立って、そこはデマンドでやっているとか。だからやはり、もちろん課長さんも一緒に行っていたので十分御存じだと思いますけれども、ここでも数年かけて、2年ほどかけて実証の運行開始とかアンケートをとったりとかしていますので、交通弱者の対策協議会を早く立ち上げていただいて、ぜひ今出されているいろんな要望を専門家の方も入れてまとめていくということが大事じゃないかというふうに思いますけれども、その点について、昨日も答弁がありましたので、この前の視察等も受けて、今、課長さんとしてはどういうふうに進めていきたいか、その点についてお尋ねします。簡単に結構です。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） 今、議員がおっしゃったように、八女市では広域的に合併をしておりますことで、それぞれのブロックに分けたデマンド交通の運行が行われているようでございます。菊陽町の場合は、面積がそれほど広いわけではなく、集落、家が全町的に広がっている、広く分布しているというふうなところもありまして、条件が違うというふうに考えているところです。ですから、究極のサービスはドア・ツー・ドア型のデマンドだと思いますけれども、菊陽町が住宅が散らばってる中で、運行が可能であるかどうかというようなことも検討の中に含めて考えていくことは考えておりますが、先ほど申しましたように、懇話会や協議会を立ち上げまして、今後、検討していきたいと考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ、巡回バスのあり方、そしてデマンド交通、乗り合いタクシーのセットのあり方、またタクシー券等の援助とか、そういうのもかなり組み合わせた中身が菊陽

の場合にはいいのではないかというふうに私は今の時点で思っていますけれども、また町民の方の意見を聞いて提案を、引き続き私自身もしていきたいと思えます。

それでは、3番目の子育て支援について、今日は学校給食費の一部補助はできないかと、子ども医療費の自己負担の解消はできないかというふうにしています。

今日の熊日で皆さんも見られたと思いますが、これは政令市熊本の今ということで、貧困と経済支援というのが載っていました。この中では、熊本市が自己負担があるということで、自己負担ゼロの自治体もある、非常にうらやましいということで云々ということで書かれています。それで、菊陽町の場合なんですけど、2番の子ども医療費の自己負担の解消ができないかを、すいません、先にしていいでしょうか。

子ども医療費の自己負担の解消ができないかということで質問をさせていただきます。

子ども医療費については、町外の医療費の現物給付を平成28年4月から実施されると同時に、ゼロ歳から3歳までは無料、4歳から15歳が1医療機関当たり、調剤薬局を除いて500円の自己負担となっています。子育て支援がとても充実しているということで、この菊陽町、転入者が非常に多くて子育て世代が多いというのは、後藤町長の今までまちづくりの中で評価をされてきてるところではないかというふうに思います。

ところが、医療費の自己負担が、熊本市と比べるとなくて、近隣市町村でどうなっているか検証をしてみました。菊池市は、小学生が無料で、今年の12月から中学生の自己負担、今まではたしか1,000円ぐらいの自己負担があったんですけども、それが無料になるということで、かなり歓迎をされています。また、合志市は中学3年生まで無料です。市内が現物給付で、市外が一旦払ってもらって償還払いになっています。山鹿市の場合は、ちょっと離れて、離れてもいませんけど、山鹿市も合併してかなり広いんですけど、高校3年生まで自己負担なしです。大津町は、中学3年生まで自己負担なしとなっています。この近辺の市町では、今、自己負担があるのは菊陽町だけになってしまいました。

ということは、非常に今、子どもの貧困の問題もこの間取り上げてきましたけれども、一つは私、県の無料化が4歳未満、3歳までしか無料化がないというのは全国的にも最低レベルなので、これを上げていくということが一つは大事だというふうに思いますが、自己負担が菊陽町だけになっている状況を何とか無料化に改善できないかというふうに思いますが、これは町長の今までの決断でもありますので、見解をお願いしたいと思います。上田議員のように長く答弁でも構いません。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） それでは、お答えいたします。

子どもの数が急増する中で、待機児童の解消、学童保育の充実、小・中学校の施設整備など、本町ではこれまで子育て支援施策を幅広く進めてまいりました。今後も引き続き充実していかなければならないと考えているところです。

御質問の子ども医療費の助成については、これまでに対象年齢を段階的に拡大してきたこと

により、平成23年4月からは中学3年生までを対象としています。さらに、今、議員が申されましたように、平成28年4月からは、医療機関の窓口で医療費の自己負担分の立てかえ払いをする必要がない現物給付の範囲を県内の医療機関まで拡大したことにより、利便性の向上を図ることができましたが、一方で医療機関にかかりやすくなり、その分医療費も増えているというような状況です。

民生費や教育費の予算が将来的に相当に膨らんでくるという厳しい財政状況の中で、子ども医療費の助成を安定的に続けていくために、適切な受診を勧めることを目的として、保護者に過大な負担をかけない範囲で自己負担をお願いすることとしました。この結果、平成28年度の子ども医療費の個人が負担すべき年間総額は約2億円で、そのうちの約1,700万円ですが、これを割合にしますと8.5%が自己負担となっております。その結果、はしご受診などの安易な受診が抑制されるなど、一定の効果はあっているものと考えています。また、自己負担による財源は、先ほど申しましたようなほかの子育て支援のための貴重な財源として有効に活用してるところであります。

御質問の子ども医療費の自己負担の解消ができないかについてであります。先ほど申しました理由から自己負担をお願いしており、さらなる検証も必要であります。将来の財政負担の課題や医療費抑制のこともありますので、自己負担の見直しについては十分な検証を踏まえた上で今後検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、担当課長の方からも十分な検証を踏まえた上でということ言いましたけども、この件につきまして、いろんな今、事務事業等の見直しもやっておりますけども、そういった中での財源の見通しが立てば、子ども医療費の見直しについても考えていきたいというところで今思っているところであります。

ただ、担当課の方にも500円の負担がなったことについていろいろ町民の皆さんからの要望等がかなりあるんじゃないかと思いましたが、償還払いになりますと、領収書あたりとって、町の方の役場の方に出てきていただいて、その手続きが要るということでありまして、そういう面からかと思っておりますけども、町内だけではなくて市内の方も償還払いじゃなくて現物給付ということになりましたので、1か月に1回の初診料は要るということでもありますけども、ただ一方では、子どもさんが多くおられて一度に病気、複数かかった場合なんかは結構負担になるというふうな話も聞いておりますけども、いろんな中でもそれをやるためには財源をどこから充ててくるかというのが非常に大事なところでもありますので、今言いましたように、事務事業の中で財源の捻出の見通しが立てば子ども医療費の見直しも考えたいと思っているところでもあります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ぜひ財源等も、また今後の議会でも提案もしていきたいと思っております。

し、財源の見通しが立てばそういうふうになり自己負担も可能になるという、やや前向きな答弁をいただきましたので、ありがとうございます。

ただ、熊本県の子どもの生活実態調査速報が出まして、この前子育て支援課の方からいただきましたけれども、これはまだ、恐らく2月、3月ぐらいに全体が出るかというふうに思います。ここでは、例えば経済的理由で食費を切り詰めた、また必要な、これ中学3年生と小学校5年生でしたかね、調査なんですけど、必要な服や買うのをこの1か月で控えた、医療機関を受診できなかったというような結果も出ていますので、これも学務課や子育て支援課共有していただいて、子どもの貧困が進む中でどういうふうに施策を考えていくのかということがやはりこれからまた大事だというふうに思います。で、医療費の自己負担の見直しは、先ほどお話ししましたように、近隣市町村では全く菊陽が遅れてしまうことになっていますので、急務だと思いますので、ぜひ前向きにお願いしたいというふうに思います。

そのことと関連して、学校給食費の無償化についてです。これは今年の3月議会で取り上げましたので、3月議会の議会だよりも載っていますので、ほとんどそれを見ていただくといかなというふうに思いますけれども、今、全国で給食費の全額並びに一部補助を実施している自治体が424で、3分の1近い自治体が給食費の負担軽減に取り組んでいるということです。県内では、荒尾市が小学校のみ全額補助、また水上村や山江村、それから一部の補助が、人吉市などでは毎月1,000円、宇土市では第3子以降が無償、五木村は3分の2補助、南関町は月2,000円等とあります。このときの課長の答弁では、現在、学校給食費は小学校が月額4,100円で、中学校は菊陽中と武蔵ヶ丘中で若干違いがあるが、月額5,000円。それで、無料化については約2億円ほどかかり、現時点では学校給食の無料化は考えていないという答弁でした。

私もなかなか2億円というのを、今、子ども医療費の1,700万円もどういうふうに財源が必要かという議論をしているところなので、非常に難しいというふうには思いますが、一部補助ですね、例えば4,349人の、生徒の数は若干そのときと違っているかもしれませんが、1,000円補助した場合、434万9,000円になるかというふうに思いますけれども、こういう一部補助などは考えられないのかどうか質問したいと思います。

ただ、菊陽町の場合は自校方式で給食がおいしい、また給食を実際調理されている方も、子どもたちの時間に合わせて調理を工夫しながらやっているということもおっしゃっていましたので、非常にその辺は大変喜ばれているというふうに思いますけれども、貧困が進んで、格差が進んでる中での一部補助というのは検討されたのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○教育審議員兼学務課長（土野公典君） お答えします。

学校給食法第11条では、施設の整備費や調理員の人件費につきましては設置者であります市町村が負担しまして、それ以外の材料費などは保護者の負担と定められております。今、小林

議員も申されましたが、熊本県の45市町村で全額または一部補助をしている市町村ですが、全額補助をしている市町村が1市2村でございます。この1市につきましては、小学生のみの全額補助となっております。それから、一部補助でございますが、給食費の2分の1を補助するとか定額の補助をするなどしている市町村が14市町村でございます。

本町では、児童・生徒数の増加に伴います教室不足に対応するため、校舎の増築改修工事や、老朽化に伴います校舎の大規模改修工事を行っております。また、学校給食室の増築改修工事等も今後行う必要があります。そのような中、学校給食費の一部補助につきましては今後の課題だと捉えております。

なお、小・中学校給食費就学援助予算には毎年2,000万円ほど計上しておりまして、経済的理由によって支払いが困難な児童・生徒の保護者にはこの就学援助制度を利用させていただいております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この問題につきましても引き続き検討をお願いして、次に移ります。

次は、空き家対策についてです。

庁舎内の窓口を一本化してほしいというのは、これは議員と区長さんたちとの意見交換会の中で、空き家、例えば危険な家屋、そういうところでは、例えば私の三里木北だったら、地震があった後に空き家のすぐ横にお住まいの方が隣の地震の影響で瓦が落ちてくるとか、そういういろいろそれぞれのところで今あると思うんですけども、そのときに窓口が庁舎の中で、例えば草だったら環境生活とか、いろいろあるんでしょうけど、なかなか空き家対策については、例えば持ち主に連絡をしてほしいと言ってもなかなか難しいとか、どこに窓口を相談すればいいのかという要望がありまして、今度の12月議会でも菊陽町空き家等対策協議会条例の制定について、議案第40号で出ていますので、もちろん総務常任委員会で検討するようになっていますが、ここでも総務部において処理するというふうにありますけれども、実際、総合政策課というようなことも聞いてますので、今、空き家対策については窓口はどのようになっているのか、この点についてまずお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答えいたします。

空き家対策につきましては、御承知のとおり、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたところです。本町においても、地域住民の生命、身体、財産の保護及び生活環境の保全を図るために、同法第7条1項の規定に基づく協議会を設置し、空き家等対策の必要な措置について適切に対応することとしています。

また、現在は、空き家の防災上の問題や衛生上の問題などに対して住民から要望があった場合には、総合政策課が窓口となって現地調査を行い、その後速やかに所有者等に連絡や通知を

行っているところです。さらに、今後も予想される具体的な空き家等対策としましては、同法第6条第1項に基づく空家等対策計画の作成や空き家等対策協議会の運営、特定空き家等の認定及びこれらの措置に係る立入調査、指導、助言、勧告、命令、代執行などといったさまざまな状況に応じた対応が必要となってくることから、一本化した窓口が望ましいと考えています。このようなことから、先ほども申しましたように、総合政策課が窓口となり、必要に応じて関係各課と連携しながら対応していきます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 総合政策課が窓口ということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、私、今日、私たちの出している機関紙の中で今日の朝刊で見たんですけれども、ちょっとびっくりした空き家のことが記事にありまして、ちょっと紹介したいと思ひます。今、日本が直面している深刻な問題ということで、全国の住宅に占める空き家の割合は2013年10月時点で820万戸に上り、その数は九州地区の全家屋に匹敵するそうなんです。私は非常にびっくりしまして、そんなに全国的にも非常に多いのかなというふうに思ひました。

もちろん、老朽化、倒壊の可能性、不審火のターゲットや防犯、防災上の問題等、これからいろいろな出てくるかと思ひます。空き家対策については、今年3月、西本議員も質問されていますし、また石原議員も、いつかは覚えてないんですけれども、空き家について質問をなさっていたかなというふうに思ひます。そこで、実態調査で2016年11月に菊陽町は173軒あったということでした。高齢世帯へのいろいろ意向調査等も実施していきたいというふうにそのとき答弁されていますが、実際その調査はされているのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） お答へします。

今おっしゃった調査については、既に実施して結果が出ているところなんですけれども、その際に所有者の要望を伺ったところ、貸したいとおっしゃる方もいらっしゃいますし、いろいろトラブルの原因にもなるから貸したくないというふうな方も5割近くいらっしゃったかと思ひます。空き家があるから、それを有効に利活用できるかという、所有者のいろいろな思ひもあることから簡単にはいかないかと思ひます。

それからまた、今度空き家協議会を立ち上げて対策を講じていくわけなんですけれども、できました空き家対策法の中に危険な空き家は除却ができるというふうなことを規定されておりますけれども、除却等に関しても、それぞれ個人の財産であるために、御承知のとおり、テレビでもよくありますが、危険な空き家をどの自治体でも除却できずに困っているという、現在も困っているというような問題があります。そういったいろんな問題が出てくるかと思ひますので、ちょっと答へのあるが変わってきたような気もしますが、そういったことも含めて協議会の中で検討していきたいと考えているところです。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やはり、空き家は物だけではなくて、その方の生きてきた人生やいろんなつながりがあるということで、非常に難しいということで、先ほど紹介しました記事のところには、今度そういう取り壊しについてのかかわりのテレビなどでも放映されるということが紹介されていました。また、高齢世帯の意向調査など委員会でも教えていただいて、今後も一緒に考えていきたいというふうに思っています。

今日は、防災計画、巡回バス、また子育て支援、空き家対策について質問をさせていただきました。行政の方も、非常に人口が増えているこの菊陽町でいろんな課題に対応していかないといけないということで、非常に大変だというふうには思っていますが、ぜひ情報もお互いに共有し合って、また私たち議員も共有させていただいて、今後も提案をしていきたいというふうに思います。

これで私の今年最後の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時1分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成29年12月8日（金）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

平成29年12月12日（火）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成29年第4回菊陽町議会12月定例会)

平成29年12月12日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第1 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度菊陽町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第2 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定)
- 日程第3 議案第39号 菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第41号 平成29年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第42号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第43号 平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第8 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決
- 日程第9 発議第3号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書(案)
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 大久保 輝 君     | 2番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 3番  | 西 本 友 春 君   | 4番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5番  | 佐々木 理美子 君   | 6番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 7番  | 吉 本 孝 寿 君   | 8番  | 吉 山 哲 也 君   |
| 9番  | 北 山 正 樹 君   | 11番 | 石 原 武 義 君   |
| 12番 | 岩 下 和 高 君   | 13番 | 大 塚 昇 君     |
| 14番 | 川 俣 鐵 也 君   | 15番 | 上 田 茂 政 君   |
| 16番 | 小 林 久 美 子 君 | 17番 | 甲 斐 榮 治 君   |
| 18番 | 渡 邊 裕 之 君   |     |             |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君  
 教 育 長 上 川 幸 俊 君  
 総 務 部 長 吉 川 義 則 君  
 経 済 部 長 今 村 敬 士 君  
 会 計 管 理 者 兼 市 原 憲 吾 君  
 会 計 課 長 中 島 秀 樹 君  
 総 合 政 策 課 長 酒 井 章 彦 君  
 総 務 部 審 議 員 兼 矢 野 信 哉 君  
 税 務 課 長 阪 本 章 三 君  
 福 祉 課 長 服 部 誠 也 君  
 福 祉 生 活 部 審 議 員 兼 川 上 一 弘 君  
 健 康 ・ 保 険 課 長 井 芹 渡 君  
 福 祉 生 活 部 審 議 員 兼 丸 山 直 樹 君  
 町 民 課 長 士 野 公 典 君  
 商 工 振 興 課 長 川 端 慎 一 君  
 都 市 計 画 課 長  
 環 境 生 活 課 長  
 教 育 審 議 員 兼  
 学 務 課 長  
 図 書 館 長

副 町 長 吉 野 邦 宏 君  
 教 育 次 長 徳 淵 盛 也 君  
 福 祉 生 活 部 長 阪 本 浩 徳 君  
 土 木 部 長 大 山 陽 祐 君  
 総 務 課 長 板 楠 健 次 君  
 財 政 課 長 西 本 一 浩 君  
 人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長 古 賀 直 之 君  
 子 育 て 支 援 課 長 東 桂 一 郎 君  
 介 護 保 険 課 長 宮 川 照 之 君  
 農 政 課 長 山 川 和 徳 君  
 土 木 部 審 議 員 兼 小 野 秀 幸 君  
 建 設 課 長 矢 野 和 幸 君  
 下 水 道 課 長 小 泉 秀 和 君  
 総 務 課 総 務 法 制 係 長 小 梅 原 浩 司 君  
 生 涯 学 習 課 長 兼 梅 原 浩 司 君  
 中 央 公 民 館 長  
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 渡 辺 博 和 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第3号））

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第3号））についてを議題といたします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（西本一浩君） おはようございます。

承認第7号の専決処分の承認を求めることについては、平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

去る10月22日に執行されました衆議院議員総選挙に伴い、その事務経費について予算措置が必要となりましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、9月28日に地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページを御覧ください。平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,508万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億3,929万3,000円と定めました。

2ページをお開きください。第1表の歳入歳出予算補正ですが、歳入では、款の17県支出金、項の3県委託金を1,508万2,000円増額し、下の3ページを御覧いただき、歳出で、款の2総務費、項の4選挙費を1,508万2,000円増額しております。

5ページ以降は補正予算に関する説明書で、これまでの説明と重複する箇所もございますが、御説明申し上げます。

8ページをお開きください。まず、歳入ですが、款の17県支出金、項の3県委託金、目の1総務費県委託金、節区分の6選挙費委託金で衆議院議員選挙委託金が1,508万2,000円であります。

以上が歳入です。

下の9ページを御覧ください。次は歳出です。款の2総務費、項の4選挙費、目の3衆議院議員総選挙費で、節区分の1報酬は、投票管理者や立会人、事務補助などの報酬を144万円、節区分の3職員手当等は、投開票の事務従事者や毎日の選挙事務従事者の時間外勤務手当とし

て525万9,000円、節区分の12役務費は、入場券の郵送料などで317万1,000円、節区分の13委託料は、ポスター掲示場設置等業務委託料を51万7,000円、節区分の18備品購入費は、選挙用備品263万8,000円であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号は原案のとおり賛成する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定）を議題といたします。

建設課長、説明を求めます。

○土木部審議員兼建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

承認第8号、専決処分した事件について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、早急に損害賠償額を決定し、相手方と示談を進めなければならず、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容については、別紙専決処分書により御説明いたします。

2枚目を御覧ください。専決第8号。専決処分書。専決処分日は、平成29年11月1日。1、事故発生日時、平成29年10月4日水曜日午後8時20分ごろ。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。3、相手方住所、氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要であります。菊陽北小学校前の町道古閑原上堀川線において、原付バイクで走行中、道路上にあった陥没箇所を通過した際に、その衝撃により後輪のタイヤ及びホイールを損傷したものであります。5、損害賠償の額、2万1,168円。この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後

一切の請求、異議の申し立てはしないということが和解の内容でございます。

なお、損害賠償については、道路状況、全国の過去の事例から、道路管理者の過失割合と運転者の過失割合において7対3の割合で相手方との示談が成立し、当該車両に係る修理費3万240円のうち2万1,168円について、全国町村会総合賠償補償保険で対応するものでございます。

また、11月1日に示談交渉の中で相手方から損害賠償額の同意をいただきましたが、12月定例会まで期間があり、その間損害賠償額が支払われないことから、同意日をもって専決処分したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第8号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第39号 菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議案第39号菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町民課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼町民課長（服部誠也君） おはようございます。

それでは、議案第39号菊陽町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、印鑑登録証をなくし、印鑑登録された方からの届け出があった場合の本人の意思確認の方法を改めるため、またあわせて字句の修正をするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、参考資料の1ページ、1枚めくっていただきまして裏ページになりますけれども、1ページをお開きください。改正する条項の順に説明してまいります。第4条第3項の

「前項」を「前項本文」に改めるものです。第2項が本文、ただし書きで構成されており、条文箇所を特定するために改めるものでございます。

下の2ページを御覧ください。第8条第1項中、「汚染し」を「汚損し」に改めるものです。

その下、第9条第1項中、「又はその代理人」を削ります。第9条第1項が原則登録者本人の届け出に対し、第9条第2項がその例外規定である代理人の届け出であり、第1項の「又はその代理人」は不要であることから削るものです。

次に、第2項中、「及び第4条」を削ります。今回の改正の主となる部分ですけれども、第4条の規定を準用した場合、第4条第2項本文の規定により、届け出の後、本人確認のため本人への文書照会、回答を必要とし、時間を要することから、第4条の準用規定をなくし、届け出から再登録までの時間を短縮することで住民の皆様の利便性を図るものでございます。

それでは、3ページをお開きください。第11条第1項中、「又はその代理人」を削ります。第9条同様、第1項が原則登録者本人の届け出に対し、第2項がその例外規定である代理人の届け出であり、第1項の「又はその代理人」は不要であることから削るものです。

同じく第3項中、「平成17年条例第1号」を「平成17年菊陽町条例第1号」に改めるものです。

その下の12条第1項第3号中、「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改めるものです。

その下、4ページを御覧ください。第15条第2号中、「汚染し」を「汚損し」に改めるものです。

それでは、1枚目の表紙に戻っていただきたいと思います。中ほどの附則を御覧ください。附則第1項が改正条例の施行期日になりますが、公布の日から施行することとします。ただし、第9条第2項、いわゆる印鑑登録証をなくし、登録者から届け出があった場合の本人の確認の方法につきましては、平成30年1月1日から施行することといたします。

附則第2項は、第9条第2項に関する経過措置になります。附則第1項のとおり、改正後の第9条第2項は平成30年1月1日から施行することとしています。施行日前の平成29年12月31日までに届け出があったものについての本人の確認方法につきましては、従前、いわゆるこれまでの方法で行うというものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第41号 平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議案第41号平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（西本一浩君） 議案第41号平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成29年度も残り4か月となりましたが、歳入予算の区分ごとの増減や歳出予算に不足が生じたもの、熊本地震に伴う事業費など、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。平成29年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に9億332万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億4,261万8,000円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正を、それぞれ計上しているところであります。

次の2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

5ページをお開きください。第2表の繰越明許費は、今回の補正予算による予算計上により、施行期間が足りない事業や協議等に日数を要した事業など、年度内に完了が見込めない7件について繰越明許費とするものであります。

6ページをお開きください。第3表の債務負担行為補正は、1の追加が2件ございます。1つ目が、老人福祉センター・福祉支援センター管理費で、期間が平成30年度から平成34年度までの5年間、限度額が3,024万円であります。2つ目は、ふれあい交流・福祉支援センター管理費で、期間が平成30年度から平成34年度までの5年間、限度額が2,331万5,000円であります。本案件が可決されましたならば、引き続き町社会福祉協議会を指定管理者として選考し、

議会の議決を経て当該施設の管理を行わせる計画であります。

7ページをお開きください。第4表の地方債補正は、1の追加として、菊陽西小学校施設整備事業を1億2,630万円計上しております。次に、2の変更では、総合交流ターミナル整備事業の限度額を2億4,440万円増額し、3億5,920万円とするものであります。

9ページからは、補正予算に関する説明になります。

12ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人の現年課税分は4,532万6,000円、目の2法人の現年課税分は2億円、それぞれ増額しています。内訳は、説明欄に記載のとおりです。

下の13ページを御覧ください。款の16国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金は、節区分の1社会福祉費負担金で、サービス事業費の増加により障害児支援費給付費等負担金を2,691万1,000円、障害者自立支援給付費負担金を2,694万9,000円増額し、節区分の5児童福祉費負担金で、私立保育所の処遇改善等加算により施設型給付費負担金を5,757万8,000円、また小規模保育所、事業所内、家庭内保育の処遇改善等加算により地域型保育給付費負担金を382万7,000円増額しています。

項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金は、節区分の2老人福祉費補助金で地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を1,500万円減額しています。これは、国庫から県の基金事業へ変更となったため、県補助金へ予算の組み替えを行っております。

14ページをお開きください。款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金は、節区分の1社会福祉費負担金で障害児支援費給付費等負担金を1,345万5,000円、障害者自立支援給付費等負担金を1,347万5,000円増額し、節区分の4児童福祉費負担金で施設型給付費負担金を2,878万9,000円、地域型保育給付費負担金を191万3,000円増額しています。理由は、国庫補助金のところで説明したとおりです。

下の15ページを御覧ください。款の17県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金で、説明欄、攻めの園芸生産対策事業費補助金を466万円計上しています。

下の段の目の9災害復旧費県補助金は、仮設住宅入居者の転居費用助成、民間賃貸住宅入居支援などの災害者支援のため、平成28年熊本地震復興基金交付金を5,768万8,000円増額しています。

16ページをお開きください。款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、説明欄、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金を3,751万1,000円計上しています。

次に、款の23町債は、先ほど地方債の補正で説明したとおりですが、項の5農林水産業債は総合交流ターミナル整備事業を2億4,440万円増額し、下の17ページを御覧いただき、項の9教育債は菊陽西小学校施設整備事業を1億2,630万円新規に計上しています。

18ページをお開きください。次は、3の歳出になります。補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費は、説明欄、計画策定業務委託料で空家等対策計画の策定業務委託を614万6,000円計上しています。

下の段の目の11電子計算費、節区分の13委託料、説明欄のマイナンバー情報連携整備支援業務委託料で情報セキュリティーポリシー改定等支援業務委託を432万円計上しています。

22ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費、節区分の19負担金、補助及び交付金で転居費用助成金を3,000万円、民間賃貸住宅入居支援助成金を2,400万円計上しています。これは、熊本地震により応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が新築、購入などする住宅または賃貸住宅等への転居に伴う荷物の移動費用や住宅を賃貸する場合に必要となる契約に伴う費用を定額で助成する事業で、県の復興基金の事業になります。

下の段の目の3障害者福祉費、節区分の20扶助費で、障害福祉サービスの事業費の増加により障害福祉サービス費を5,389万8,000円、障害児通所支援サービス費を5,382万2,000円増額しています。

24ページをお開きください。款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の13委託料で病児・病後児保育事業新規開設準備委託料を460万円、節区分の15工事請負費で西部町民センター児童館空調・トイレ改修工事のため1,363万1,000円計上しています。

下の段の目の4保育園費、節区分の13委託料で私立保育所保育委託料を1億3万4,000円増額しています。これは、私立保育所8園の補助単価増及び処遇改善等加算分となります。

27ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費は、節区分の19負担金、補助及び交付金で、2つの農業生産組合に対する機器購入補助として攻めの園芸生産対策事業費補助金を466万円計上しており、全額県補助となります。

28ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の17農業構造改善事業費は、総合交流ターミナル整備事業のため3億4,865万9,000円を計上しています。

下の29ページを御覧ください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費、節区分の13委託料で町道拡幅測量設計等のため2,132万円、節区分の15工事請負費で道路改良工事を1,010万円増額しています。

30ページをお開きください。款の8土木費、項の3都市計画費、目の3公共下水道費は、説明欄、下水道事業補助金で企業債返還分と事業費分を2,473万4,000円減額しています。

33ページをお開きください。款の10教育費、項の2小学校費、目の5学校建設費は、菊陽西小学校給食室増改築工事のため1億8,069万6,000円計上しています。

最後に、38ページをお開きください。款の14予備費は、予算調整のため924万4,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 28ページの農業構造改善事業費3億4,865万9,000円、これ莫大な金額ですね。これは「さんふれあ」の改修費ということでございますが、9月の補正でも1期工事分として1億4,415万3,000円が計上されておりました。追加の2期工事費だとは思いますが、なぜこの時期に補正で計上されたのか。

それともう一つ、地震や台風の突発的な被害で急を要する改修ならともかく、金額にしてもかなり多額でございます。建物の傷みぐあいとかはある程度把握されていたと思います。また、把握しておらなければいけないと思います。入念な準備、調査、計画を立てて当初予算に組み入れるべきだと思いますが、今後も含めてどのように考えておられるか。2点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） おはようございます。

御質問にお答えします。

本年度、第3回の定例会におきまして、第1期工事費及び第2期、第3期工事に係る調査設計費について承認をいただいたところでございます。その後、当然、予備調査におきまして施設の全体的な部分の傷みぐあい、そういった部分につきましては把握をしとったところでございます。9月議会においては第1期工事分、第2期、第3期につきましては、施設側の内容と調整をしながら施工時期を決めていきたいというふうに考えていたところでございます。

しかしながら、その後の施設の空調機器が一部故障しまして、復旧することなく、現在でもその一部が停止してるような状況でございます。また、温浴施設のボイラー等の設備機器の傷みが非常に激しいということから、早期の改修が必要というふうに判断したところでございます。

また、本施設は農産物直売所を核とした都市部住民と農村部住民との交流を図るという目的を持った施設でございます。農産物直売所の運営につきましては、11月から6月までの期間が野菜等の生産、収穫期となることから、その期間は極力休業は避けたいというふうな考え方も持っております。第2期、第3期の工事に要する期間を6か月間というふうなところで見込んでおりますし、その上で農産物直売所、さん彩出荷協議会の皆様と相談、協議をさせていただいたところでございます。

その結果、施設の状況、傷み状況ですね、こういった状況から改修工事の早期着工の必要性、及び農産物直売所運営における休業を避けたい時期等を勘案しまして、11月にはリニューアルをさせたいというふうに考えたところでございます。逆算しますと、やはり4月の段階で着工する必要があります。当初予算で予算を計上した場合、どうしても業者の選定、着工が遅れます。こういったところを勘案しまして、12月、本会で提案をさせていただいたところ

でございます。

今後の計画としましては、2月までに請負業者を選定をしたいというふうに考えてございます。その後、議会の承認を経て、4月の上旬には着工したいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） ページ18ページ、目が地域政策費の中で、委託料ということで空き家対策の委託ということで、今回、議案第40号において空き家対策の条例変更で1月1日から協議会が実施されますが、それとこれとの関連性と、業務委託するに当たってどのような委託するようになってるのか、考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（中島秀樹君） おはようございます。

お答えいたします。

先日、提案させていただきました協議会条例の中で、空き家対策計画を策定するというようなことを一つの所掌事項としております。その空き家対策計画を策定するものでありまして、委託の内容といたしましては、現状分析と課題の整理、計画案の作成、特定空き家の判定基準の作成、また特定空き家の候補者の整理等を委託することとしております。作業することとしているところです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 先ほどの阪本議員の質問に関連ですけれども、詳しく調べるのを今回しておりませんが、たしか私の記憶では、「さんふれあ」関係の改善、建設工事等ですね、たしか3か年だったと思いますが、それに費やす予算に加えて3億4,800万円というふうな、こういうふうになるとと思いますが、総額で幾らになるんですか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○農政課長（山川和徳君） お答えします。

総額で、今回の補正額をもちまして一応完了する予定でございます。総額では5億2,480万円、約、をお願いしたいというところでございます。計画してるところでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第42号 平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議案第42号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（阪本章三君） おはようございます。

議案第42号平成29年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条の歳入歳出予算の総額に50万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,245万1,000円とするものであります。

6ページと7ページをお開きください。今回の補正は、歳入では諸収入を増額し、歳出では諸支出金を増額するものであります。保険料の還付に伴う財源を歳入として6ページの諸収入で受け入れて、7ページの歳出の諸支出金から還付対象の被保険者に支出するものです。

8ページをお開きください。歳入の内容について説明いたします。

款の6諸収入は、熊本地震による保険料の減免や軽減判定の修正による保険料の還付などに伴う保険料還付金を49万1,000円と、この保険料還付に伴う還付加算金を1万3,000円増額するものです。

9ページを御覧ください。歳出の内容について説明いたします。

款の4諸支出金は、歳入と同様に、熊本地震による保険料減免などに伴う保険料還付金と還付加算金を、歳入と同額、それぞれ増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第43号 平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第43号平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（矢野和幸君） おはようございます。

議案第43号平成29年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算編成の主な理由としましては、公共下水道事業において熊本北部流域下水道維持管理負担金が減額となったこと、また下水道事業受益者負担金について、開発や事業所及び住宅建設などの理由で負担金の予定額が増加したことによるものでございます。

それでは、1ページをお開きください。詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものでございます。収益的収入の第1款事業収益を785万1,000円減額し、13億5,077万8,000円としております。支出の第1款事業費用を785万1,000円減額し、13億3,821万2,000円としております。

続いて、次ページの第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入及び支出の全体額に補正増減額はありませんが、収入の内訳について変更、予算内における予算組み替え調整をしております。

第4条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を2,473万4,000円減額し、1億1,770万1,000円としております。

次に、4ページの補正予算実施計画をお開きください。ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、次ページの項の1営業費用の減額に伴いまして785万1,000円減額し、7,441万円とするものです。

以上、収入合計は、785万1,000円減額し、13億5,077万8,000円とするものです。

次に、5ページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費は、熊本北部流域下水道維持管理負担金1,365万1,000円の減額により3億4,233万7,000円とするもので

す。熊本北部流域下水道維持管理負担金については、昨年度の負担額が昨年度の実績数量に応じて今年度精算されますので、その精算額を減額しております。

続いて、目の5総係費は、下水道事業受益者負担金の増額見込みに対応するための一括納付報奨金の増額で580万円を増額し、6,087万3,000円とするものです。

以上、支出合計は、785万1,000円減額し、13億3,821万2,000円とするものです。

次に、6ページをお開きください。資本的収入の款の1資本的収入、項の3負担金、目の2受益者負担金は、開発や事業所及び住宅建設などに伴う増額見込み額でございまして、1,688万3,000円増額し、3,189万2,000円としております。

続いて、項の4補助金、目の3他会計補助金は、建設改良費に関する一般会計からの繰入金でございしますが、受益者負担金の増額見込みに合わせて1,688万3,000円減額し、3,329万1,000円としております。

次の8ページは平成29年度予定キャッシュフロー計算書、それから10、11ページには平成29年度末の予定貸借対照表、12、13ページには貸借対照表等に関する注記を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（古賀直之君） おはようございます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に

基づき議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員のうち1名の方が平成30年3月31日をもって任期満了になりますので、別府逸郎様を再任の候補としてお願いするものであります。

別府逸郎様は、菊陽町沖野4丁目11番19号にお住まいで、昭和27年9月7日生まれの65歳でございます。別府様は、昭和46年4月に熊本県庁に入庁され、平成25年3月に退職されるまでの熊本県庁在職中、20年以上、高齢者、障害者、児童福祉行政に携わられ、現在は福祉施設において障害者の自立支援及びその家族の支援活動に取り組んでおられます。別府様は、人格及び識見ともに高く、平成27年4月から人権擁護委員として積極的に活動されており、平成30年4月から2期目の再任をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、別府逸郎君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は別府逸郎君を適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

総務常任委員長吉本孝寿君。

○総務常任委員長（吉本孝寿君） それでは、ただいまより総務常任委員会の委員長報告を行わせていただきます。

総務常任委員会に付託されました議案第40号菊陽町空家等対策協議会条例の制定について、

そしてまた請願第2号「定周機（完全な信号機）の設置を含めた交差点の総合的改良をもとめる」請願書の2件について、審議の経過と結果を報告をいたします。

まず、12月8日でございますが、議案については担当課長から、請願書については紹介議員の甲斐議員から詳細な説明を受け、質疑応答、また現地視察を行い、慎重審議を行いました。議員各位におきましては、要点筆記した資料が配付をされておりますので、主なものだけを報告をいたします。

まず、議案第40号菊陽町空家等対策協議会条例の制定についてでございます。

本条例をつくることになった経緯について教えてほしいという質問がございました。担当課長から、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条に、市町村の責務として、空家等対策計画の作成及びこの計画に基づく空き家等に関する対策の実施など、必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする努力規定が定められている。そこで、同法第7条の規定では、空家等対策計画の作成及びその対策の実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる定められているため、設置するもの。菊陽町においても今後空き家が増加すると見込まれるため、早い段階での対策が必要であると考え、本条例を上程したとの答弁がございました。

次に、協議会の委員は他市町村も同様かという質問がございました。その答弁におきましては、自治体ごとの判断にもよるが、空家等対策の推進に関する特別措置法の中で例示列举されているとのことでした。

また、菊陽町空家等対策協議会条例第3条に規定する協議会に町議会議員が就任することについて、担当課長から説明がございました。少し長くなりますが、重要なところでございますので、御説明をさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項及び第2項の規定に基づき、協議会を設置し、委員を選任するもの。空家等対策の推進に関する特別措置法、（協議会）、第7条、市町村は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を設置することができる。第2項、協議会は市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成をする。

地方自治法第138条の4第3項において次のように定められている。普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができる。ただし、法令で定める執行機関についてはこの限りでない。

執行部が設置する附属機関の構成員に議会議員を加えることの可否については、昭和28年1月21日自行行発第16号の福岡県知事室長宛て行政課長回答の行政実例の問いで、附属機関の構成員に議会の議員を加えることができるかというところの答えで、違法ではないが適当ではないとされております。

また、各自治体によっては、議会議員について、執行機関と議決機関の権限を明確に分離

し、相互に適正な制御、均衡を図るという地方自治の建前から、就任しない、選任しない。ただし、ほかに適任者がいない場合において、専門的知識、経験等を有する者の就任、選任についてはこの限りではないという規定を定め、議員の委員就任を制限している自治体もある。

一方、従前から附属機関等に議員が就任、選任しているのは、法律に規定している附属機関を含めて、附属機関等の委員に議員が就任、選任することにより、附属機関における審議、協議の内容が総合的に高まる。附属機関等の委員に議員が就任、選任することにより、審議、協議等の内容が議会によく周知できる。附属機関等で審議、協議している事項は多岐にわたり、特に最近の審議、協議事項は、政・官・労・使、地域、職域、業種、少・青・壮・老等の各界各層各分野にわたり、また影響を与えることから、議員の参画は有効であるというメリットがあることから附属機関への就任を評価している自治体もある。

このように、附属機関への議員就任については両論があり、それぞれの自治体の判断となる。すなわち、議決機関というよりチェック機関としての議会という位置づけをとるのか、あるいは町が抱える課題解決のために、ほかの専門家、町民等の委員と一緒に審議、協議をするという考えをとるのかということである。その意味で、地方自治法第138条の4は附属機関の構成メンバーについては規定せず、それぞれ自治体に任せたということであり、今回の空家等対策協議会条例においては、法律の例示がされていることから、議会議員の委員就任の条文として提案をしているところという説明がございました。

議案第40号は菊陽町空家等対策協議会条例の制定であり、その中の組織に町議会議員が明記してあっても、協議会の委員は町長が委託することとなり、町長が議会に対して協力依頼をすることとなり、その後での議会の判断となるという説明を受けました。

次に、請願第2号「定周機（完全な信号機）の設置を含めた交差点の総合的改良をもとめる」請願書についてでございます。

これまでの経緯を担当部長より説明を受けました。平成16年度の武蔵ヶ丘小学校の通学路に関する要望書では、2方向へ渡れる横断歩道と信号機の設置と記載をされており、定周期信号機設置の要望であったが、信号機設置の優先順位がそれほど高くないとの判断で押しボタン式信号機の設置となっている。平成19年度から押しボタン式信号機で上申をされております。平成22年3月に押しボタン式信号機が設置される。その後、平成25年12月議会において、請願第5号「完全な信号機の設置または今ある歩行者用押しボタン信号機の移設と横断歩道の移設をもとめる」で総務常任委員会に付託をされましたが、継続審査となり、審議未了となっているとの説明がございました。

説明後に現地で説明を受けて、道路改良が現段階では困難であること、信号機設置の判断を議論するにはまだまだ時間を要することが必要であるということとなりました。

以上が審議の主な経過でございます。

なお、付託された案件につきましては、採決を行いました結果、議案第40号菊陽町空家等対策協議会条例の制定については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決まら

た。また、請願第2号「定周機（完全な信号機）の設置を含めた交差点の総合的改良をもとめる」請願書につきましては、全員賛成により継続審査と決しました。

これで総務常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁をさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、議案第40号菊陽町空家等対策協議会条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号菊陽町空家等対策協議会条例の制定について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決をされました。

次に、請願第2号「定周機（完全な信号機）の設置を含めた交差点の総合的改良をもとめる」請願について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第2号「定周機（完全な信号機）の設置を含めた交差点の総合的改良をもとめる」請願書について、委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定をいたしました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時2分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長中岡敏博君。

○産業建設常任委員長（中岡敏博君） それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案第44号町道路線の認定について、審議の経過と結果を報告いたします。

12月8日、土木部長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議しました。議員各位には要点筆記した資料が配付されておりますので、できるだけ多く報告をしたいと思います。

まず初めに、本件においては、本会議において担当課長が答弁されておりますが、問題提起ということで2つありまして、それについて詳細な説明を受けました。1つ目は、民間開発により築造される道路形状の問題、分かりやすく言えば通り抜けではないということ、そしてその原因は町の指導等が不十分だからではないのか。2つ目は、行き止まり道路は好ましくない、よって町が帰属を受けることそのものが不適切ではないかというものであります。この2つの質問に対し、法律的な観点と現実的な観点から説明を受けました。

まず、行政は法律に優位しないという行政執行の大原則があるということ。国、県、市町村を問わず、行政行為は法律に基づき行わなければならないということです。

次に、今回の開発道路を規定する法律は都市計画法になります。その内容では、開発行為を行うとする者は知事の許可を受けなければならない、そして知事は国が定める基準に適合しているときは許可をしなければならないというものでございます。要するに、開発許可の権限は県にあり、県は行き止まりの道路であっても、幅員、隅切り、自動車転回広場等が国の基準に適合していれば許可をしなければならない。許可をしないと違法であると規定されているということでございました。さらに言いますと、開発行為により設置された道路等の公共施設は市町村に帰属するとの基本原則があり、本町としても、この法律根拠に基づき、開発道路の帰属及び管理を行っているとの説明でございました。

次に、現実的な観点、これも重要でございます。1つ目は、通り抜けの道路を求めることが現実的に可能であるのか。2つ目は、町に帰属せず共有の私道、これは私道ですが、となったときにどのような問題が発生するかについて説明をいただきました。

結論から、開発業者に通り抜けの道路を求めることは極めて困難である。理由は、宅地分譲が可能な市街化区域、集落内開発条例の区域は周りが既に宅地化している場合がほとんどであ

るといふこと。通り抜けるの計画とするためには、その先の公道までの第三者の土地を買収したり、建物を除去したりする必要があるといふことでもございました。

また、開発道路が私道になると次のような問題が生じるといふことで、道路には上下水道管が布設されている。これが損壊しても、私道では町による修理ができない。次に、水道の漏水があっても、私道内であれば料金メーターが上がらず、漏水だけが続くことになるといふこともあり、水道企業団からも極力町に帰属するように求められているといふことでもございました。ほかに、道が傷んででこぼこになっても、私道であれば町が舗装を行うこともできないといふことでもございました。この結果、住民の方々が、何のために住民税、固定資産税を払っているのかとの疑問が生じ、納税意識の低減も心配されるといふこと。なぜ町が引き取らなかったのかと問われたときに、行き止まりであるからといふ説明では理解を得ることが困難であるといふことでもございました。

最後に、通過交通が目的の幹線道路とは異なり、住宅、店舗等のための開発道路、いわゆる街路は、上下水道、電柱など、町民生活のみならず事業活動を行うためのライフラインであり、また防災上の根幹をなす都市施設であるといふことで、法律で町が管理することが予定されておりますし、町道の認定の議決によって地方交付税の算定対象になっているといふ分りやすい説明をいただきました。

その後、現地の視察を行いました。

以上が審議の主な経過です。

なお、議案第44号につきまして採決を行いました結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件について審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑におきましては自席から答弁させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、議案第44号町道路線の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 議案第44号町道路線の認定について、反対の立場で討論いたします。

今、産業建設常任委員長の方から詳細な審議の説明をいただきました。議事録もいただきまして、書いてるとおりはそのとおりだと思っております。ただ、法律にのっとって云々といふことがありましたけれども、法律は解釈という要素が入ってます。農地の地域内開発のことに

ついても、熊本県以外の他県は割と柔軟に対応してるのに、熊本県の判定は非常に厳しいというの、僕がたしか産業建設常任委員長やっていたときに担当課の方からの説明で聞いた覚えがあります。結局、いろんなものの、法律も含めてです、解釈というものがそこに入りますので。

で、この町道路線のことについて、僕は1つだけ欠けてる視点があると思ってるんです。それは、先日の僕の質疑のときにも申し上げましたが、菊陽町、自分たちの町のまちづくりをどのようにしていくのかということについての視点がないという点です。つまり、開発行為は確かに権限は県にあります。だから、県がやるからしょうがないという発想なのかね。それとも、我々が住む菊陽町は自分たちの考えでどのようにつくっていくのかということの発想から物事を捉えていくという視点がなかったというのは大変残念かなと、そのように思います。

僕の方がちょっと調べたら、町道の、失礼します、ちょっと眼鏡をかけます。私道寄贈、市町村は受領することは義務化というホームページがございました。そこを見ると、私道とはいえ立派な財産であり、寄附をすれば、どこの自治体でもすぐに受け付けるように感ずる人もいるでしょう。ところが、問題はそれほど簡単ではありません。公道として取り扱うことになれば、その舗装や維持管理などの費用を自治体が負担しなければならず、予算の中から公費を投入するわけですから、それに見合う道路でなければ寄附を受け付けないというのが原則です。

先日の私の質疑の中で建設課長の方が一番先に答弁されたことに、道というのは公道から公道につながっていく、つまり通り抜けができるということをも原則とするというふうにお答えをされたと思います。その中でも、ここがその点に触れておまして、じゃ、道路というものはどういうものかということ、寄附地の道路が一般の人や車の通行が可能であること。つまり、公道ですから、多くの人が通り抜ける、そこに住んでいない人も通り抜けるということが大前提として公道として認定するというのが常識のようです。つまり、袋小路ですと、そこの人たちしかその道路を使わない、多くはですね。郵便配達とか、そういうのは入ってくるかもしれませんが。要するに、普通の人簡単に使うことはない。そこに町の公金を使うということになりますので、予算という観点から、寄附を受け付けると自治体に道路管理の予算が発生する、その予算があることなどなどが問題として提起されてました。

僕は、今回の現実的な問題というのは、今、委員長が報告されたそのとおりだと思います。私道のままでしたらいろんな問題があるでしょう。しかし、今、菊陽町ではこのような道路がたくさんできていて、ミニ開発が進んでいます。その全てが、県が開発許可出してるわけです。県の職員は、私たち菊陽町の行く末にどのぐらい責任を持って、あるいは感情といいますか、思いといいますか、そういうものを持って取り組んでいいのか僕は分かりませんが、法律にのっとって、こういう申請が上がってきたから許可した。その結果、行き止まりが増え、何らかのことのあったときにも避難できないような道路が幾つもできてしまう。そのようなことになったときに道路管理者としての町の責任はどうするのかということについては、やはり一

定の考え方を持つべきではないかと思っております。そのことがあっても、なおかつ法律にのっとって云々ということであれば、またその時点で何かを考えるべきことかもしれませんけれども、菊陽町のまちづくりという視点がないまま、申請されたので受け付けるということでは、やはり問題をずっと増やしていくことになっていくと、そのように思っております。

この菊陽町に住む人々が、一番奥に住んだ人が、道路とはいえ一般の通行路ですけど、ちょっと視点変えますが、今、復興まちづくりという話が進んでおりますね。町の方の説明でも、道路というのは避難路という考え方もあったと思います。生活道路であるという側面と同時に、避難路としての機能もあわせ持たなければならない。そういうときに、行き止まりの道がたくさん増えていくのはいかがかかと、そのように思い、私はこの案に反対をいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号町道路線の認定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 発議第3号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、発議第3号道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、北山正樹君外3名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、北山正樹君より趣旨の説明をお願いいたします。

○9番（北山正樹君） それでは、発議第3号の提案する前に趣旨の説明をしたいと思えます。その背景、趣旨ですね、それを申し述べます。

第1に、道はしばしば血管に例えられることは周知の事実です。まず原野があって、人が歩き、やがてその踏み跡から道になっていきました。その道は、人の往来とともに多数になり、より複雑になっていきました。道路は人の活動が顕在化したもので、近代においては地域社会の命とも言えるもので、その重要さは論をまちません。

しかし、現実に目を落とせば、今定例会に提出された承認第8号にあるように、全ての町道を限られた職員で管理、維持することには限界があります。また、人々や物流の広域化などにより、町内外からの交通量がますます増加してきています。今後とも道路の管理拡張は続けていかなければなりません。さらに、人口減少に悩む地方という点からも、熊本県の中心である本町とその周辺自治体の役割は、今述べた観点から重要と言わなければなりません。

以上から発議を提出いたしますが、本来は中岡議員が本来の意味での発議者であります、議会運営委員会からの提出という結論から私が代表者となって提出をいたします。

では、発議書をおとりいただきたいと思います。

発議3号、私が提出者ですが、御覧の3名の賛同議員をもって提出をいたします。内容は、道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）です。

上記の議案を、別紙のとおり、菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由は、主要町道の整備の推進と既存道路施設の老朽化対策など、適正な維持管理を図る必要があるため、国に道路事業予算の確保と、平成30年度以降も引き続き道路財特法の補助率等のかさ上げ措置の継続を要望するものでございます。

2ページの内容は、以前にお渡ししておりますので、皆さん方がもう既にお目に通されたことだと思っております。

なお、質疑のことについては自席の方から答弁をいたします。皆様方の賛同をよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 発議第3号道路事業予算の総額確保等に関する意見書に反対の討論を行います。

今、提案理由として北山議員の方からありました。そしてまた、道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）の、菊陽町は熊本県の中心都市熊本市の北東部に位置し、から、ちょうど中段ですけど、このため国におかれては本町の状況を十分考慮いただき、今後も計画的かつ着実な道路整備の推進及び老朽化対策のために必要な道路事業予算の総額を安定的かつ継続して十分に確保するよう強く要望するということころまでは、非常にそのとおりだなというふうに思っています。

ただ、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律なんですけれども、以前、道路特別法から一般財源化という議論もありまして、2008年にはかなり個別の道路事業がパッケージによっても認められるようになって、地方にとっては使い勝手のよいものになっているのは十分承知してるんですけれども、やはり道路、この場合は全国にまたがる道路予算の総

額確保なので、私たちからすると、町内ではないんですけど、全国的にはその道路はどうかと、無駄遣いではないかと思うようなこともありまして、道路財特法の補助率等のかさ上げではなくて一般財源化して、地方自治体や住民が予算の使い方を十分選択できるように一般財源化することが必要ではないかと考え、この点について納得できないということで反対するものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

1月から3月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、1月から3月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、常任委員会の閉会中の特定事件調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

最後に、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成29年第4回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時40分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 佐々木 理美子

菊陽町議会議員 中 岡 敏 博

菊陽町議会会議録  
平成29年第4回12月定例会

平成29年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 高木 定伸

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919